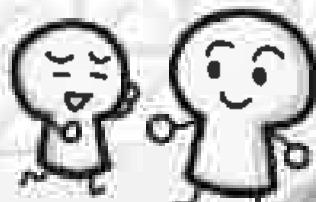


居住支援九州サミットinべっぷの
ホームページはこちら



居住支援 九州サミット in ベっぷ

おおいたで学ぼう！

全国で直面している

「居住支援」Q&Aとその取組の最新情報

入場
無料

事前
申込制



2024年

10月31日(木) 13:30-17:00
(受付開始 12:30)
1階 中会議室

住まい・暮らしの
支援をしている方向け
(定員200名)

11月 1日(金) 13:30-17:00
(受付開始 12:00)
3階 国際会議場

すべての方向け
(定員250名)

別府国際コンベンションセンター(ピーコンプラザ) 別府市山の手町12-1

主催 大分県

共催

竹田市居住支援協議会、豊後大野市居住支援協議会、日田市居住支援協議会、
国東市居住支援協議会、日出町居住支援協議会、大分市居住支援協議会

後援

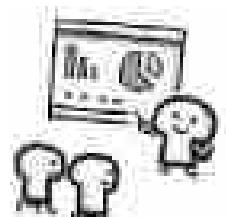
大分合同新聞社、NHK大分放送局、OBS大分放送、TOSテレビ大分、OAB大分朝日放送、
J:COM大分ケーブルテレビ、一般財団法人高齢者住宅財団

資料ダウンロード



— 資料目次 —

【10月31日】.....	1
○竹田市居住支援協議会(たけたねっと).....	3
○豊後大野市居住支援協議会(偕生会)	11
(日本文理大学).....	18
(清川町支え合いのまちづくり仕掛け人会)	23
○日向市居住支援協議会(NPO 法人 Rim-Link-)	31
○中部地域居住支援協議会の取組(愛知県・静岡県).....	40
○NPO 法人住むケアおおいた.....	46
○一般社団法人つみきの家	50
○NPO 法人やどかりプラス	60
○大牟田市居住支援協議会	75
○全国居住支援調査研究報告(一般社団法人北海道総合研究調査会)	89
 【11月1日】.....	97
○基調講演	
「居住支援のこれからを考える～「足元」から「その先」へ」	
【講 師】	
日本大学文理学部社会福祉学科	教授 白川 泰之.....
○居住支援に関する話題提供	99
改正住宅セーフティネット法の概要・施行について(国土交通省)	122
改正生活困窮者自立支援法の概要	
～居住支援の観点から～	(厚生労働省)
刑余者支援・再犯防止について	131
(法務省)	154
○パネルディスカッション	
「いま足りないこと・これから必要なこと」	
【コーディネーター】	
東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授 大月 敏雄	
【パネリスト】	
認定 NPO 法人抱樸	理事長 奥田 知志
大牟田市居住支援協議会	
NPO 法人大牟田ライフサポートセンター 事務局長 牧嶋 誠吾	
○大分県内の居住支援協議会	170



居住支援 九州サミット in ベっぷ

おおいたで学ぼう！
全国で直面している
「居住支援」の実態とその取組の最前線

— 10月31日 プログラム —

13:30 開会挨拶(大分県土木建築部建築住宅課長 伊東 幸子)

13:35～ 導入

13:45～ 事例発表

- ①竹田市居住支援協議会(たけたねっと)
- ②豊後大野市居住支援協議会
(偕生会、NBU、清川町支え合いのまちづくり仕掛け人会)
- ③日向市居住支援協議会(NPO法人Rim-Link-)
- ④中部地域居住支援協議会の取組(愛知県、静岡県)

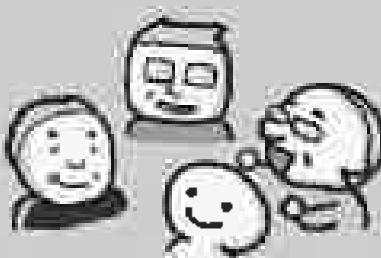
15:05～ (休憩)

15:20～ 事例発表

- ⑤NPO法人住むケアおおいた
- ⑥一般社団法人つみきの家
- ⑦NPO法人やどかりプラス
- ⑧大牟田市居住支援協議会
- ⑨全国居住支援調査研究報告(一般社団法人北海道総合研究調査会)

16:50～ 事例発表まとめ

16:55 閉会挨拶





「居住支援」の最前線の取組から

■ 事例発表

①竹田市居住支援協議会

城下町にある築56年の建物を国の人手100年時代を支える住まい環境整備モデル事業でリノベーションし、女性専用の住まい「新町ウイス」を本年5月にオープンしました。自助・互助・共助の考え方を実践し、地域社会に新しい住まいの在り方を提唱します。



②豊後大野市居住支援協議会

2023年1月設立。事務局は市役所建設課と社会福祉法人偕生会が共同で担っています。居住支援法人でもある偕生会は、空き家と生活支援・就労支援を結びつけた「くすのきハウス」事業を2014年から展開しています。



(日本文理大学との連携事業)



日本文理大学工学部建築学科は、豊後大野市居住支援協議会の一員として、研究や教育と連動させた居住支援を行っています。

今回は、昨年度実施した「地域で暮らし続けるための空き家リノベーション提案」と今年度取り組んでいる「外国人居住者との共生社会を実現するためのモノづくり・コトづくり」について発表します。

(清川町支え合いのまちづくり仕掛け人会活動内容)

「この町でずっと暮らし続けたい」こうした声に応えるために、私たちの取組みは始まりました。立ち上げから2年7か月、町民の心の拠り所となった居場所、NPO法人と協働で進める大人食堂、暮らしの困り事解決のための「暮らしサポ」等、できることから仕掛けています。

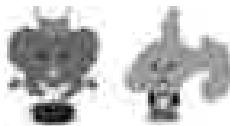


③日向市居住支援協議会

日向市居住支援協議会は、官民合同で事務局を設置。特徴としては、お互いの困りごとを助け合うための「住まいに関する相談プラットフォーム」です。得意分野を生かす「餅は餅屋」と課題の解決と隙間を埋める「お互い様」を基本に活動しています。さらに、緊急用の短期居住シェルターを運営し、相談者の暮らしの再建に有効活用しています。

④中部地方の居住支援協議会取組(愛知県・静岡県)

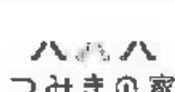
居住支援には居住支援団体、不動産関係者、市町村などが、それぞれの専門性を活かして手を取り合いながら相談対応にあたることが重要です。それでは、都道府県の役割はなんでしょうか？中部地方で悩みながらも漸進を続ける愛知県、静岡県の取組みを紹介します！



⑤NPO法人住むケアおおいた

“安心の暮らしは住まいから”をテーマに住居確保に始まり、生活支援、就労支援、住み替え・退去支援ヒートルサポートを行います。必要な支援、環境、関係性のコーディネーターとして、“沢山の眼”で見守る体制作りを大切にしています。入居者支援が家主様の安心にもつながる居住支援、空室対策にも取り組んでいます。

⑥一般社団法人つみきの家



私たちは、配慮が必要な方々が安心して住み続けることができるよう、「入居前」の相談支援だけでなく、「新たな場所に入居してからも」これらの方々が抱える多様な課題を解決してきました。それら具体的なケースをもとに支援方法をご紹介します。

⑦NPO法人やどかりプラス

2007年設立。地域福祉の担い手と協働して入居時の保証を提供する「地域ふくし連帯保証」を鹿児島県全県で実施し、400名以上を保証しています。鹿児島県居住支援協議会の相談窓口を担い、年間約300件の相談に対応。住宅確保要配慮者自身が主人公となり、居住支援を行う「やどかりライフ」事業を通じて「当事者主体の居住支援」を目指しています。

⑧大牟田市居住支援協議会

大牟田市居住支援協議会は、不動産、福祉・医療、法律、行政、学識経験者等の専門家で構成し、2013年6月に設立しました。住宅確保要配慮者に対する住まいの提供に加え、見守り等の生活支援を行っています。人口減少縮退社会の中、空き家対策を住宅政策に位置づけ、多職種による関係機関と連携し、利活用の推進や啓発セミナー、所有者向け無料相談会等の事業を展開しています。

【事例発表】

竹田市居住支援協議会

一般社団法人 権利擁護支援センターたけたねっと 代表理事 河野 雄三

事例発表



竹田市居住支援協議会 事務局
代表理事

一般社団法人権利擁護支援センター



たけたねっと

住宅確保要配慮者への情報提供、民間賃貸住宅等への円滑な入居促進
生活支援等に関し、必要な措置について協議することで
竹田市の福祉向上、豊かで住みやすい地域づくり等に寄与することを目的
とし令和4年4月に設立。

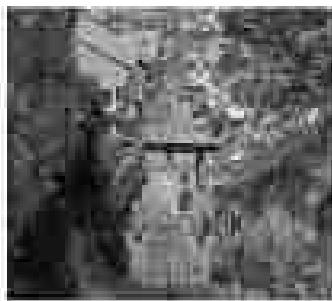


歴史

山々に囲まれ自然豊かな地域
桑蚕や醸造が主な産業
国境線下町であった地、多くの
文化的歴史をもつている

竹田市の現状

H17年の1市3町の市町村合併で新竹田市が発足
人口19,111人 高齢化率約50% 後期高齢化率約30%
介護認定率19.5% 85歳以上割合は約13% 出生数66人
竹田市の自慢：お達者年齢男女とも大分県No.1 (2022)



世帯数 9824世帯 (令和6年9月1日)
一世帯当たりの人数の減少
単身高齢者・核家族世帯の増加

竹田市居住支援協議会

事務局発足まで

1978(S53)～ 1998(H10)

2020(R2)10月 ～ 2022(R4)4月

高齢者福祉
障碍者福祉
司法福祉
更生保護
学校福祉

成年後見受任

社会福祉士事務所
一般社団法人

居住支援法人

大分県第一号
竹田市居住支援協議
会発足 事務局委託

業務の一環での
空き家管理



初年度の活動



相談支援の周知

- ワンストップ窓口を設け
相談者に対応



普及活動

- 広告媒体制作
(HP・SNS・パンフレット
ケーブルテレビ・市報)
- セミナー開催
(居住支援・空き家予防)

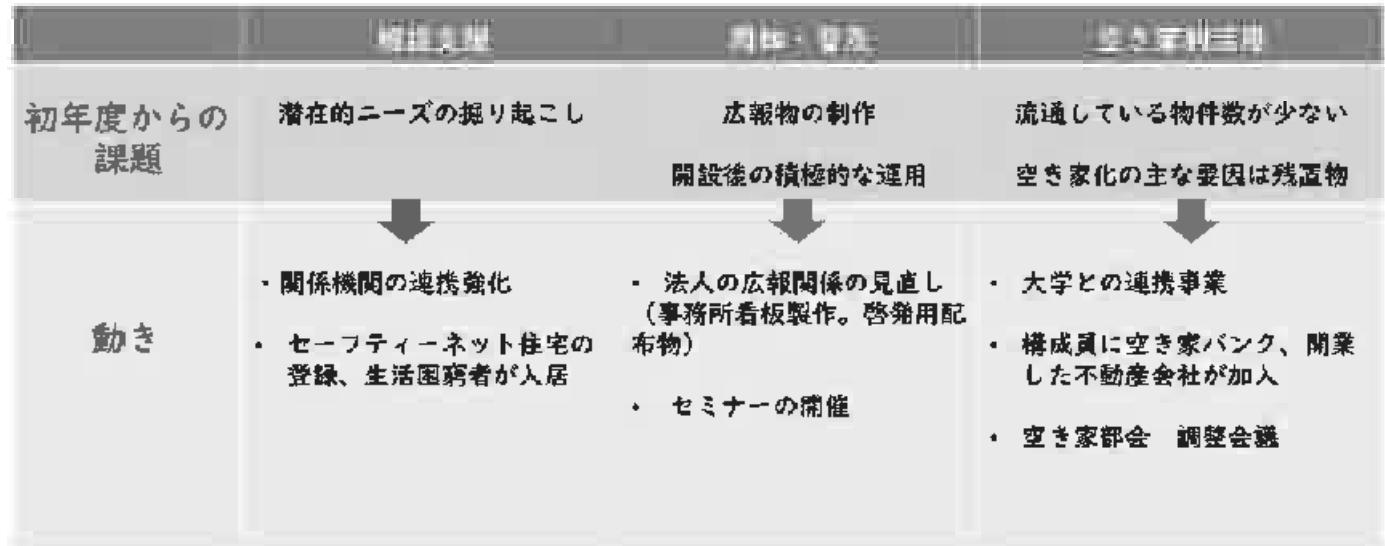


空き家利活用

- サブリース事業の
先進地研修
- 大学と連携し「空き家
カルテ」の共同制作
- 空き家部会の設置

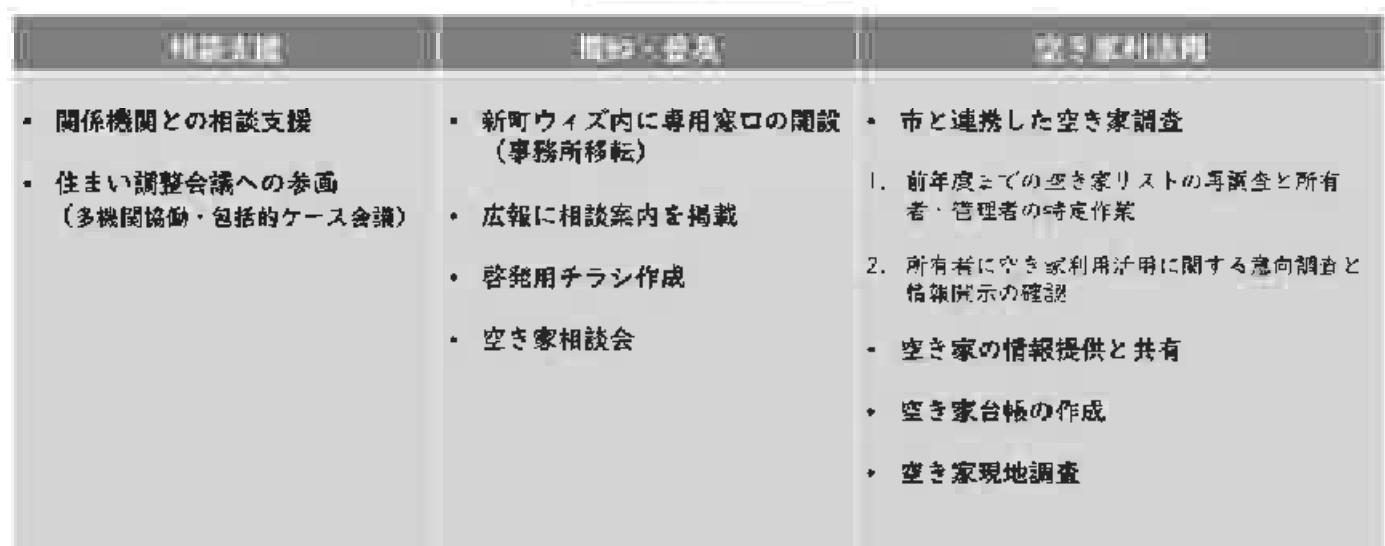
令和5年度の活動

13法人、県、市（6課）



令和6年度の進捗

16法人、県、市（6課）



現在協議会では以下の構成員団体が連携 ご相談に対応しております

事務局
竹田市建設課 居住支援法人権利擁護支援センターたけたねっと
ご相談窓口 新町 ウィズ 施設内入口正面

福祉団体
竹田市社会福祉協議会

まちづくり
商工関係/その他
まちづくりたけた株式会社
竹田市商工会議所
竹田中高生事業団
金田監理組合
(エバーグリン家財整理)

家賃保証機関
一般財団法人
高齢者住宅財團

居住支援法人
一般社団法人
権利擁護支援センター
たけたねっと
居住支援法人
住むケアおおいた

民間賃貸住宅事業者
団体

一般社団法人大分県宅地建物取引業協会
大分県住宅供給公社 竹田不動産
株式会社ネクサス 合タク不動産
一般社団法人竹田市移住定住支援センター「+BUILD.」

教育機関
日本文理大学
建築学科
大分大学
建築計画研究室

行政機関
竹田市 建設課 社会福祉課 総務課
高齢者福祉課 総合政策課
人権・部落差別解消推進課
大分県 豊後大野土木事務所

～今後の課題～

- ・家財整理やゴミの処分、空き家清掃
- ・賃貸住宅情報の一元化
- ・見守りや地域活動との連動
- ・セーフティーネット住宅登録戸数の母数増大
- ・経済的支援方策の検討
- ・空き家の改修の実施や改修補助の検討

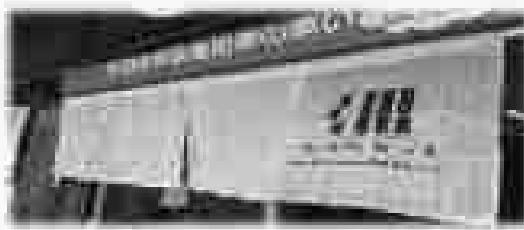
組織の再編化

人材

これからの福祉社会には
福祉のわかる人 + 経済のわかる人との協働
行政の後方支援

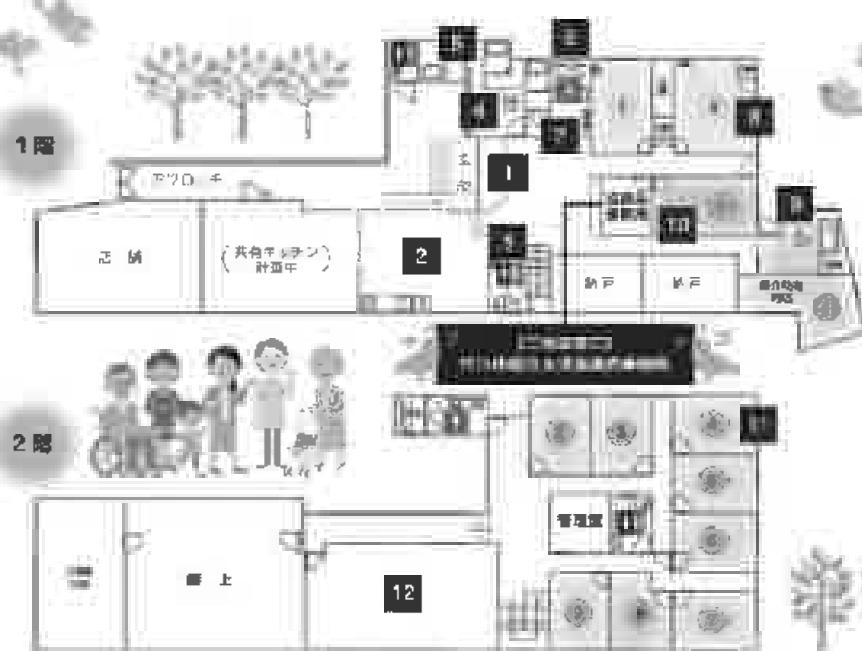
財源

当法人は小規模であるため大変厳しい
民間事務所として自主財源の可能性を探る



見守り・支えあい・助け合い
安心のあるまちづくり

『竹田で暮らしたい』という願いを叶え、次世代につなげる地域の安定と安心な暮らしを目指し、新たな福祉モデルを提案します。





女子高校生



通学が困難な女子高校生

シニア女性



住宅確保要配慮者

シングルマザー親子

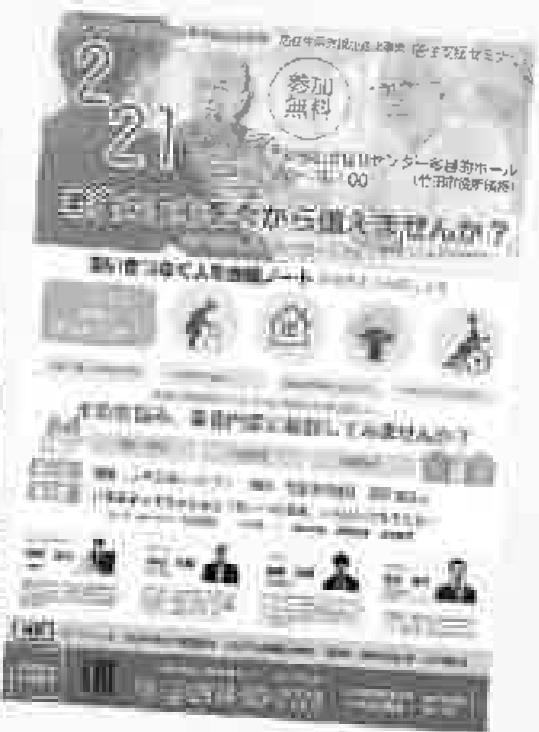


東南アジアの外国人女性



R4 竹田商工会議所がインドネシア
からの技能実習生の監理団体

セミナー・啓発活動



コモンミール

共同でメニューを決め、買い物、調理、片付けを分担しながら一緒に食事をするイベントです。料理を作ったり食べたり片付けたりする過程で、「おいしかった」「どうやって作るの?」「また作ってね」など、自然と世代を超えたコミュニケーションが生まれます。

【事例発表】

豊後大野市居住支援協議会

社会福祉法人偕生会 養護老人ホーム常楽荘 澤田 知美

日本文理大学 工学部 建築学科 助教 福田 健

清川町支え合いのまちづくり仕掛け人会 渡邊 久洋

協議会って何するの？

— 豊後大野市居住支援協議会 の場合 —

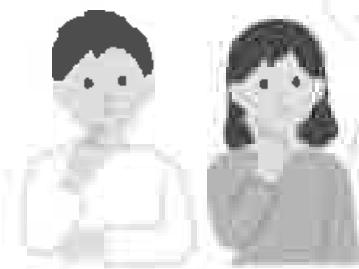
豊後大野市居住支援協議会 事務局

社会福祉法人偕生会 澤田知美

居住支援九州サミット in ベっぷ 事例発表 2024/10/31

居住支援法人って何？

居住支援協議会って何？



居住支援九州サミット in ベっぷ 事例発表 豊後大野市居住支援協議会 2024/10/31 p.2



居住支援法人も協議会も課題解決を図るためにネットワークを有する

協議会：ネットワーク体だからこそできることの追求

居住支援カリミット in ベッキ 事例紹介 豊後大野市居住支援協議会 2024/10/31 p.3

豊後大野市居住支援協議会

設立：令和5年1月30日
事務局：豊後大野市建設課
社会福祉法人偕生会
事務局補助：大分県豊後大野土木事務所

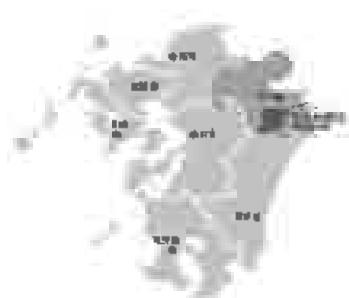
活用している補助金

・国土交通省（令和5年度・6年度）
・大分県（令和6年度）



豊後大野市

人口：32,325人（令和6年6月）
高齢化率：43.9%（令和3年3月）



居住支援カリミット in ベッキ 事例紹介 豊後大野市居住支援協議会 2024/10/31 p.4

取組内容

相談支援部会

2023年度：相談対応 (第4)
2024年度：事例検討会を中心定期開催

広報部会

2023年度：HP・パンフレット制作
2024年度：地域資源マップ制作

地域づくり部会

大学・市民団体・社会福祉法人と連携し
空き空間活用等を通じた地域づくりを行う。

まちづくり委員会 上平田地区会議



清川町支え合いのまちづくり仕掛け人会



山野環境会議



民生委員等との意見交換会



座談会 「みんなで話すところ住支援」



情報交換会

「保護者さんと話す削除者の仕事」と社会復帰



居住支援力サミット in ベッキ 事例発表 普段大野市居住支援協議会 2024/10/31 p.5

3構成員それぞれの活動紹介

(1) 社会福祉法人偕生会

(2) 日本文理大学工学部建築学科

(3) 清川町支え合いのまちづくり仕掛け人会

居住支援力サミット in ベッキ 事例発表 普段大野市居住支援協議会 2024/10/31 p.5

【地域で暮らす】を取り戻す -くすのきハウス 現在進行形-

社会福祉法人偕生会 養護老人ホーム常楽荘 澤田知美

居住支援九州サミット in べっぷ 事例発表 2024/10/31

社会福祉法人 偕生会

設立 1979年6月1日

経営理念 社会福祉法人偕生会は、あらゆる社会福祉事業に取り組み、
地域の人々が安心と希望の持てる生活を実現します。

事業内容 総合福祉センター偕生園（特別養護老人ホーム偕生園、偕生園在宅サービス
センター偕生園、あさぢ偕生園、いぬかい偕生園）
総合福祉センター常楽荘（養護老人ホーム常楽荘、温泉交流館みつばちの湯、
地域福祉センター花兒園）

新星館 (新星館障害福祉サービスセンター)

ひかり保育舎

キャンティーン

職員数 約200名

居住支援九州サミット in べっぷ 事例発表 県後大野市居住支援協議会 2024/10/31 p.2

くすのきハウスとは：なぜつくるか



※住支援九州サミット in ベンツ 事例発表 熊本大野市居住支援協議会 2024/10/31 p.3

くすのきハウスとは

厚生労働省「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」（2014～2016年度）として開始。

住まいの確保（空き家等）+生活支援 定員：21名



- ・常楽荘から徒歩 5～10分
- ・緊急車両がアクセスしやすい

※住支援九州サミット in ベンツ 事例発表 熊本大野市居住支援協議会 2024/10/31 p.4

くすのきハウスとは

厚労省モデル事業終了後、現在は

■ 熊本市低所得高齢者等住まい・生活支援事業
(2017年度開始)

+

■ 無料低額宿泊所

のべ利用者数：200名超

現在の利用者：16名（男性13名 女性3名）（2024/9/23時点）
うち無料低額宿泊所：3名

活動：生活支援+就労支援

施設での活動

- ・シーツ交換
- ・畑
- ・栽植管理（水やり・草刈り）
- ・宿直
- ・温泉整備
- ・「花見台公園」整備事業

介護職員初任者研修

アルバイト

- ・スーパー
- ・飲食店

■ 住支援九州サミット n べんじ 実例発表 熊本市居住支援協議会 2024/10/31 p.5



自立しシェアハウス的な暮らしをしている人 / 地域の季節就労に就く人
衣食住の安定がカギとなり精神科などの専門医療を開始した人 / 年金受給日に夕方から一杯飲みに出かける人
みんなの拠り所となる「花見台公園」整備事業に携わる人
他県に住所があるが相談支援を行い住所地特例を利用して施設入所につながった人 etc.

■ 住支援九州サミット n べんじ 実例発表 熊本市居住支援協議会 2024/10/31 p.6

居住支援とは 資源の分かれ合 人生の伴走支援プロジェクト

居住支援九州サミット in 熊本 参加発表 2024/10/31 p.7

事例発表

豊後大野市居住支援協議会 大学連携の取り組みについて

日本文理大学 工学部 建築学科 助教

福田健 FUKUDA Ken

目次

1. 日本文理大学について
2. これまでの経緯
3. 豊後大野市における活動 ~2023年度~
4. 豊後大野市における活動 ~2024年度~
5. まとめと課題

✓ 日本文理大学について 沿革

- 1967(昭和42年) 大分工業大学 创立
「技术の精神・専门一致」
- 1982(昭和57年) 商経学部 設置 (現 経営経済学部)
日本文理大学に改称
- 1993(平成5年) 創立40周年 「教育理念に
『人間力の育成』『社会・
地域貢献』を加えます」
- 2014(平成26年) 文科省「地(知)の拠点
候補校(大学COI事業)」
- 2023(平成35年) 情報系専修学部 設置
- 2024(平成36年) 現在、3学部6専修 7,253名

NBU
NIPPON BUSRI UNIVERSITY
日本文理大学



文部科学省
地(知)の拠点



✓これまでの経緯

●竹田市

【2022年度】
2022.4 竹田市居住支援協議会 設立
2022.6 教育・研究改革推進事業 採択
建築学科専門科目にて実施

大分県竹田市における
「空き家カルテ」作成



【2023年度】
2023.7 おおいた地域連携プラットフォーム
実践型地域活動事業 採択

「プロジェクト
マッピングを用いた
空き家情報の共有」



大分県



●豊後大野市

【2023年度】
2023.1 豊後大野市居住支援協議会 設立
2023.7 教育・研究改革推進事業 採択
建築学科専門科目にて実施

「地域で暮らし続けるための
空き家リノベーション提案」

2023.12 最終成果発表会

【2024年度】
2024.6 おおいた地域連携プラットフォーム
フィールドワーク支援事業 採択
建築学科専門科目にて実施

「外国人住民との共生社会実現に
向けたモノづくり・コトづくり
プロジェクト」

✓ 豊後大野市における活動 ~2023年度~

建築学科
「プロジェクト2」授業
2年生16名

「空き家前夜」

くすのきハウス

「地域で暮らし続けるための
空き家リノベーション提案」

豊後大野市緒方町の3地区が対象に、
3グループに分かれた学生が、各地区の方々
および偕生会職員の方々と共に提案を考えた。

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

- 7/26 キックオフミーティング



- 9/28 中間報告会



- 12/1 最終成果発表会



✓ 豊後大野市における活動 ~2024年度~

ある日の会議にて、、、



外国人実習生の
居住支援について
考えてほしい

+

建築学科
「プロジェクト2」授業
2年生20名

「外国人住民との共生社会実現に向けたモノづくり・コトづくりプロジェクト」

豊後大野市の空き家をリノベーションし、外国人実習生の居住地と交流スペースを作る

しかし...

その空間に実習生や地域の方が何を求めているのかが分からない。
実習生の数やどの地域を対象としてプロジェクトを進めていくのかも不明確

お互いの信頼関係を築き今後のプロジェクトの情報を聞き出すために、
外国人実習生が他の実習生や地域の方とコミュニケーションを取れるような場が必要

ベトナム人実習生のお宅に伺った際に「お花が好きで部屋に飾ってある」とおっしゃっていたこと、国や言語関係なく誰でも参加できるイベントであることから、**生け花教室を開催することに**

6月

7月

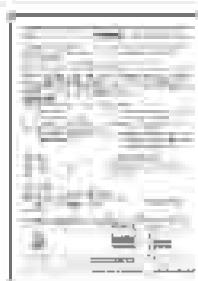
8月

9月

10月

11月

12月



▲企画書



▲イベントに使用する花器の確認

●7/5 キックオフミーティング



●7/12 プレ生け花教室



●8/23 借生園夕涼会
(生け花教室)

○11/3 借生園文化祭
・国際交流イベント
・空き家リノベーション提案

○12月中：
最終成果発表会

作業
オンライン
打合せ

✓まとめ

- ・ 学生による、空き家利活用方法のアイデアの提供
- ・ 地域の方々と一緒に考え（共創）、成果を地域に還元する
- ・ 最先端の社会課題に取り組む
- ・ 高い教育効果

✓課題

- ・ 自転車操業的（活動しながら落としどころを決める）
- ・ 地域のニーズに即した、より効果的な活動



ご清聴ありがとうございました

活動報告

「丁寧な暮らしのまち清川
ハートフルな町づくりをめざす会の活動



清川町

人口1,667人
世帯数839世帯
高齢化率51.0%

活動報告者：

清川町支え合いのまちづくり仕掛け人会

居住支援の先にあるもの

安心の暮らしは住まいだけでなく、生活支援、就労支援等多岐にわたると考えています。

私たち、清川町支え合いのまちづくり仕掛け人会は、この町で孤独感を感じることなく幸福感を感じながら安心して暮らしていくには人と人とのつながりを支え合いの取り組みによって創っていく。できることから少しづつ

ハチドリのひとしづく いま、私たちにできること

その心はハチドリのよろこび

森が見えています

森の生きものたちはわれ先にと逃げていきました
でもクリキンディという名の

ハチドリだけはいったりきたり

口ばしで水のしづくを一滴ずつ運んでは

火の上に落としていきます

動物たちがそれを見て

「そんなことをしていったい何になるんだ」と笑います

クリキンディはこう答えました

「私は、私にできることをしているだけ」

清川町支え合いのまちづくり仕掛け人会のメンバーです。

(大分県吉田前副知事、厚労省丸太支援推進官と一緒に)



清川町支え合いのまちづくりシンポジウムにて(R6.1.27)

今、私たちが取り組んでいること

令和5年6月～

集い。語らい、笑い、つながりづくりを目指して

●【居場所づくり活動】ミニデイスタート

町内2か所で毎月1回、令和5年6月から延べ527名が参加

メニューは/歌声、介護予防体操、脳トレにつながるレク、ゲーム、お茶会、
スマホ教室、送迎支援、公共交通との連携など



●5.11月から町内2か所で月2回のカフェを開始。(現在は3カ所に拡大)

●NPO法人とのつながりの強化は(子ども食堂から大人食堂・買物支援へと進化)R5.11～

●生活支援活動(有償ボランティア)R6.9.1～開始

場所は、いつでも、だれでも、誰にでも、安心を尋ねるところ、こうした場所の確保は大切。居場所を基点に世代間交流や生きがいの取り組みしていくことが必要。高齢者だけでなく次の世代、その次の世代へと引き継がれる場所へ

映像1分 ミニデイ(合川地区)

令和5年10月21日



映像30秒 こども・大人食堂

令和5年12月



「生活の困りごと」の軽減へ 暮らしのサポートの取り組み R6.9.1～



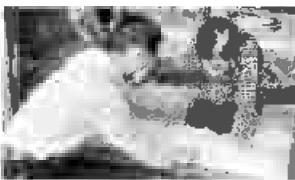
訪問型生活実態調査(記名式)

令和4年10月～

<調査の手法>

- 調査期間は令和4年10月1日から11月15日
- 調査対象は18歳以上の清川町民で、調査に同意した方
- 自治委員会の協力を得て78人の調査員を委嘱、調査は各町で実施。
- 調査票は仕掛け人会が作成、生活に密着した38項目。選択式
- 配布は、自治会組織、
- 回収率は92.8%(入院・入所者含まず、17歳以下含まず)

★最大の特徴は、記名式 ⇒ 1219戸、632世帯からの回答



映像1分 生活実態調査(訪問の様子)

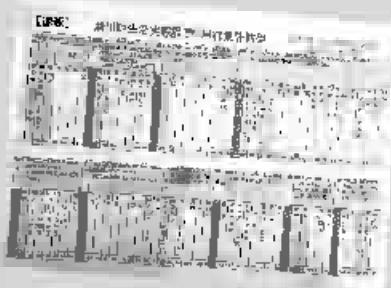
令和4年10月～



令和4年12月

生活実態調査から見えた課題とは(1)

- 高齢化の進展とともに健康が気になる。
→健康管理の延長
- 65歳からはじまる外出機会の減少。
免許を返納は死活問題
→自動支援等交通手段の確保
- 楽しみや生きがい、コロナ禍で地域行事が縮小
→いの場の減少
- 毎日誰とも話をしない。
→独居高齢者の孤立
- 日々の暮らしで、緊急時の対応等頼める人がいない。
自分や同居家族だけでは身の回りのことが十分にできない。
→生活支援の必要性



令和4年12月

生活実態調査から見えた課題とは(2)

- 子ども、親戚と定期的な連絡を取っていない。
→スマホの有効活用
- 人との交流やつながりのなさを感じている人が多い
→人間関係の希薄化
- 町民の皆さんニーズは、
居場所づくり、環境整備、粗大ごみの片付け、
簡易な室内での修理、食事提供、健康づくり、
外出支援等々
- 「ボランティアで参加してもいいよ」との声



令和4年12月

●調査のまとめ

今回の調査で、様々な課題が浮き彫りとなった。こうした課題は誰もが、老いを迎えた時に遭遇する問題。「支える人」「支えられる人」相互の支え合いの仕組みを、時代は移しても続けていくことが町ですっとりと受けられる所となる。



調査で見えてきた
幸運度の高い町とは

- 年齢に関係なく、健康状態が高いほど
- 人のつながりを感じているほど
- 町での生活がしやすいと感じているほど



結びに

- 少子高齢化、失われつつあるコミュニティ、日々の暮らしの困りごと等多くの課題があります。
- それでも、「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という声があふれています。
- 支え合いの取り組みは、多種多様、私たちはハチドリのようにできることから取り組みを進め、その輪をさらに大きなものに、そして、その心を大人や子どもたちに伝え、さらにその子どもたちに伝わることを願っています。

【事例発表】

日向市居住支援協議会

特定非営利活動法人Rim-Link- 代表理事 岡村 真希

私の「まち」の 「居住支援」の取り組み

～繋がりを当たり前に～

令和6年10月31日 居住支援九州サミット in べっぷ



日向市居住支援協議会 事務局
特定非営利活動法人Rim-Link
代表理事 岡村 真希

日向市の概要

宮崎県 日向市

■人口: 57,456人(宮崎県内4番目の人口規模) ※R6.1月末時点

■市域面積: 336.95Km²

日向市地図
門川町、英郷町、諸塙村、佐敷村



【まちの特徴】

- ・日向市駅を中心とする半径3kmの範囲に市街化区域のほとんどが含まれる機能的でコンパクトなまち
- ・市域面積の5%である市街化区域に人口の約80%が居住
- ・市街化区域(内要整備区域1,377ha)の約5割を民間開発や区画整理により住環境整備を行ってきた



多様な属性、多様なニーズ

取組の実績(R6年度)

相談件数70件：属性は様々であり複合的な問題を抱える方が多い

持ち込み機関も様々（市営住宅の問題も多い）

住宅入居19件、シェルター利用12件

相談者の主な属性別割合



相談を持ち込んだ機関別割合



対応するために必要な仕組み = 居住支援(つながり)

キーワード

専門家連携

お互い主義

○問題に対応できる専門家が連携して自らの守備範囲で対応する仕組み

○隙間はお互いが守備範囲を少しだけ曽やしてカバーし合う仕組み

○お互いができる事をやることで助け合う仕組み

自分だけでは何もできない、問題を抱え込まない、悩まない

～ その分野の専門家とともに話すことで解決策が見つかり自分も安心できる～

日向市居住支援協議会 — 住まいに関する相談プラットフォーム

・協議会の特徴・

① 資源連携のパートナーシップ構築

NPO法人Rim-eLinkと市建築住宅課の合同事務局とすることで、住まいに関する相談のプラットフォームを開設



② 餅は餅屋・お互い様ネットワーク

問題に対応できる専門家が連携して自らの守備範囲で対応し、隙間はお互いが守備範囲を少しだけ増やしてカバーし合う仕組み

③ 何たら協議会アレルギーの脱却

形式ばった会議ではなく、基本はそのつどケース会議 協議会はあくまで居住支援という視点を補完する枠組み

④ ひの言葉「連携・協働」を実現しよう

言葉だけの「連携・協働」ではなく、主体を現場の担当者とした行動連携を基本に実行力のある協働の仕組み

事例① ケース会議から支援へ

Aさん 男性(70代)

一日中アルコールを摂取。転倒し肋骨、尾骨等の骨折歴多め。肺がん、胃がんの既往歴あり。喘息あり。2度の離婚。親族及びこれまで関わった人とは絶縁状態。アルコール依存による服薬管理困難。

日向市 居住支援 協議会

つなぎ役としてケース会議を招集、そして役割分担

・役割分担・

◆ 直接当事者局 (NPO法人 Rim-Link)

つなぎ役としてケース会議を招集
通常の審査を落ちたため、提携する家賃債務保証事業者と連携して問題をクリアに

◆ 地域生活支援センター・市高齢者担当

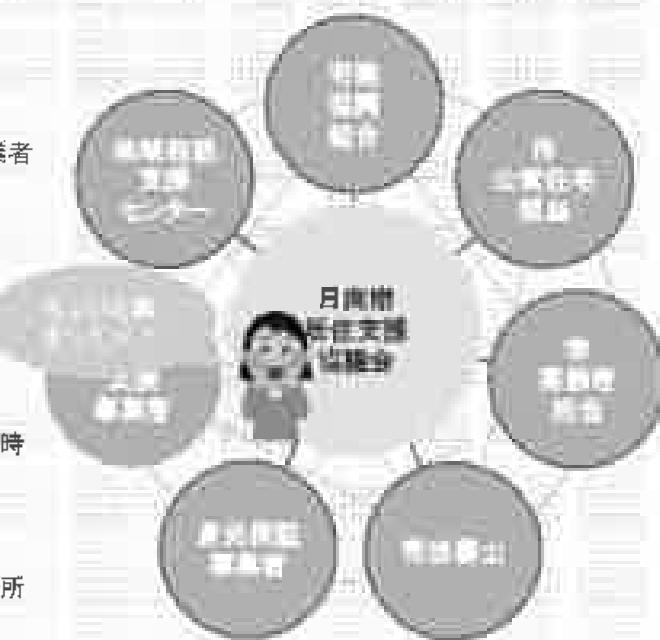
日常の生活支援を継続し、アルコール依存症の治療のため入院先の選定

◆ 主産巡回組合・市公営住宅担当

公営住宅の目的外使用を活用し、火災被害者として一時的な住居の確保(+見守り)

◆ 医生監修・身元保証事業者

後見人の検討及び入院やその後の養護老人ホーム入所を見据えて、身元保証契約の履行(生活支援を+α)



ケース会議の様子と支援の結果



【協議の内容】

●成年後見人の利用はどうだろう?

⇒現在の段階では、補佐や補助になる可能性があり、本人の同意という場合がある。あまり意味がないかもしれない。

●アルコール依存症として精神病院に入院ができれば一番いいが、どうしたらできるのだろう。

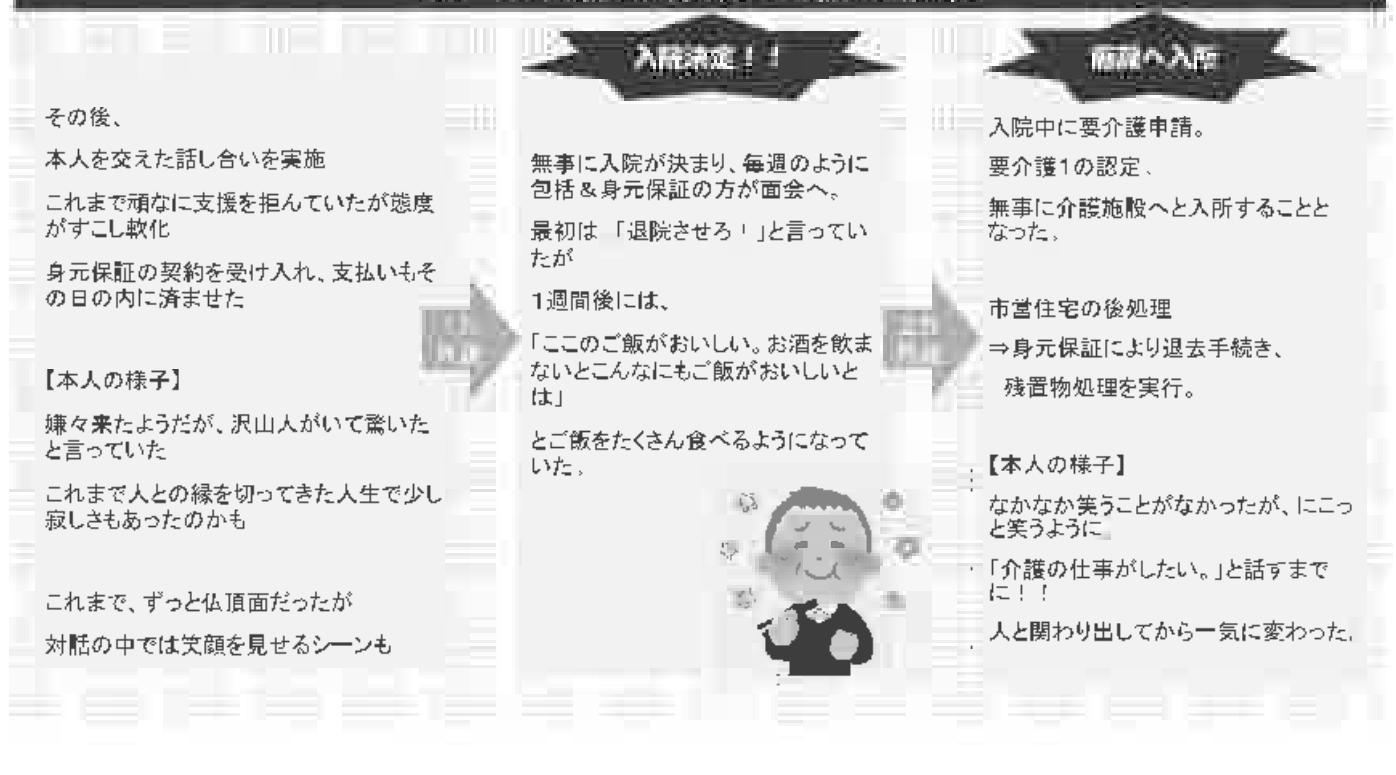
⇒身元保証を契約すれば入院ができる。

●そのまま一人暮らしをするとなった時に市営住宅に住むことはできるのか。

⇒支援を受けることを条件とする。入院をするならば市営住宅に住み続けられるようにする。

後日、本人とケース会議したメンバーで話し合いを行うことになった。

ケース会議の様子と支援の結果



事例② シェルター利用⇒サブリース物件へ



「障は併用・お互いのネットワーク」を実感した事例

役割分担

協議会事務局（NPO法人Rim-Link）

相談者を各支援者へつなぐ役割
生活保護受給と次の居住先までのシェルターの活用、
就労支援

地域包括支援センター・市高野委員会

生活保護受給申請の受付

日常生活の見守り

市・生活保護担当

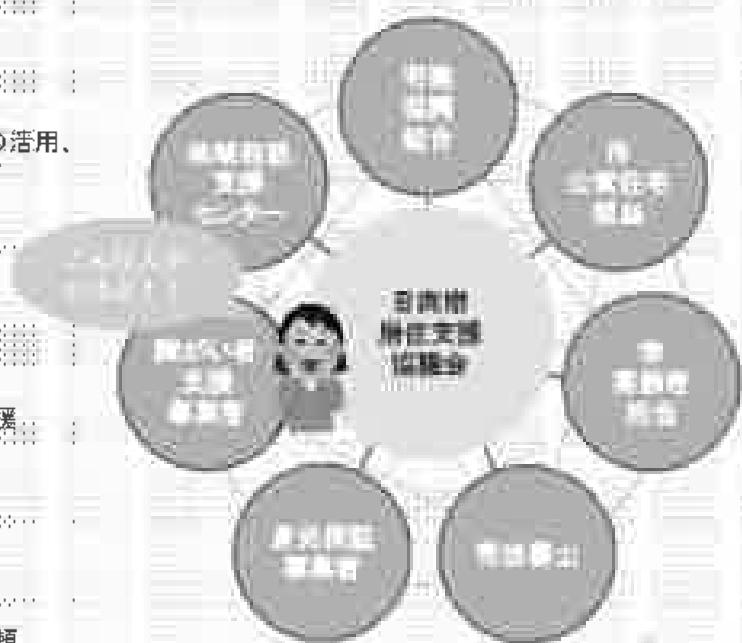
申請後の相談者の日常生活の見守り、生活支援

Rim-Linkサブリース物件・大富さん

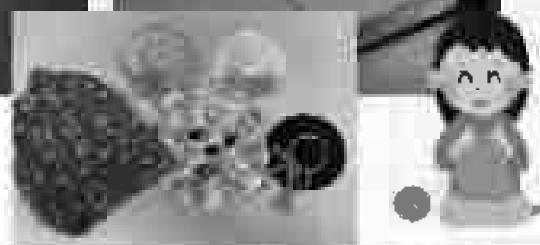
入居準備のため修繕のお願い

Rim-Linkの居住先の重賞保証会社

サブリース物件入居時の家賃保証の審査の依頼



シェルターの様子と支授の精華



その後、

シェルターに入居し、生活保護申請ができたことで、当面の住まいの確保ができた。少しずつ笑顔が戻り始めていた。

【Bさんの様子】

相談してきた当初は、話すと泣いていたがシェルターに入ると安心して寝れるようになったと笑顔で話すようになっていた。

さらに、手芸が得意なようで、100円均一で材料を買い趣味を楽しむようになった。

空き家活用！サブリース物件へ

シェルターの二八割がこの方法

before



after



サブリース物件の準備が整い引っ越しとなつた。

【Bさんの様子】

お部屋を自分の色に染め、
安定した生活を送り始めた。
最近では、仕事をはじめ生活保護卒業を目指している。



大家さん

「ずっと空き家の状態。
だれでもいいから入ってほしい。」

現在の課題

シェルターが足りない。

現在5部屋 稼働率 ほぼ100%

シェルターを利用する理由

緊急を要する人の保護、再出発のため、準備期間。

相談者の多くは住所がない。

もしくは、実家などに住所を置いているが、制度の理由により住所を変更しなければならない。

住所がないと手続きが進まない。



●家電・家具の調達が難しい。 ●管理する人員不足

居住支援協議会として活動し、今感じること

①取組の変化

- 取組の成果が身に見えたことで関係機関間の協働もさらにやりやすくなったり
- 担当者それぞれが問題に対する認識と理解が進み、取り組み方も前向きになってきた

→ やればやること、諦めにならざることを認識！

②窓口の変化

- 支援の積み重ねの中で各窓口も支援対象者に対する気付きが増えた
- 対応において自分だけではない幅広い選択肢・対応機関のバックアップがあるため、安心して対応できる
- 自分の領域だけではない視点でその人を見ることができるため、ファーストコンタクトを強化、適切な支援につなげることができる！

③業務の変化

- これまで個人が対応できないことを繰り返し説明し、それがクレームへつながり多大な時間を要してきた
- それぞれが得意分野で共に行動することにより、問題の先送りや塩漬けが減り、できることをみんなで考える前向きな仕事ができるようになった

→ 職員間も仕事がしやすくなり、ストレスも軽減し業務効率化！

今後の日向市居住支援協議会の目標

居住支援

繋がりが今後当たり前になれば…



自立し、安心した生活を送れる！！

御清聴ありがとうございました

【事例発表】

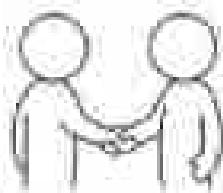
中部地域居住支援協議会

愛知県住宅計画課 小関 崇方
静岡県住まいづくり課 清水 藤太

中部地方における 県居住支援協議会の取組紹介

愛知県住宅計画課 小関

静岡県住まいづくり課 清水



はじめに

自己紹介



愛知県 おぜき

- ・所属は
愛知県住宅計画課
- ・SN歴は**2年目**
- ・SN関係者は**話好きが多い。**
長電話しがち。

- ・所属は
静岡県住まいづくり課
- ・SN歴は**2年目**
- ・SN関係者は**酒好きが多い。**
丁寧な振返りしがち。



静岡県 しみず

お話する内容

そんな県の担当が昨年度から
歩み出して感じていること



- ✓ ゼロベースあるある
- ✓ 都道府県担当者に
とって大事なこと

はじめに

自治体紹介



静岡県DATA

人口：約360万人

市町：23市12町

SN法人：18法人

協議会：1協議会(菊川市)

R6予算：約40万円

愛知県DATA

人口：約746万人

市町：38市14町2村

SN法人：33法人

協議会：5協議会(名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、半田市)

R6予算：0円



はじめに



住宅セーフティーネットにおける都道府県の役割

区分	内容	星星
SN住宅登録	基準にしたがって肃々と	一
SN法人指定	ノ	一
情報提供	国や関係先の情報を県協議会会員に提供	一
勉強会・セミナー	県協議会の総会等と合わせて実施	♥
市町村協議会設立伴走支援	何やるの！？なぞッ！！ ブラックボックス	?

ゼロベース県あるある 1

現場がわからない....。



- ・SN法人、ケースワーカー、不動産業者など
現場の人に教えてもらいました。とにかく**対話**！
- ・あとは、ウェブ研修を見漁る。
- ・机上で語ると**関係者**には見透かされるので、
コレは要注意！

静岡県 しみず



愛知県 おぜき

受け身ではなく**自らが動き**、
とにかく色々な立ち位置の人たちに**話を聞き**、
県の立ち位置で**どう関わりが持てるか**を考えた。

ゼロベース県あるある 2

用語がわからない....。



- ・建築職でも**不動産用語**はわからない。
福祉用語はもっとわからない！
- ・関係団体との会話、研修などで出た
知らない用語を**メモ→ググる→これを繰り返す**！
- ・**勇気**を出して知らない言葉ばかり話す人たちの中
に飛び込む。

静岡県 しみず



愛知県 おぜき

- ・最初は分からなくて当然と開き直り、
分からないことを分からないままにしない！
- ・心得…「聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥！」

ゼロベース県あるある 3

市町村に対して何をすればいいかわからない…。



愛知県 おぜき

- ・市町村の**設立ニーズ**をキャッチする。
→ S N 法人等に市町村との連携状況や地域の実情をヒアリング
- ・意欲のある市町村にしっかり伴走して支援！
→一緒に考える！

・少しでも**関心度が高い市町**がどこか知る。

・**市町の状況**を聞き取る。担当者の意欲、関係課、関係団体のこと。

→だいたい**違和感**。進まない理由がそこある！

静岡県 しみず



ゼロベース県あるある 4

市町村の盛り上げ方がわからない…。

- ・未だにわからない…。
 - ・**キーマン**? いるけど回りに伝播しない。
 - ・**必要性**? やる気ない人にとって暑苦しい言葉として受け取られる。
- 最近では…市町と一緒に知り、一緒に考え、**一緒に進むことを意識**。設立に向かってあせらない！



静岡県 しみず



愛知県 おぜき

- ・「**協議会設立済みの市**」と「**設立準備中の市**」による**意見交換会**を定期的に開催
- ・県にとって**「市町村の支援」も“自分事”**
- ・また、**国の地方機関**とも連携し、協力を得る。

ゼロベース県あるある 5

今後何やるのかわからない....。



愛知県 おぜき

- ・市町村支援…**不動産団体**との橋渡し、事例提供など
- ・県協議会**SN法人部会**での勉強会
- ・**各市居住支援協議会**の意見交換会や事例提供
- ・**庁内福祉部局**との連携体制の構築
- ・**中部地方4県**との意見交換会（国交省**中部地方整備局**主催）

- ・市町支援…現状理解、勉強会、関係団体把握、方向性協議など、とにかく**対面！**
- ・来年度に向けて**県ルーチン**を作る。
(**SN法人**意見交換会、福祉団体へのセミナー、**不動産業者**へのセミナー…)
- ・協力不動産業者の募集



静岡県 しみず

ゼロベース県あるある（番外編）



...最近思うこと



愛知県 おぜき

- ・自分でできることには限りがあるけど、**誰かの助けを得るとできることが多い**。
- だから、**仲間（つながり）作り**が何より大切！
- さらには、**県が市町村に頼られる存在**になることが大切！！

- ・**連携**という言葉は奥が深い...。

属人的なつながりは連携済み？顔も分からない業者は連携済み？連携先の連携先は連携済み？

- ・人に**信用**される、**信頼**されることは大事。
- ・居住支援は**人と人**。



静岡県 しみず

最後に



都道府県の担当者ってどんなことが大事だろう。

居住支援協議会コンサルタントを目指して…

- ✓ 現場を知る。
- ✓ 対面で会話をする。
- ✓ 後押しではなく伴走する。©辰本
- ✓ 困ったら力を借りる。
- ✓ 漸進でも前進を続ける。©芝田

目標達成!

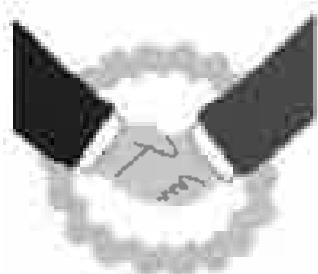


ご清聴

ありがとうございました



愛知県 おぜき



静岡県 しみず

【事例発表】

NPO 法人住むケアおおいた

NPO 法人住むケアおおいた 専務理事 三宮 佳子

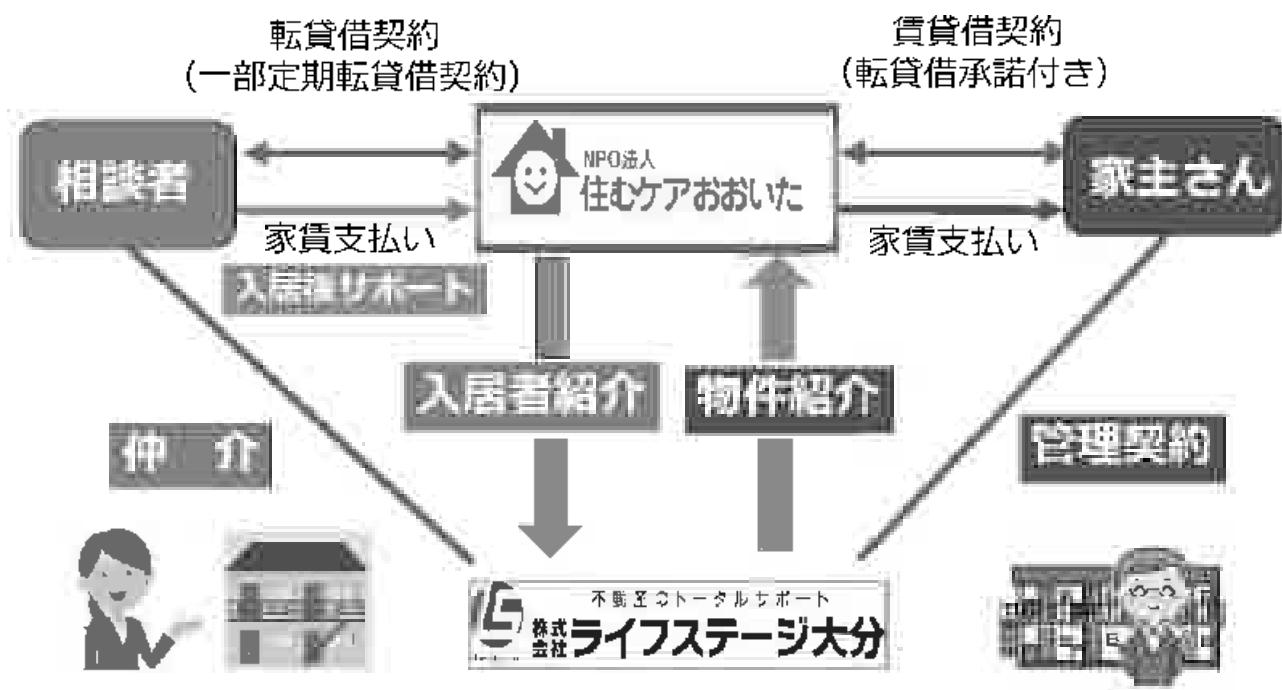
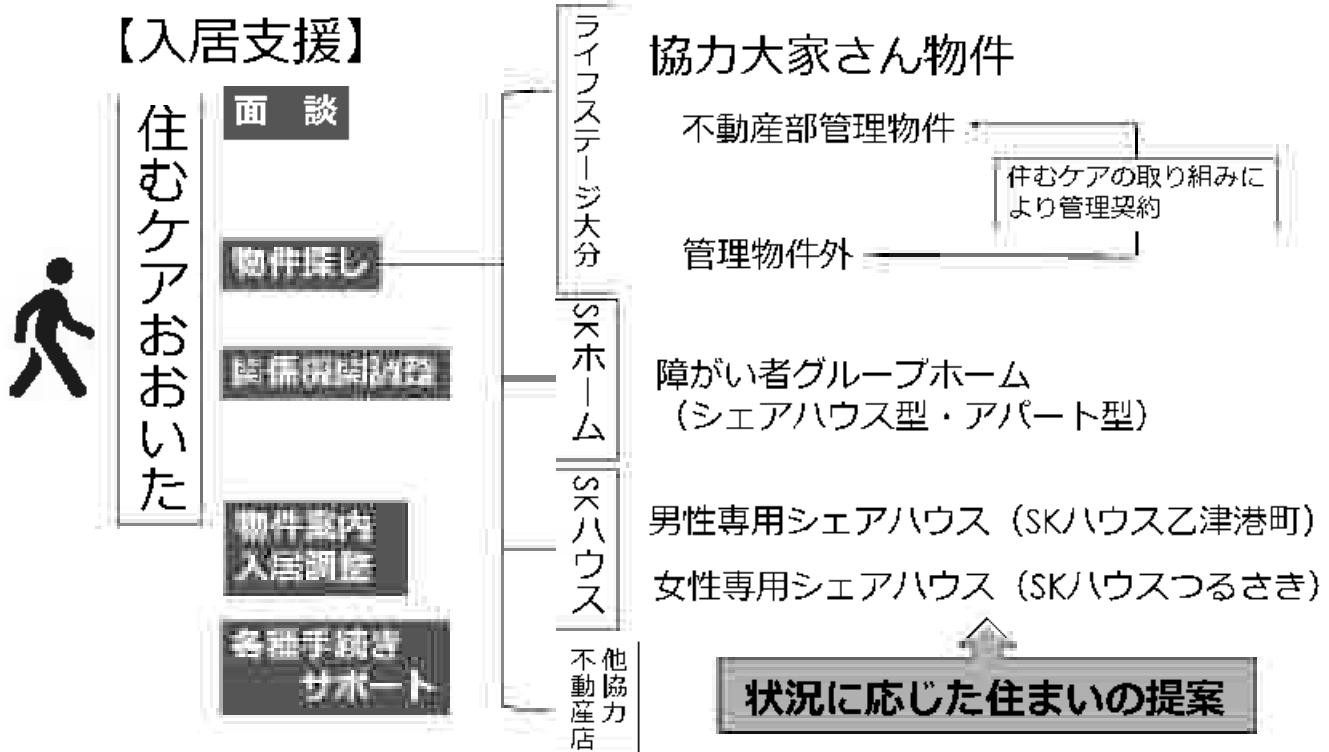
令和6年度 居住支援九州サミット in べっぷ

住むケアおおいたグループ の活動について ～住まい以上の居場所を～

2024年10月31日（木）

NPO法人住むケアおおいた 三宮佳子





【入居中支え合い体制】



男性専用シェアハウス SKJハウス乙津港町



「人生100年時代を支える
住まい環境整備モデル事業」

女性専用シェアハウス SKJハウスつるさき

◎ひとり暮らしはふあんだけど、
施設には入りたくない。

◎大分市内の子どもの近くに住み
たいけれど、同居は無理。

◎台風などのときに誰かが
いると安心。

自宅と施設の
「中間的な住まい」



【事例発表】

一般社団法人つみきの家

一般社団法人つみきの家 代表理事 藤原 光一郎

「居住支援」からさらに一步踏み込んだ 「居住継続支援」について



2024年10月31日（木） B-Cor Plaza

一般社団法人つみきの家 代表理事
藤原 光一郎

本日お伝えしたいこと

- ・つみきの家創業の背景
- ・つみきの家はどういう場所なのか
- ・居住継続支援とはどういうことか

創業の背景

なぜ、つみきの家を創業しようと思い至ったのか。

- ・静岡県生まれ
- ・福島大学大学院卒業
- ・スターバックスコーヒー・ジャパンにて店舗開業経験
- ・老人ホームの新規開業やプロジェクトリーダー担当
- ・2013年（25歳）から9年間 日本大学工学部にて非常勤講師
- ・2015年10月（27歳）に合同会社TSUMIKIを設立
- ・医療・介護、教育や建設業界の業務効率化など
様々な分野のコンサルティングを担当
- ・NPO法人日本FP協会パーソナルファイナンスインストラクター
として企業の社員研修、高校や大学での講師を担当
- ・2022年に大分県大分市に移住
- ・2023年1月に一般社団法人つみきの家を設立
- ・大分県、福島県、静岡県を中心に全国で活動

藤原 光一郎 (36歳)

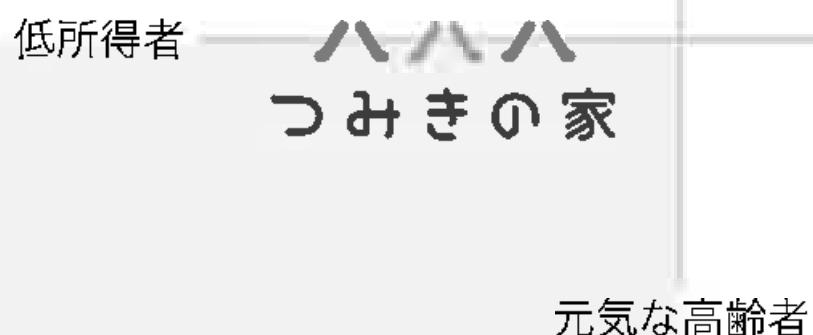
一般社団法人つみきの家 代表理事

手を差し伸べたかった方々がいた

要介護 5



当初想定していた主な対象者





2019年8月

開業

全36戸

八八八

つみきの家

福島・佐倉下



八八八
つみきの家

大分・城南

— 2022年11月 —

八八八
つみきの家

静岡・駿河

— 2024年7月 —

八八八
つみきの家

福島・佐倉下

— 2019年8月 —

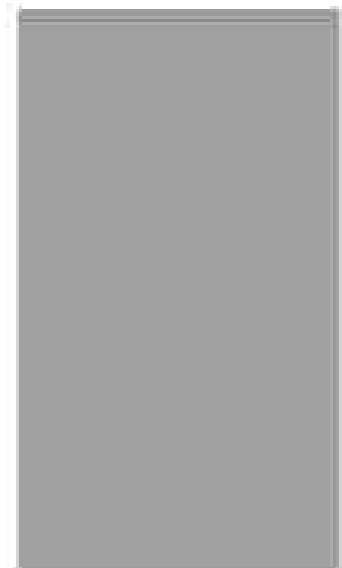
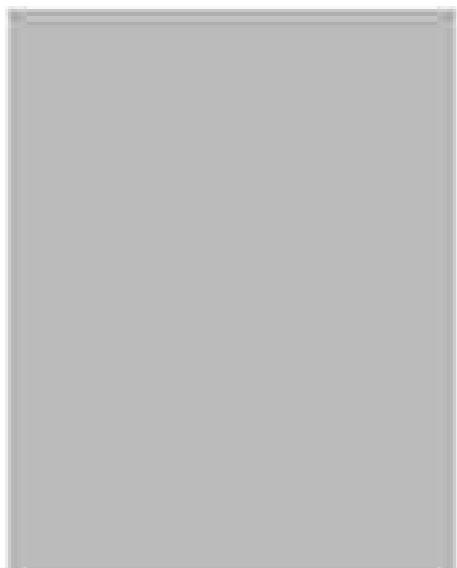
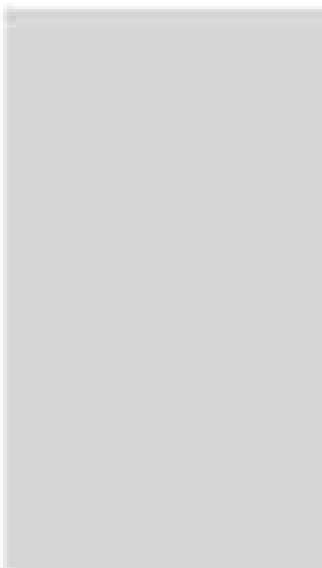
どういう場所か

つみきの家って、なに？

つみきの家の位置付け



つみきの家の伴走支援



居住継続支援

5年以上積み重ねてきた実績から感じる必要な「支援」

なぜ、「居住」の「継続」を支援する必要があるのか？



紹介事例1 ゴミ屋敷問題



紹介事例2 金銭の管理能力に問題あり



紹介事例3 何かしらの障がいを抱えている



「居住」の「継続」を支援する必要がある



本日お伝えしたいこと

- ・つみきの家創業の背景
- ・つみきの家はどういう場所なのか
- ・居住継続支援とはどういうことか

ハハハ
つみきの家

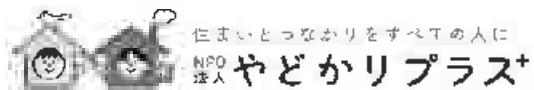


公式ウェブサイトQRコード

【事例発表】

NPO 法人やどかりプラス

NPO 法人やどかりプラス 理事長 芝田 淳



NPO法人やどかりプラス の活動のご紹介

2024年10月31日
居住支援九州サミット
inベっぷ

NPO法人やどかりプラス
理事長 芝田 淳



自己紹介 ~居住支援と『身寄り』問題に取り組むNPO法人やどかりプラスの誕生まで~

司法書士

since2001

- 多数の成年後見人等に就任
- 成年後見制度が『身寄り』の代わりとして利用されている実態

NPO法人かごしまホームレス生活者支えあう会

since2004

- ホームレスの方は『身寄り』との縁が切れていて、アパートを借りる際の保証人がいよいよ

NPO法人やどかりサポート鹿児島

since2007

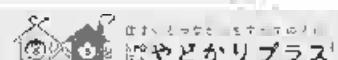
- 障害者支援においても、連帯福祉が問題になっていた（特に精神科病院からの退院支援）
- ホームレス支援と障害者支援がいっしょになって「連帯保証問題」を解決するためのNPOを設立

NPO法人つながる鹿児島

since2017

- 『身寄り』問題の解決に挑むために設立

24.8.10㈯「やどかりつながるひまわり」
NPO法人やどかりプラスに
「住まいとつながりをすべての人に」
「すべてを失ってちもう一度つながれる社会」
「『身寄り』かなくても困らない社会」



- ① 地域ふくし連帯保証
- ② 当事者主体の居住支援
「やどかりライフ」
- ③ 孤独死ゼロアクション
- ④ 「身寄り」問題の解決に挑む

もくじ

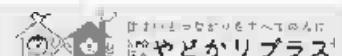
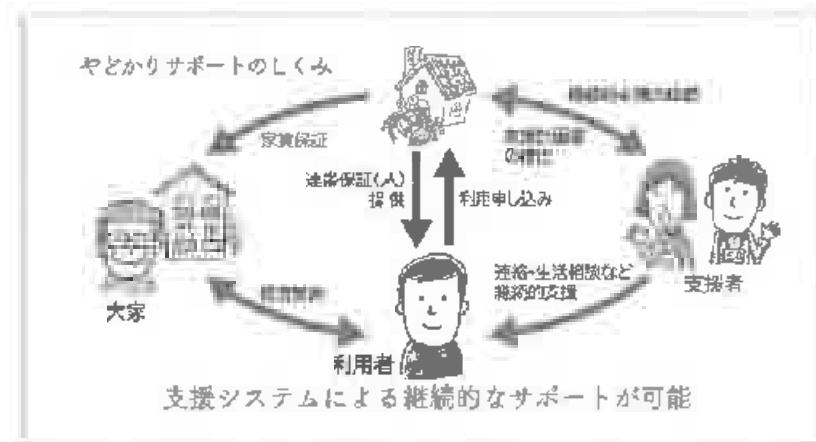


地域ふくし 連帯保証

NPO法人やどかりプラスの
立身であるNPO法人やどか
リサポート局見附では、
2007年から、保証人が住保
や寄付金のために地域での生
活を営むことに困難を感じて
いる方々に支援し、地域
福祉の担い手として「支え者」
になってもらうことを前提
に、朱印を元りする
「地域ふくし連帯保証」
を実践してきました。

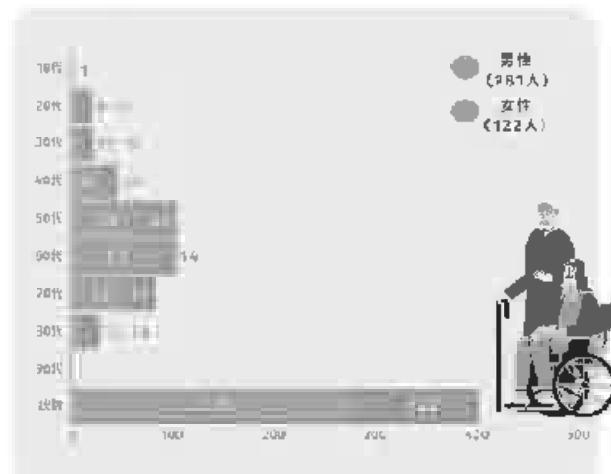
「地域ふくし連帯保証」とは？

- やどかりに「地域ふくし連帯保証」（地元ふくし連帯保証会員登録者）を運営している
- 最大の特徴は「×業者」とお世話をすること
- 目的は「つなぐ」と保証の提供
- 経済や雪宣は行かない
- 地域で日々に住んでいる人々に「支え」として、もっていったとき、利用者が元通りや組織の大変な立場にもううつまで、つながりを大事に天下りの扱い方を行う
- 費用は年々で24円
- 利用者：すべての住民が利用可能

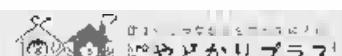


「地域ふくし連帯保証」の利用者

利用者の年齢層（2023年3月31日時点 男女別）



やどかり利用者の男女比はモバイル登録者を除くと、男性が女性より1倍以上の割合で登録されています。最も多い年齢層は40代～50代で、2つの年代群が1位で合計約500人を占めています。



居住に関する相談実績



會社がセイバー・アーティ
ク・インダストリズ者に入して生
産と商業を行つてゐる。

用小林省が御用毛や
メレンドを貯めて販
賣するといふ。

ト成る。まことに、高
県議会と振興議会における
高県議会の運営は、主として
議論を以て行なわれた。

223 | 連言を付い、2/1イ
の非難がありました。そ
のうちや行仁の件は
ついでゐてときでござま

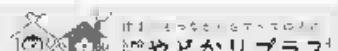
*本項目におけるデータは全て2024年3月31日時点のデータを使用
※2023年4月～2024年1月は鹿児島県居住支援協議会が実施している
「鹿児島あんしん居住サポート事業」における相談窓口として活動

2018~2023年優佳宅邸保鑾推移

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
邊境區內	254	18件	63件	47件	72件	66件	
邊境區以外	3件	4件	16件	91件	24件	7件	
合計	257	22件	80件	148件	96件	73件	

2018~2023年度 相談件数推移

		2012	2013	2014	2015	2016	2017	计划
配送点市内	零售	7千	7千	10千	5千	1.5万	5千	5千
	批发	1400	2万	1.5万	1.5万	1.5万	1.5万	1.5万
配送点市外	零售	1500	1.5万	1.5万	1.5万	1.5万	1.5万	1.5万
	批发	1500	1.5万	1.5万	1.5万	1.5万	1.5万	1.5万
总计		18500	12万	12万	12万	12万	12万	12万



支援者の有無～「つながり」と居住の「安定」

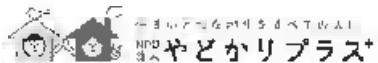
- 「支障者あり」と「支障者なし」の間に支障とかわりの添え文字後の神戸の生産の文では、どちらに明確な回答が示されます。
 - 具体的には、「いわゆる事件や事故」や「なりすまし」などとして保育実務で実行せざるを得なくなるよう「事態」の発生を敵視するが、「支障者あり」と「支障なし」との間にいくつ差があるか?
 - 「つかまり」か、いかに「初回中の出勤の支障と負担をいかに軽減するかが肝要であることを述べる。

	支援古あり	支援古なし
支援古あり	254件	138件
保証付貸 件数(%)	97.62件	91.567件
保証付貸 金額	約90万円	約320万円

（二）ト一人の以上、前記の「命令、事実等が被犯者」

公的制度による支援につながらない人の居住支援をどのように展開すべきか？
試行錯誤の中で、「当事者主体の居住支援」へ





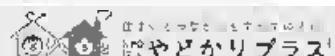
当事者主体の居住支援

「やどかりライフ」

「震度4あり」を前提とする「地域ふれし連東但存」だけどうしても力ができない人々がおられます。県々の久政を巡て「つむがり」で「みり」では当面自身であるというあたりもまた気に気が進み、2019年から【当面】休の延長支援】を目指す「やどかッラノア」市営を開始しました。

「やどかりライフ」という暮らし方の提案

「やどかりライフ」という 「暮らし方」



「やどかりライフ」の参加者と取組み

やどかりライフ参加者数
2022年度 107人 → 2023年度 125人
男性95人 女性30人

2023年度 やどかりライフ参加者 年齢比率



はまくらまっせとまなべてのまなべ
やどかりプラス



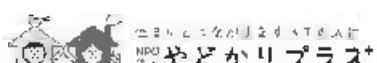
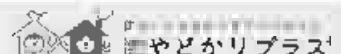
はまくらまっせとまなべてのまなべ
やどかりプラス

やどかりプラスの居住支援で起きていること ①

- 桐原町をニンマリするがいるマンションに入住。ナレッジ・コレクションに住む住人が「やどかりからの伝言」を行ってくれた。
- 十数名の人があれるマンションに入居した。同じマンションに住む一戸が「やどかりまで同行してくれた」。
- おじ先生、認可立の等い。説明会のため、諸々紹介が十分できるか尋ねがあった。ナレッジ・コレクションに住む住人が、市役所にて、銀行にて、廻りのトドを行った。
- 誰も通り、スムーズに手を貸してくれます。生活保護申請を行い、やどかりにて入居。ナレッジ・コレクションに住む住人が、マイナンバーカードの作成の手伝いを行ない、操作シートにて同行して、スマートを行なってくれた。スマートの使い方を教えてくれる。
- クチネリが押す日記みと。同じマンションに住む住民がスマートを行なって、



市役所・銀行への同行支援の様子



孤独死ゼロ アクション

NPO法人やどかりプラスでは、本気で孤独死を減らす、かくすことを目指して、「孤独死ゼロアクション」を開始しています。

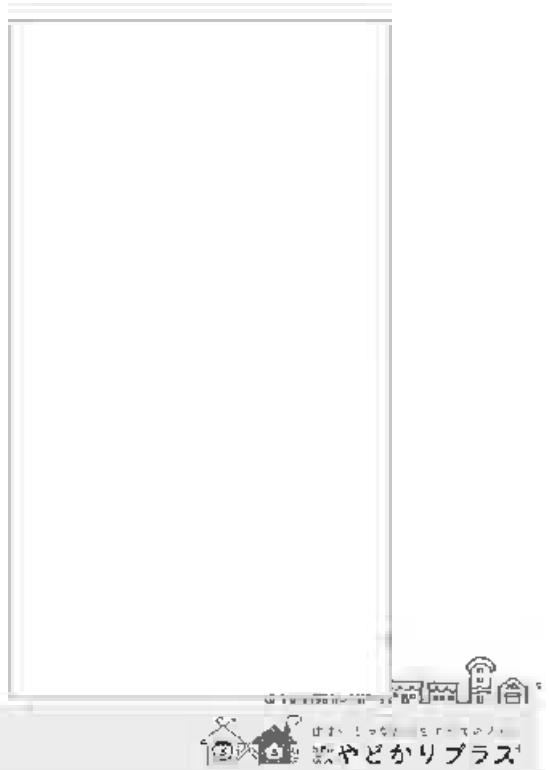
「孤独死ゼロアクション」は、「市者十六の居住支援」の延長線上にあり、当市者の方々を中心、体と一緒に取り組みます。

孤独死ゼロアクション 紹介動画

「お家に住んでいる人々と4~5人ほどの小さい団体でやるクリーチャークリエイタリ、毎二ヵ月いつなどを行なう活動になります。

つながりを維持し、お互いの見守り合いが行われる場所がありま

「いつも街のスタンプがもらえるし、今月は東京駅・上野まで遊びました。町は、グループのメンバーが最寄り駅で待ってるから、迷子確実に迷子に行われるシステムです。

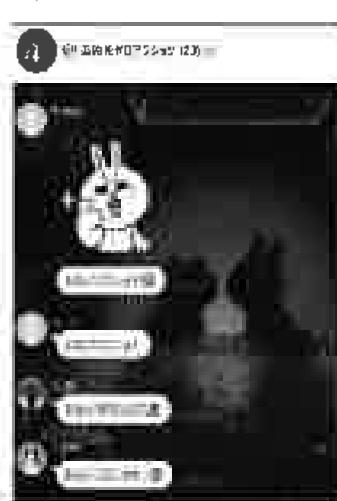


孤独死ゼロアクション 推進ツール

「お家に住む人々と4~5人ほどの小さなグループでやるクリエイタリ、毎二ヵ月いつなどを行なう活動になります。町は、グループのメンバーが最寄り駅で待ってるから、迷子確実に迷子に行われるシステムです。町は、お家に住んでいる人がその人の面倒を取けてくれる

【基礎】

1. LINEを用いて、お家を少し
見守り付ける協力メンバーの情報を
登録する



『身寄り』問題

の解決に挑む

「身寄り」問題の解決に挑むために、NPO法人つながる鹿児島が2017年に設立されました。2024年、NPO法人やどかりナボート鹿児島と合併し、NPO法人やどかりプラスとなりました。

【身寄り】問題に関する
(1)市町内実態
(2)地域での実践
をご覧ください。

『身寄り』問題とは

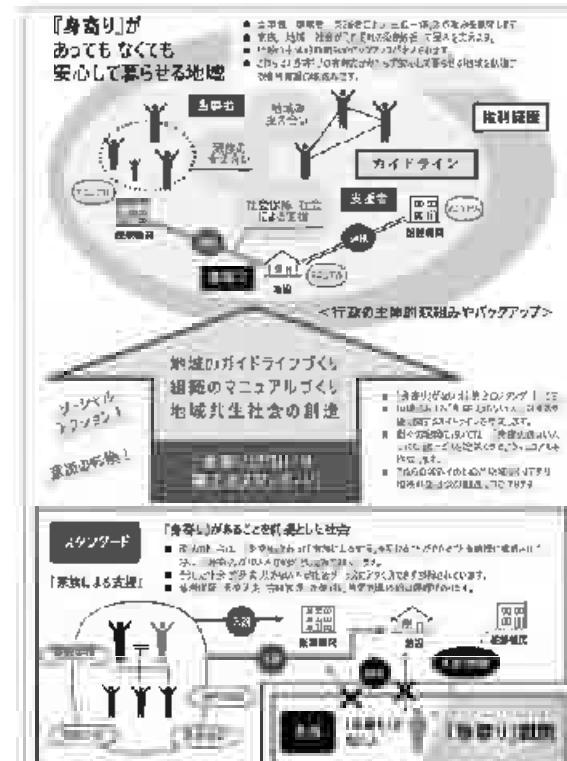
- 人が赤ちゃんのとき、子どものうち、けがをした時、病気のとき、障害をおったとき、認知症になったとき、そして死んだとき
「家族がするのがあたりまえ」という場面が多数ある
- 連帯保証・身元引受・身元保証といった「慣習」があるしかし、学校に入るとき（就学）、仕事に就くとき（就労）、入居するとき（住居）、入院するとき（医療）、入所するとき（介護）といった、いのちとくらしにかかわる重要な場面で必要とされる
『身寄り』がない人は【例外】として扱われ、対応方法が用意されていない
- しかし、家族を支える家族の機能それ自体が弱まっている※核家族化、少子高齢化、人口流動、未婚・離婚の増加等
- さらに、『身寄り』がないという【例外】に対応する地域の力も弱まっている※かつての「集落」「ご近所」「同僚」「同郷」等

そのため、『身寄り』がない人が重要な社会参加・社会リーフィングにおいて【例外】として、排除されたり、差別されたりしている

※『身寄り』問題が単身高齢者だけでなく、こども若者の問題でもあることに十分に留意が必要

厚生労働省 社会福祉推進事業 平成30年度と令和元年度

- | | |
|---|---|
| ▶ 採択テーマ
平成30年度社会福祉推進事業（一般テーマ）テーマ番号
2
生活困窮者自立支援制度の推進に関する調査研究事業 | ▶ 採択テーマ
令和元年度社会福祉推進事業
その他個別課題に関連すると認められる先駆的・試行的調査研究事業 |
| ▶ 事業名
『身寄り』のない生活困窮者に対する支援手法に関する調査研究事業 | ▶ 事業名
『身寄り』のない生活困窮者及び若者に対する支援事例に関する調査研究事業 |
| ▶ 事業概要
身寄りがなく、社会的なつながりがない生活困窮者における、①連帯保証・身元引受人、②医療決定、③金銭管理、④死後対応、といった視点での課題・支援方策について調査を行う | ▶ 事業概要
『身寄り』のない生活困窮者及び子ども・若者に対する支援に関する具体的な支援事例を収集し、問題を分析し、普及すべき取組みを取り上げていくための調査研究事業 |
| ▶ 事業内容
1. 「身寄り」のない人に対しCの支援課題に関する実態調査（アンケート調査）
(1) 自立相談支援機関への調査
(2) 地域包括支援センターへの調査
(3) 支援団体への調査
2. 先進事例調査（ヒアリング調査）
3. 検討委員会
4. 報告書・事例集とりまとめ | ▶ 事業内容
1. 全国の事例を収集
(連帯保証、医療決定、金銭管理、死後対応といったニーズ対応を意識しつつも、総合的に地域共生社会づくりに取り組む中で『身寄り』問題を包含している取組みにも注目)
2. 検討委員会
3. 報告書・事例集とりまとめ |



『身寄り』問題の解決に向けて

- ▶ 『身寄り』がないはすでにスタンダード
「例外」ではなく「第2のスタンダード」ととらえる意識転換が必要
- ▶ 『身寄り』のない当事者自身が、地域とつながり、支えあい助けあいを実践する
cf : 「抱樸互助会」「やどかりライフ」
- ▶ 地域全体で、『身寄り』がないひとをどのように支えるかを検討し「地域ガイドライン」を作成
cf : 「魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン」等
- ▶ 相談機関・医療機関・介護施設等は、それぞれに『身寄り』がないひとをどのように受け入れるかを検討し「マニュアル」を作成
cf : 江南厚生病院（愛知県）等

ピースは揃いました！
当事者、事業者、支援者、行政、それぞれの主体的行動が求められています！！

初の令和元年度社会福祉推進事業「『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地

家族による支援（家族機能）のとらえなおし①

「身寄り」で困っていない

- ・親族の意向を気にせず、
医院・診所できる
- ・親族の意向を気にせず、
医療決定ができる

「のうの前提
理想
期待される姿
(ときに、幻想)

- ◆『身寄り』問題は、実は「家族による支援（家族機能）」のとらえなおしの一事象
- ◆『身寄り』があるから困っている場合だってある『身寄り』がないから、困らないことだってある
- ◆虐待が増えている理由は「家族頼み」だったからではないか？
孤独・孤立が深まっている理由は「家族頼み」だったからではないか？
- ◆家族による支援（家族機能）の役割や位置づけを、地域や社会の役割とともに、とらえなおす必要があるのではないか？

『身寄り』 問題

「身寄り」
かい
ない

- ・虐待
- ・ネグレクト
- ・疎遠
- ・『身寄り』なし

「身寄り」
かい
る

【並列化】 【役割分担】

家族による支援

地域による支援

社会による支援

「身寄り」で困っている

『身寄り』がある場合は家族に任せ、『身寄り』がない場合の支援を考える・・・ではだめ

家族による支援（家族機能）のとらえなおし②

支える余裕（お金・時間）がある

●権限には「孤独・孤立」も
関係するのでは？

支える気持ちが
ない

- ・虐待
- ・ネグレクト
- ・疎遠
- ・『身寄り』なし

「のうの前提
理想

期待される姿
(ときに、幻想)

家族支援への虐待
に対する重圧
過度な負担

支える
気持ち
がある

家族に「丸抱え」を求める社会

=

「家族にかかわらない方が賢い」社会

- ◆『家族による支援』があたり前とされる社会で、
支える余裕のない家族は、さらに、「お金」と「時間」という「余裕」があることが「あたり前」とされ、「丸抱え」を止められる
- ◆家族による支援（家族機能）をとらえなおさなければ、家族への期待に押しつぶされる家族を生み出すのではないか？
- ◆支える力のない家族に支えることを求めることが、『身寄り』がない人を増やし、虐待の増加につながっていないか？
- ◆健全な家族間の支えあいを守るためにも、「丸抱え」ではなく、家族による支援（家族機能）のとらえなおし、地域・社会による支援との【並列化】【役割分担】が必要ではないか？

支える余裕（お金・時間）がない

家族「丸抱え」ではなく、家族が自分の「できること」の範囲で家族にかかわることのできる社会

『身寄り』の「代替」の【副作用】

成年後見制度や身元保証サービス事業等の「制度」「事業」「契約」のみにより
『身寄り』の「代替」を用意することには大きな【副作用】がある

①本人を「支援される側」に固定してしまう。

成年後見制度を利用すると、本人は【被】後見人、【被】保佐人などと呼ばれる。

制度上「支援される側」とされ「支援する側」になる可能性がない。

②本人の「孤立」を固定してしまう。

成年後見制度を利用すると、成年後見人が身元保証・死後対応等の問題を
「ひとりで」すべて解決してくれる。

本人は、成年後見人以外とつながる必要がなくなる。

その結果、本人が施設入所しても「遊びに来る人」はおらず、本人の最期
にあっても本人を見送り弔う人は成年後見人ただひとり・・・

→目指すべき地域共生社会の姿とはおおさく異なる

制度や契約への「丸投げ」ではなく、支えあい・助けあい・見送りあい・弔いあう地域を目指す

『身寄り』問題の解決に向けて③ 家族・地域・社会の役割分担

【並列化】 【役割分担】

家族による支援

地域による支援

社会による支援

◆ 当面、『身寄り』がない人の支援に取り組む
必要はあるが、
『身寄り』がある人=家族頼み
『身寄り』がない人=新たな支援
という【二分論】ではだめ

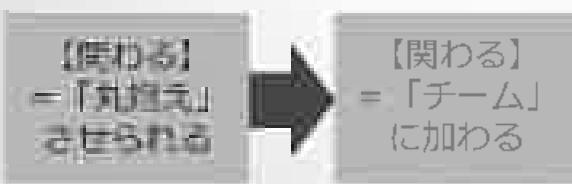
◆ 目指すべきは、家族による支援・地域による
支援・社会による支援(社会保障)の
並列化と役割分担

◆ そうした社会において、家族や地域は、家族
に対して、隣人に対して、安心して、自分の
できる範囲で関わることができる
「丸抱えさせられない社会」
「家族や隣人に関わることが楽しい(^-^)
社会」

◆ 現状:「関わる」=「丸抱え」させられる
将来:「関わる」=「チーム」に加わる



二分論はX



【関わる】
= 「丸抱え」
させられる

【関わる】
= 「チーム」
に加わる

「身寄り」問題の解決に向けて、共同体を前提とした地域支援

◆現状の議論



- 成年後見制度、身元保証人による事業者等との契約
- 契約者が選択されている
- 利用者はハッパ、個人の支援、個々の契約をとらすのが难点
- 成年後見制度においては、「チーム」支援と云われていいが「チーム」になるのは支援者の制せい
- 「支援」を前提にネットワークや中核強化づくりが目指されている
- 「契約」を前提に「信頼」を担保しようと、登録・認可・ライセンス・消費者契約法上の規制などが目指されている

- 家族・地域・社会の役割分担を進めるためには、地域の役割を担うことのできる共同体の創造が必要
- 事業者と利用者の一对一の関係においての解決のみを志向せず、共同体の存在を前提に、地域住民どうしのつながりを基盤とする解決を目指す
- 契約における「信用」の担保だけでなく、基盤となる共同体の「信頼」を担保するしくみが必要

◆これからの取組み



- 「身寄り」の有無しかわらず安心して暮らしていくための地域住民どうしのつながり、信頼を基礎とした共同体を創造する（既存組織の再生も含む）
- 様々な生活支援、入院・入所の支援、死後事務等を基本的には共同体の構成員である地域住民が主体となる（行政、社協、企業、NPO法人等様々な機関）
- まずは調査研究そして実験、モデル実験、いづれか社会実験！

やどかりプラスの居住支援で起きていること ②

■ 入退院支援

うちよくお世話になります。病院説明をしっかり聞いたり、下り立ても会ったり、必要なことを揃えてあがたり、お出でときには1人でも2人同行って、ふたりで車まで一緒に乗り、ソーランへお休みしたということも。

■ 買物支援

お年寄りが重い人に買い物を手渡す

■ 大掃除

部屋を広め居間にして、ソリッドな音のない家をアコス

■ 送りあい・手伝い

残念ながらおひからがお亡くなりになりました。
12名の仲間で、お別れ会を行いました。

■ (これから) 施設への訪問

11月の一つめが大口町にありますところをきました。
またこれからですか、きっと彼らは本当に「アスレカ
タ」で「誰が」行くでしょう。



やどかりプラスの居住支援で起きていること ③

■当事者主体のシェルター運営

「シェルターハウスを運営しているお施主さん、地域の「次年」がいかなるところにいた経験のあるか」「次回はどうだよ」と、教えてくれる

■当事者主体のアウトリーチ活動

「私が心にしるし保育園のアセモウには」や「独立実現に落ちてしまふ人、就労困難な人、つながりをもつていきたい人、そこのひとたちが『すくらす』やどかりの印である」と当事者が語る

■当事者による介護サービス・障害福祉サービスへのつなぎ

「咸しくしてお世話のアセモウは、誰よりも大事にしたい人やいる。アセモウは、心からリラックスする事が地域包括につけて、訪問宅食や介護をする。また軽い会話をう。

■当事者による「見守りあいミーティング」の運営

「今年は（2022年後）は、相続死後税に接して、見守り会議ミーティングを附随で行っている。まずは話し、訪問、相談会、アフターカフェ等を手掛ける。また、個別会議。8月からは、「暮さがノアノカタ」となって運営していく。



けいもんなどとおでかけの
やどかりプラス

やどかりプラスの居住支援で起きていること ④

支援付き意思決定の実現

アレコレル衣存立（れどり／じゆうだい）で
迷廻（めぐまわ）り人
「しまんこ」の生人（なじん）対話（たいわ）を保（ほ）りせえし
て！たとこる。「もう一度入（い）けたいた
け！」とやどかりに言（い）ふ
何度も2度（たび）たび、先（さき）づけ

小（こ）の病院（びやん）で、手術（てじゆ）は、25丁（じょう）以内（い）に障（さへ）だ
れぬ。手術（てじゆ）の後（ご）は、通常（じょうじょう）は痛み（いたみ）と回（まわ）り生（なま）れ
る。手術（てじゆ）を受け（うけ）る、どうか、承認（しようにん）しないといけない
といふ。そういう立場（たてばく）に立（た）てられた中（なか）の生（なま）れ
やどかりノイフ（やどかりのくわ）の対話（たいわ）を繰（くり）返（かへ）す
うで、「行き當（あて）じる」とを認（にん）める

意思決定の基盤 は日常の関係性 にある

「いっしょに考えてくれる人」
がいる

「このために」

「このもぞうだから」

「このかうから」

意思決定の「基盤」や「目的」

がある

【意思決定の基盤】がある

↓

関係性（かんけいせい）の中での過程（こうりゆう）を経て

意志（じし）や目的（もく的）ある意思決定

を行うことができる

自らの決定（じてい）を尊重（そんそく）した行動（こうどう）ができる
おもった通り（とうり）にならなかつた場合（ばん）も参考（くわん）できる



けいもんなどとおでかけの
やどかりプラス



「やどかりライン」参加者の「お別れ会」の様子。全員が他人たがいのなかまたちで故人を弔ひに送り合った

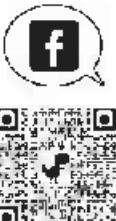
けまつらうどへでのみ
やどかりプラス

発表は以上です。
ご清聴いただき、ありがとうございました！

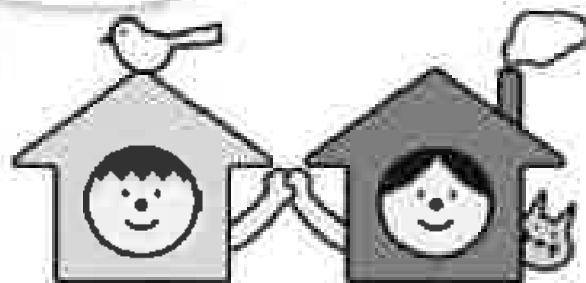
寄付



HP



やどかりプラスを今後とも
どうかよろしくお願ひします！



【事例発表】

大牟田市居住支援協議会

大牟田市 建築住宅課 課長 櫻木 慎二

居住支援 九州サミット in べっぴ

おめでたせまつり！
全国で開催している
「居住支援」の実態とその取組の最新鋭

大牟田市居住支援協議会

2024.10.31 (木)



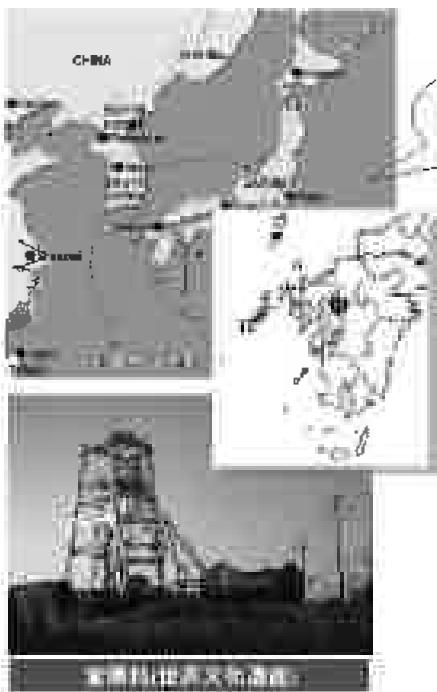
大牟田市公式キャラクター
「ヤメ太」

力の主張を行く、日本のまちづくり大牟田

(人口減少と高齢化と空き家)

福岡県大牟田市の概況

—やさしさとエネルギーあふれるまち・おおむたー



かつては貿易のまち
(平成9年三池炭鉱閉山)
今、大牟田は
人にやさしいまちへ



奥山(小瀬山)

●大牟田市の人口

約210,000人 ⇒ 105,753人

(1960年) (2024年4月1日現在)

●高齢者数 40,253人 (2024年4月1日現在)

高齢化率 38.1% (福岡県28.1%、全国29.3%)

後期高齢化率 21.5%

●要介護認定者数 7,692人 (2023年10月1日現在)

認定率 18.9%

●世帯数 55,254戸 (2024年4月1日現在)

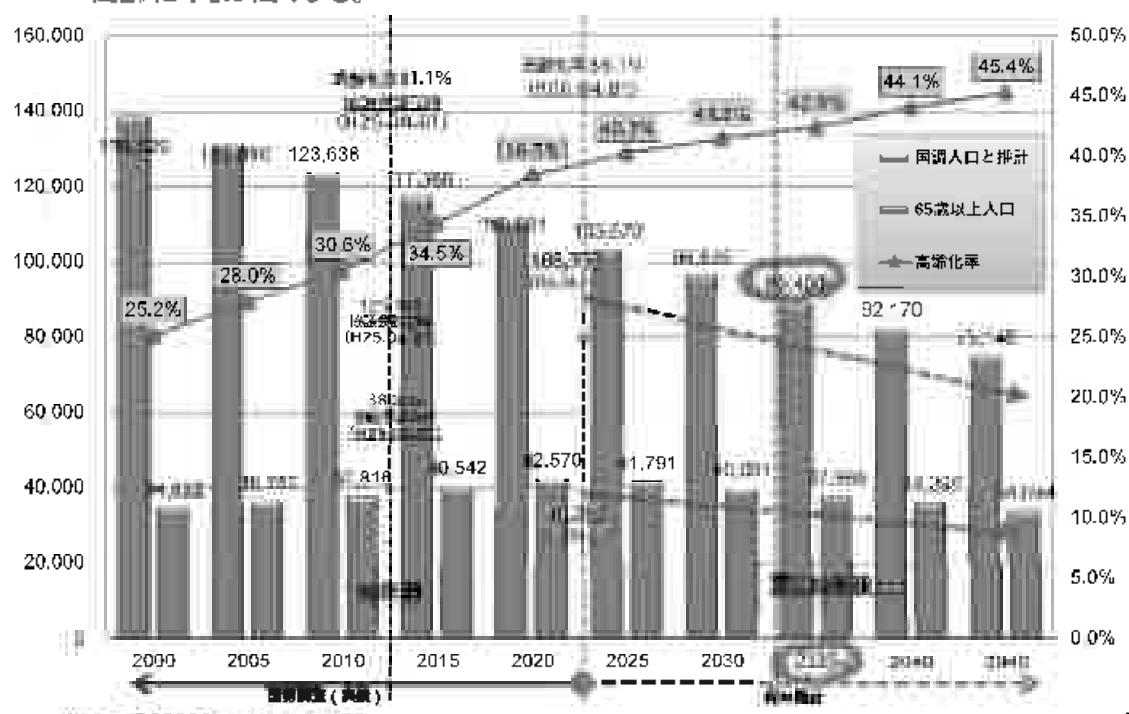
高齢者のいる世帯 29,820戸(54.0%)

高齢者単身世帯数 15,294戸(27.7%)

1

大牟田市の全体人口と高齢者人口の変化（実績と推計）

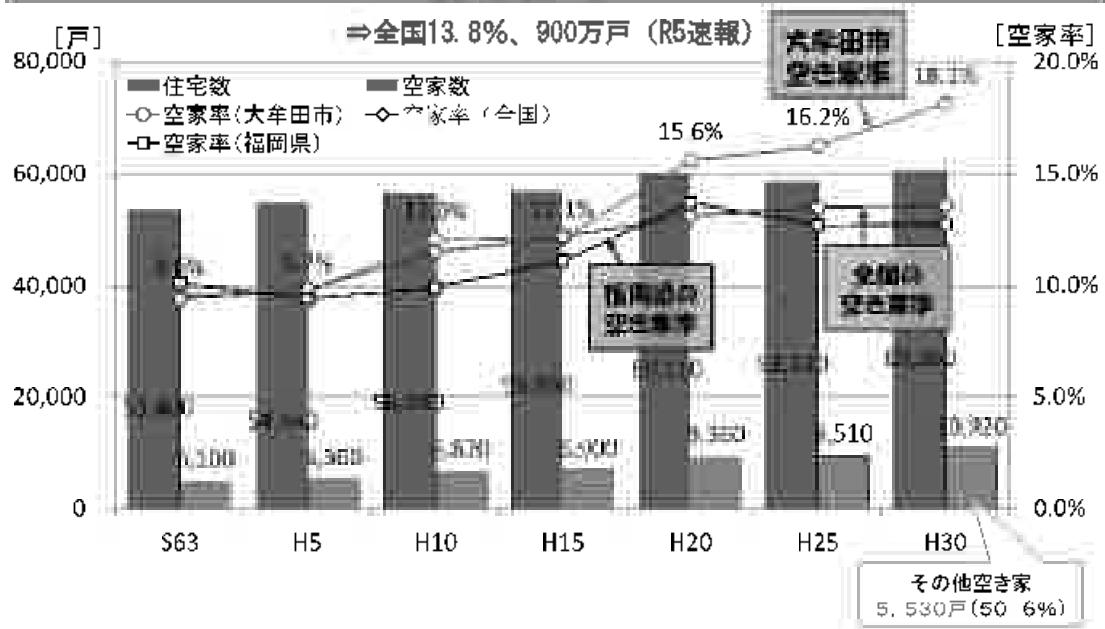
高齢者数は2020年をピークに減少に転じるもの、人口全体が減少していくため、「高齢化率」は高くなる。



2

大牟田市の住宅数と空き家数

住宅数、空き家数ともに増加が続いている。平成30年の空家数は10,920戸で空家率は18.1%
※福岡県は12.7%(32万8千戸)、全国は13.6%(848万戸)。(住宅・土地統計調査による)

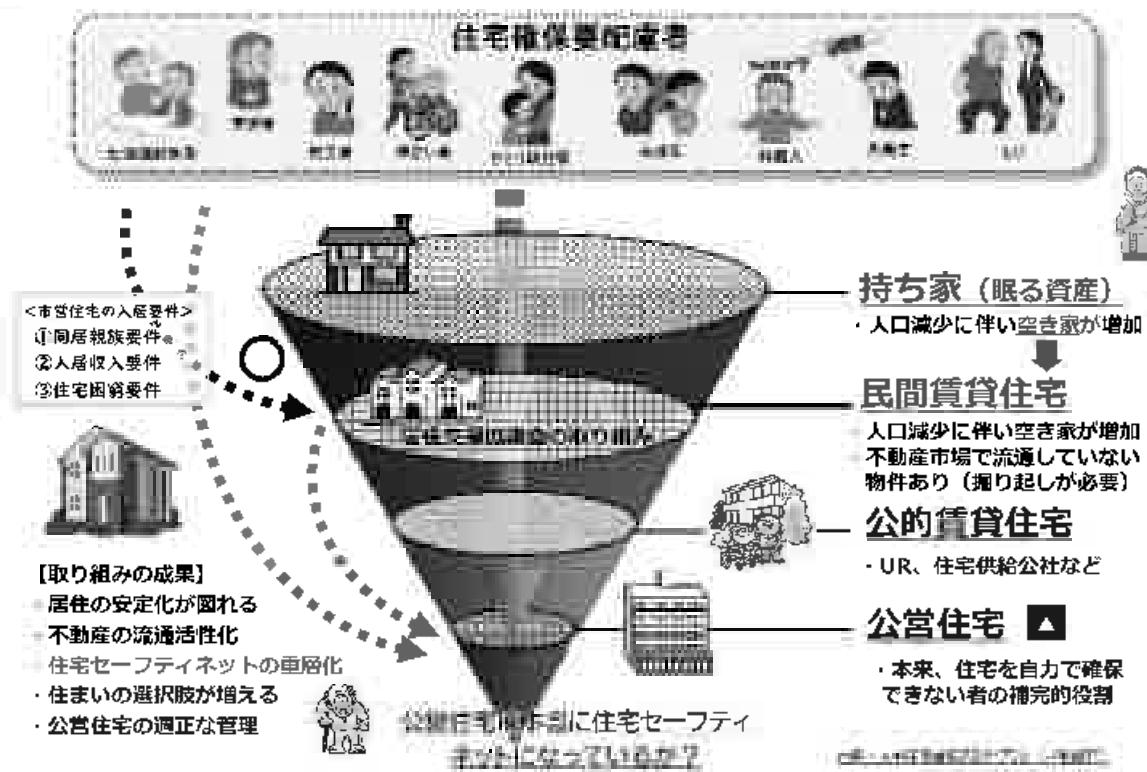


3

住宅化率の変動と空き家の割合の変動

空き家の割合が減少して空き家率が同じく減少

住宅セーフティネットとしての公営住宅は本当に機能しているのか…?



4

時間軸でみる居住支援（公営住宅も民間賃貸住宅も一緒！）

住宅確保要配慮者に対して入居支援（住宅支援）と入居後の生活支援を一括的に実施すること



5

団体・組織の活動例、「まちいし」の取り組み事例

(大牟田市居住環境協議会の歴史経緯と現在の取り組み)

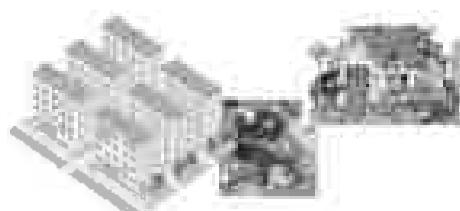
協議会設立前の各部署の課題

福祉部局

- 地域包括支援センターの職員から、「連帯保証者が病院から退院を催促されており、退院後の住まいを確保したい!」と相談を受ける。
- 住宅のことや不動産のことを知らない……。ただ、今から探すには時間がない。連帯保証人もいない……。
- 結果、知人の不動産事業者さんにつなぎ、自社物件を紹介してもらった。
- その後、県立高齢者の援助により、このようないわゆる相談の場所が生まれられた。

建築部局

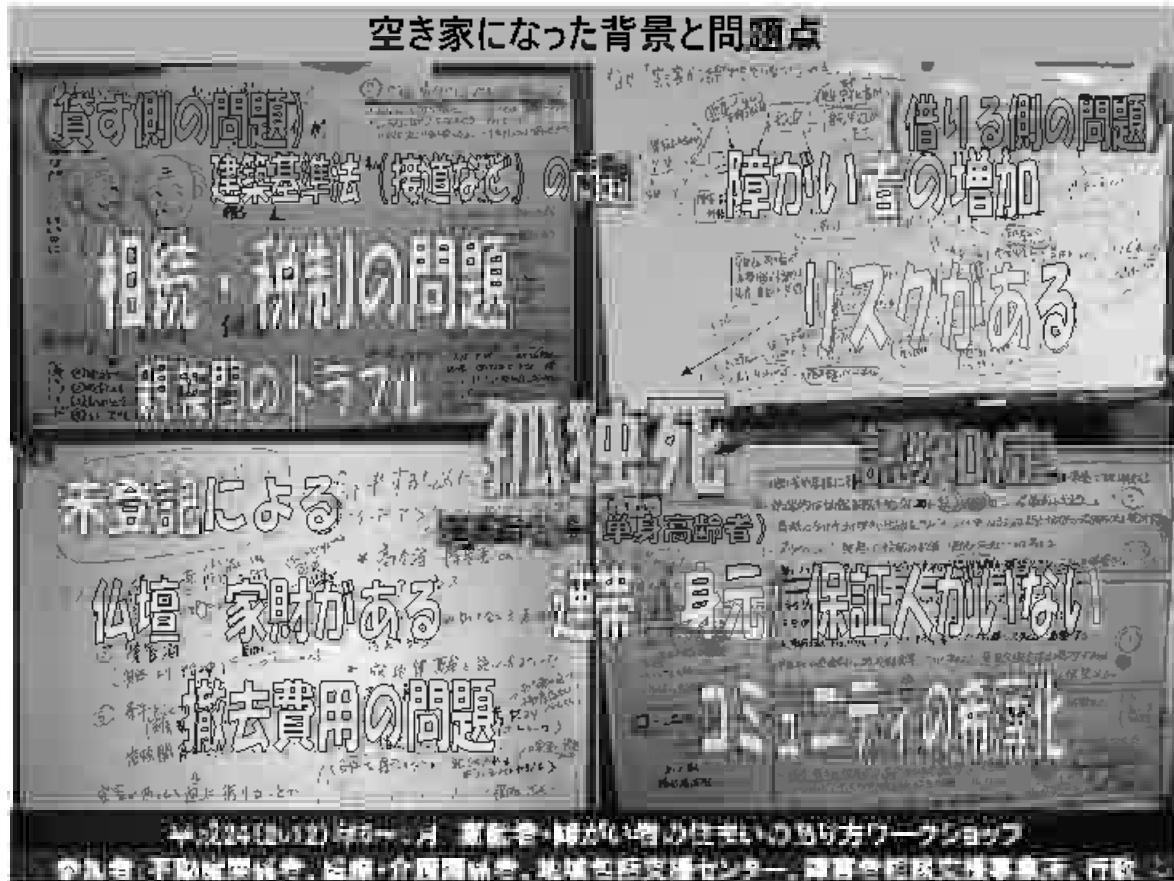
- 老朽化した市営住宅が多い。半永久的に管理しなくてはいけない。改善工事の財源や交付金はいつまで続くか?
- 市営住宅では、入居者の孤独死や、片付けできない障がい者・認知症高齢者と入居者のトラブル等の福祉的課題もあった。
- 民間の空き家が増えており、近隣住民からの相談・苦情も増加傾向…。正確な空き家の実態(数値など)がわからない。



空き家の有効活用と見守り支援の仕組みについて研究・検討（ワークショップ）



空き家になった背景と問題点



それぞれの分野で抱える住まいの問題点や課題⇒「見える化」して共有する！

【背景】

大牟田市では、人口の減少や都市部への人口流出により、空き家が急増しており、空き家対策（老朽危険家屋、空き家利活用）が喫緊の課題となっている。一方で、~~高齢者、障害者、低所得者、子育て世帯、既存住宅所有者など~~が増加しているが、生活の基盤となる住宅を円滑に確保できない問題が発生している。こうしたことから、老朽危険家屋の除却を促進する一方で、空き家の有効活用（利活用）の方策の一つとして、~~高齢者、障害者、低所得者、子育て世帯、既存住宅所有者など~~に~~二つに亘る~~住宅確保要旨~~者~~者が住宅を円滑に確保できる仕組みを構築していく必要があった。

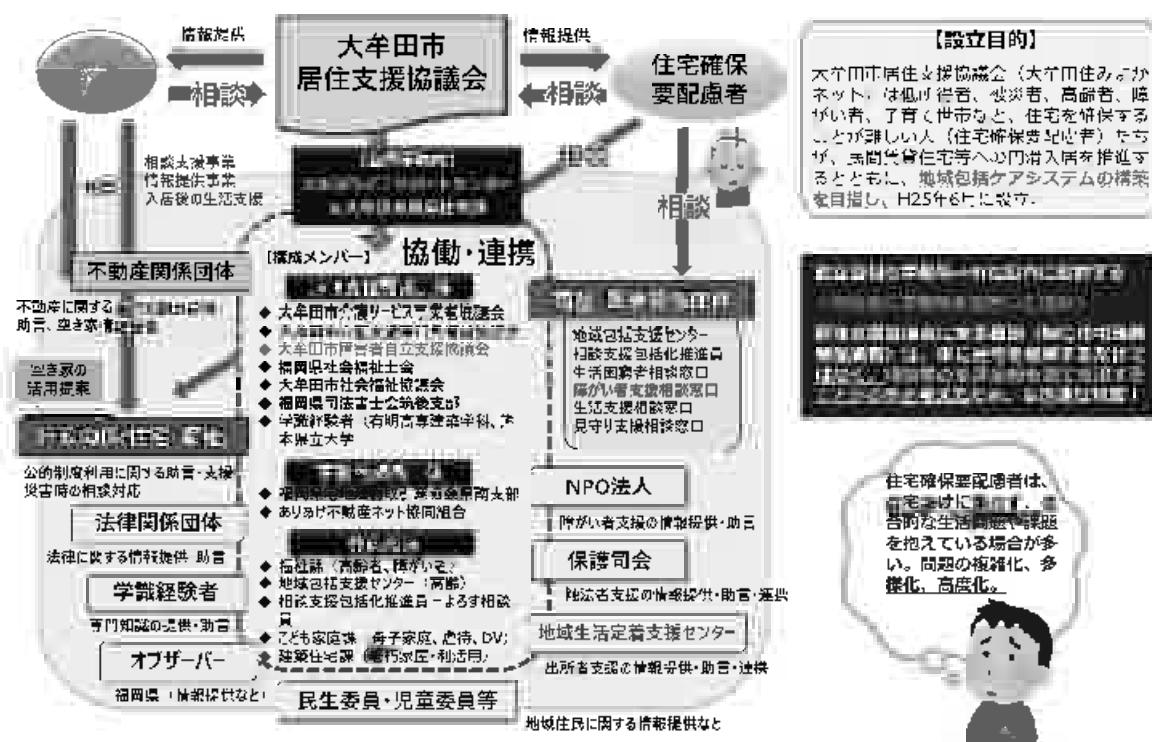
【大牟田市の現状（当時）】



[封底簽]

不動産関係団体、医療・福祉関係団体、その他の団体が住まいに関する課題を共有し、協働して住宅確保支援者への「居住支援」に取り組む必要がある。⇒居住支援協議会 H25年6月設立

(課題解決のために) ⇒ 大牟田市居住支援協議会の実施体制



大牟田市居住支援協議会の取組み

【入居相談】	【建物相談】	【周知・啓発】
住宅確保要配慮者からの入居相談 <ul style="list-style-type: none"> ●協議会で運営する住情報システム「住みよかネット」 ●公的賃貸住宅（市または県営住宅） ●民間賃貸住宅（不動産業者と連携） ●相談内容によっては、「シェルター」などの一時避難施設 	空き家所有者からの建物相談 <ul style="list-style-type: none"> ●建築士等による査定 ●建物の実態調査（行政と共に） ●「住みよかネット」への登録促進 ●上記以外の活用促進（不動産業者等紹介） 	協議会事業の周知・啓発等 <ul style="list-style-type: none"> ●セミナー開催 ●空き家所有者向け無料相談会 ●空き家所有者への意向確認等
空き家物件の掘り起し・ 「住みよかネット」登録へ		

11

居住支援協議会における相談・契約等の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
人居相談	0	0	43	59	58	68	48	65	116	85	136	
建物相談	0	0	23	29	26	24	13	10	83	76	110	
マッチング	0	3	7	9	8	4	2	4	24	15	7	
成約件数	0	1	4	5	4	2	1	2	10	5	4	

令和5年度における各種相談件数の内訳

<入居支援の実績>

●相談件数→450件

（入居相談136件、建物相談110件、入居中対応204件）

●マッチング件数→7件

（低所得者世帯3件、高齢者世帯1件、DV世帯2件、子育て世帯1件）

●新規契約件数→4件

（低所得者世帯1件、高齢者世帯1件、DV世帯1件、子育て世帯1件）

（令和6年大牟田市居住支援協議会総会資料より）

12

行政と民間事業者との共同事務局としての効果等

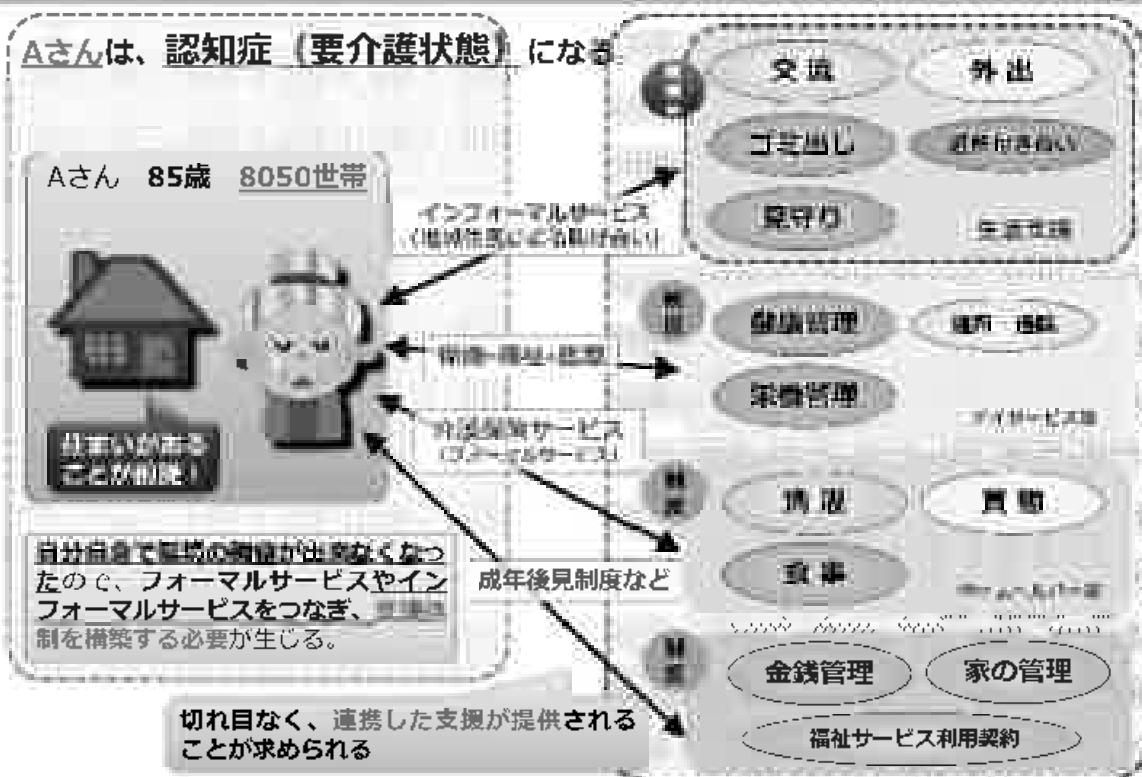


出云の三日市ト、吉備津。多摩川。高麗川していかく

→ **出云の三日市ト、吉備津。多摩川。高麗川していかく**
→ **吉備津の出雲の三日市ト、多摩川。高麗川していかく**

高齢者の住まいに隠れている問題

Aさんは、認知症（要介護状態）になる



14

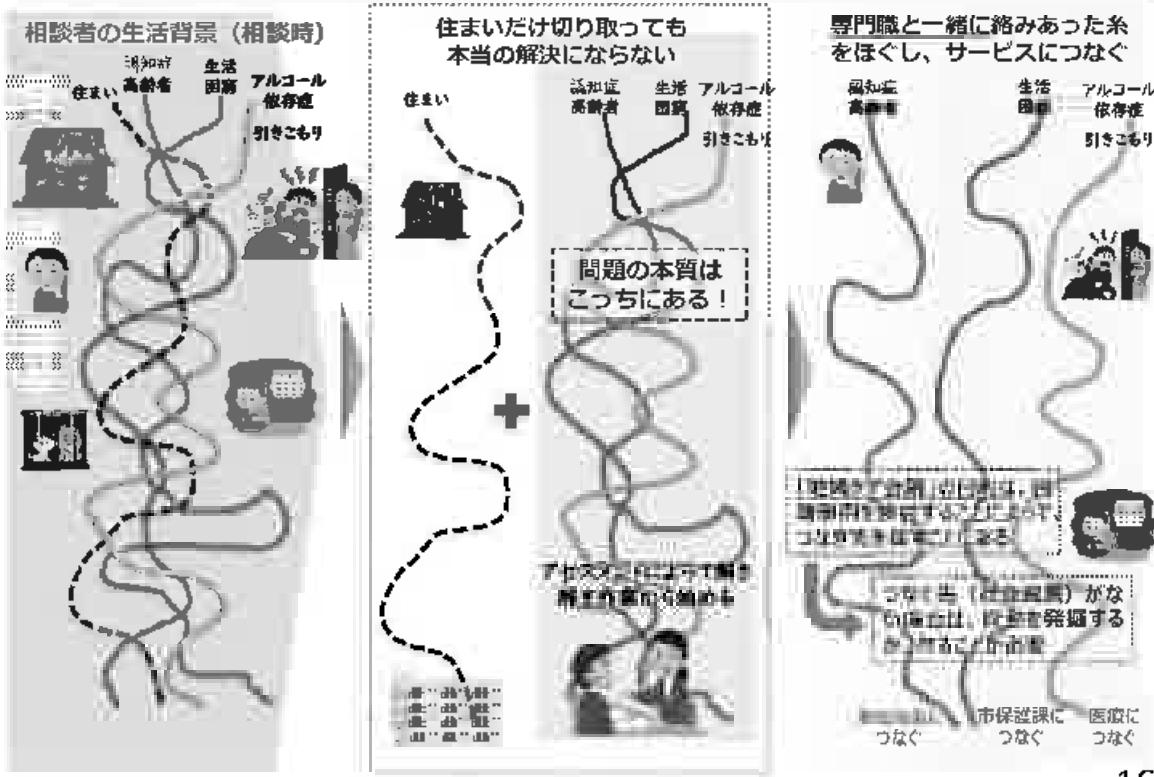
課題の複合化により、それぞれの専門職が取り扱う領域外の相談がある



専門外の相談窓口はどうしていきますか？ → つき（地図）発行ありますか？

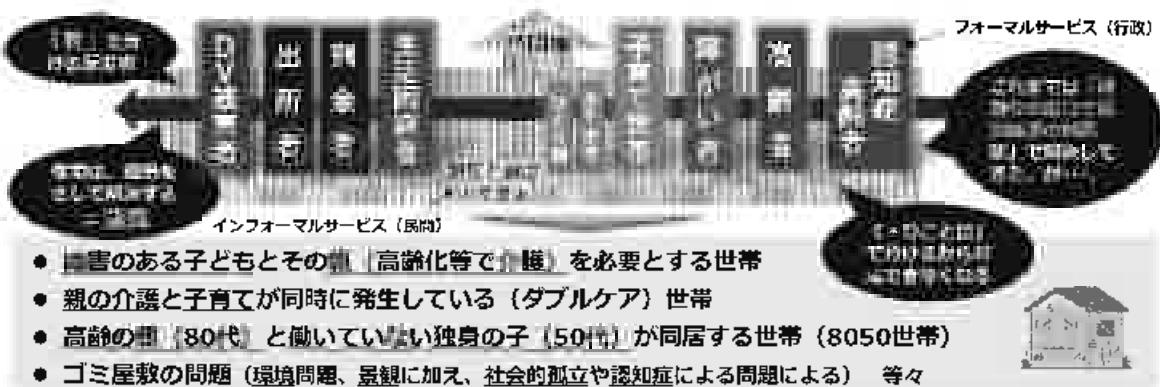
15

住まいの確保支援時のアセスメント（絡まった糸をほぐすことから始まる）



16

* * 様々な相談窓口（福祉部局）で起こっていること * *



西雅图中文电台·多快好省·自定义七彩颜色

- ① 住宅確保要配慮者は、住宅だけに限らず、複合的な生活問題や問題を抱えている場合が多い。
 - ② 相談内容には、施設内に困る問題や、施設外にある問題などがあり、これまでの縦割りの窓口だけでは対処（解決）できない問題がある。

にいかががわらず、絶命の声では、「腹痛苦痛はちうの内病ではない!」「これ以上手術を操作しては危険だ!」といふ自己防衛が強いていき口吐きはもある……。「このままでは、一死を覚悟してお断りしますが如何?」

連携とは、時間と空間を共有し、お互いを知ることから始まる

（厚生労働省・内閣府・文部科学省・農林水産省による「連携の実現」）



なぜ、居住支援に取り組む必要があるのか？居住支援は必要か…？

<社会的な背景から>

- ・生活や住宅確保に困っている市民が前にいたから。
(パリアフリーの取り組みや地域包括支援センター在職時の相談、市営住宅入居者の暮らしを見近で見てきたから)
- ・空き家が増え、空き家の存在が「個人」から「地域」の問題となったから。
- ・相談内容が多様化、複雑化・高度化しており、単一部局で解決できなくなってきたから。
(一人の相談者の相談内容が、平均4～5つある→部局をまたがる)
- ・このような相談を解決していくには、庁内の部課が持っている行政サービス（フォーマルサービス）だけでは限界があったから。
- ・民間が持っているサービスを上手に取り入れ、「協働」する必要があった。
- ・このことは、地域包括ケアシステムという用語と一致している。
- ・地域包括ケアシステムを構築するためには、全庁的・横断的な取り組みが必要だった。

<行政運営の視点から>

- ・わがマチ（自治体）の器にふさわしくない大量の市営住宅を減らしたかったから。
- ・公営住宅担当職員の仕事を楽にするため。（相談先があると一人で悩まなくて済む →メンタル防止）
- ・生活困窮者や公営住宅管理の問題（家賃滞納やクレームなど）は、自らの出来事や問題だけでなく、入居者の生活背景を知ることで解決できることがあったから。
- ・高齢福祉部局（地域包括支援センターなど）の見直していくから。
- ・「地域包括ケアシステムの構築」と計画には書いてあるが、暮らしの基盤である「住まい」のことを誰も考えようしなかったから。
- ・予防施策の取り組みにより、介護保険財政はますます膨らんでくる）19

キーワード

居住支援に取り組むために必要な支援する側の要素

【相手】相手の価値に
おもてなしの心で
接するための
アプローチ方法

【自分】自分自身の
価値を認め
て、自分自身の
アピール方法

☆相手の価値にチャンネルをあわせること

△☆仲間をつくる⇒様々な関係機関と知り合い（＝連携がとれている）になる

共有 → 共感 → 信頼

まずは情報連携！そして行動連携へ

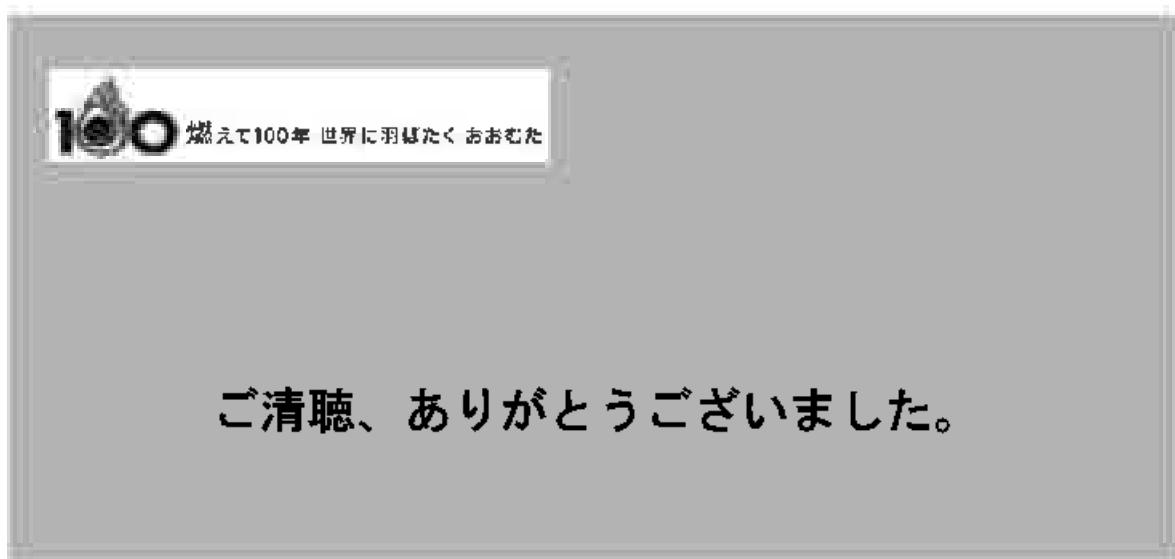
20

この漢字を何と読みますか？



福祉≠制度（行政の制度サービス） → 福祉＝暮らしを支えること

21



【事例発表】

全国居住支援調査研究報告

HIT一般社団法人北海道総合研究調査会 理事長 五十嵐 智嘉子

「住まい支援システム」の構築に向けて

—モデル事業から考えた

2024年10月31日

HIT一般社団法人北海道総合研究調査会

理事長 五十嵐智嘉子

※本発表は、調査研究の報告をベースとした個人の見解です

HITの紹介 —HITって何者？

○名称 一般社団法人北海道総合研究調査会（略称HIT）

○設立 1975（昭和50）年

○役職員 32人

○事務所 札幌、東京

○特徴 東北以北最大の独立系総合地域シンクタンク

○得意分野（五十嵐の場合）

- ・医療・介護・福祉等の提供体制
- ・高齢、困窮、人口減少、少子化
- ・医療と介護の連携、地域共生社会、居住支援

（地域の行政、住民、事業者等の方々とともに考え方実行）

○カバー地域

- ・北海道、全国（といっても一部地域）、NIS諸国（キルギス、タジキスタンなど）

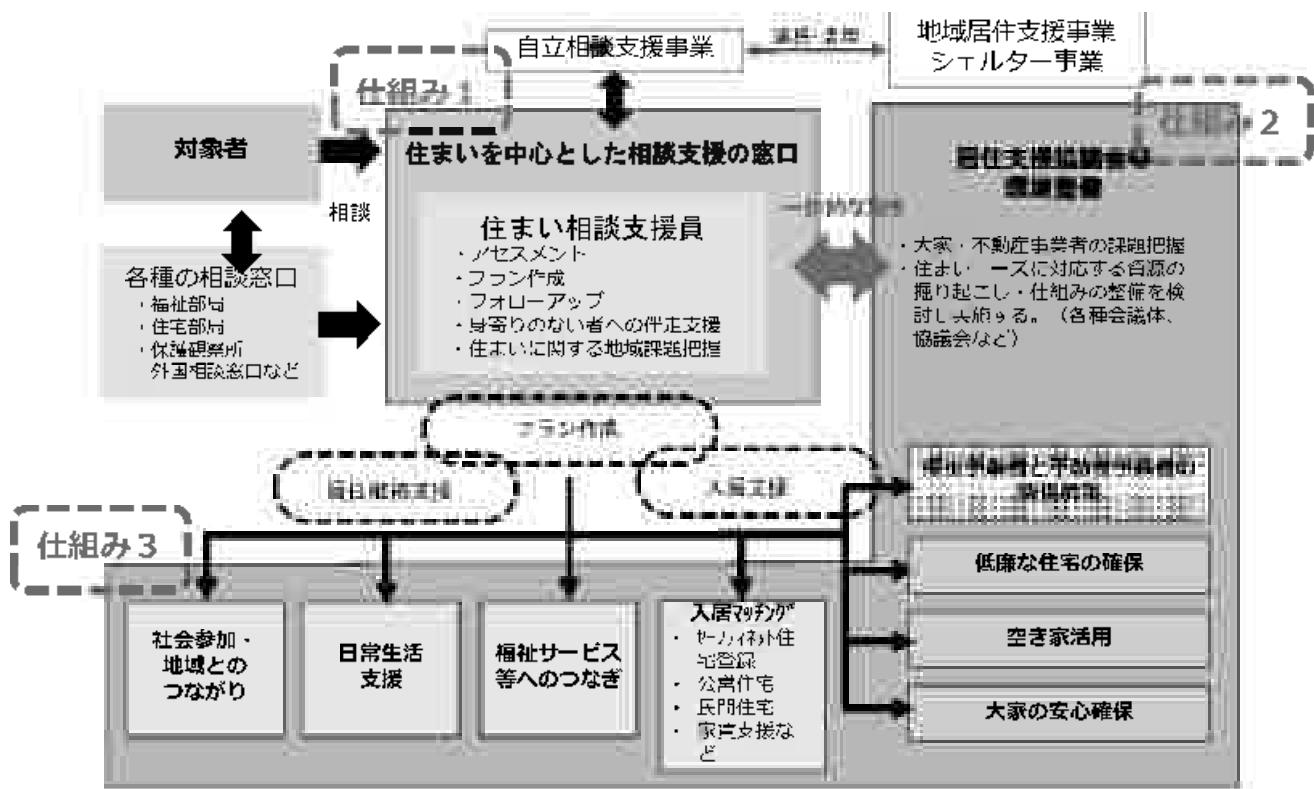
3つのポイント

- 「住まい支援システム」は、住宅確保要配慮者の「住まい（居住）ニーズ」に対応し、福祉部門と住宅部門にまたがる一元的な仕組み
- 特に「住まいを中心とする相談支援の窓口」と「地域の住宅環境整備を進める居住支援協議会等」との一体的な動きを追求することが重要
- 概念・基本的な考え方は共通認識とするものの、地域の実情に応じた取組が求められる

3つの仕組み

- (1) 「住まいを中心とする相談支援の窓口」の設置と相談支援の体制
- (2) 「地域の住宅環境整備を進める居住支援協議会等」における課題の整理と取組促進
- (3) 「入居支援」と同時に「生活支援」「サービスとのつなぎ」を支援（保障）

「住まい支援システム」の全体像



4

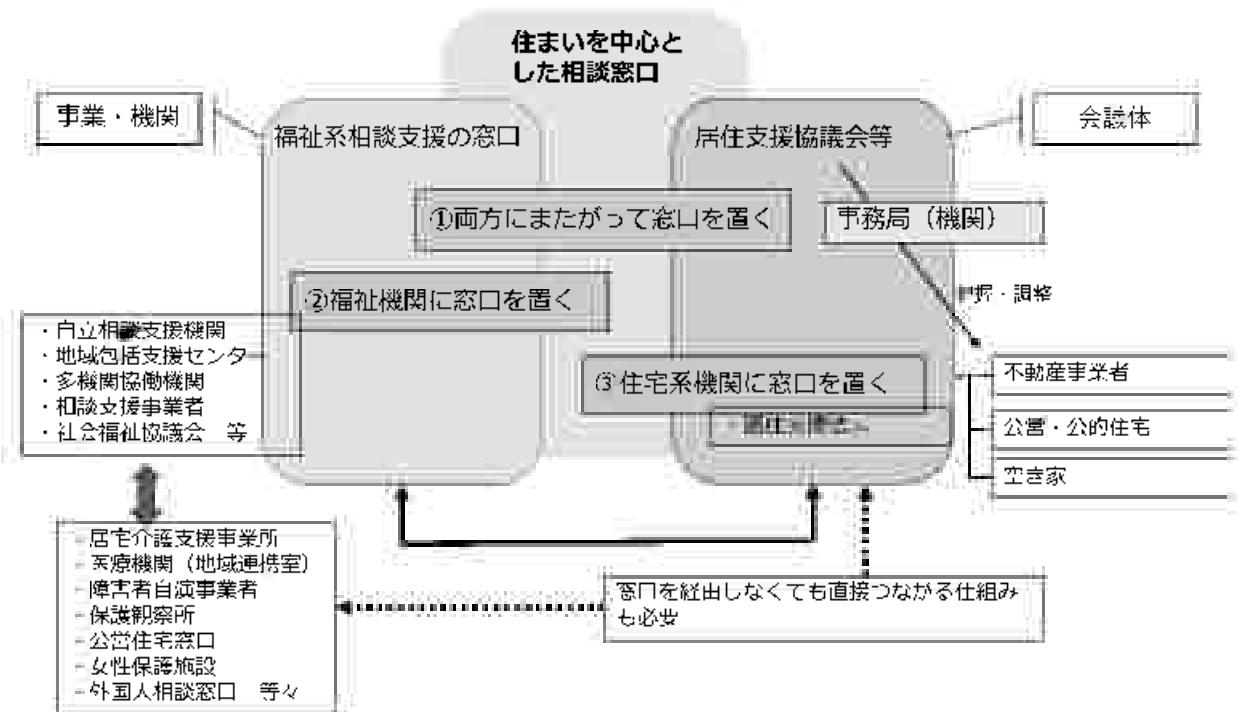
「住まい相談支援員」はシステムのかなめ

「住まい相談支援員」にはアセスメント力と調整力が求められる

福祉系の相談員の場合、住まいの知識がない場合が多い。
「住まい探し」に必要な以下のことは予め聞いておいてもらいたい

- 希望する住まい
- 同居者
- 連帯保証人（有無と有の場合続柄等）
- 緊急連絡先（有無と有の場合続柄等）
- 転居に必要な初期費用の有無
- 貯蓄額（入居後2, 3ヶ月分の家賃相当）
- 滞納・債務歴
- ほか地域に固有のことがあれば

現行体制における「住まいを中心とした相談支援の窓口」設置の考え方（私案）



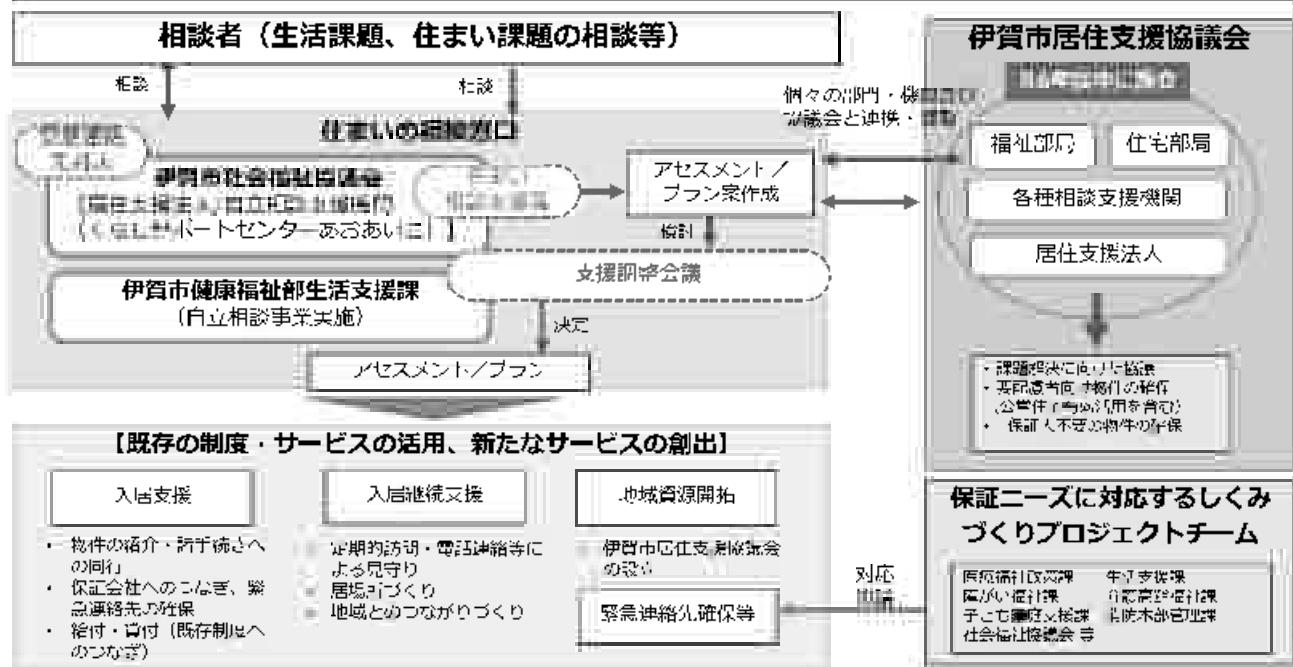
「住まいを中心とする相談支援の窓口」設置パターン例

パターン	自治体	相談窓口	重層の活用
①行政・民間機関連携型	岡崎市 半田市 坂井市 伊賀市 宇和島市 大牟田市 日向市	ふくし相談課・住宅計画課 (社福 愛恵協会/自立相談) くらし相談室 (自立相談支援) + 半田市社協※居住支援法人 福総合相談課 + 坂井市社協、自立相談 生活支援課 - 伊賀市社協/自立相談 ※居住支援法人 くらし相談窓口 (社福)正和会 ※居住支援法人 近畿住宅課 NPO法人大牟田ライフサポートセンター※居住支援法人 建築住宅課とNPO法人Run-Link※居住支援法人	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
②自立相談支援機関に委託型	京都市 沖縄県 船橋市	(公財)ソーシャルサービス協会ワークセンター (公財)沖縄県労福協 自立相談 (社福)生活クラフ「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる	
③居住支援法人型	③-1 福祉系相談機関 北九州市 竹田市 仙台市	NPO法人抱樸(一時生活支援事業も受託) (一社)権利擁護支援センター「たけたねっと」 (一社)バーソナル・サポート・センター	
	③-2 不動産系 鹿児島市	NPO法人ワンエイド(地域居住支援事業)	
④民間育成型	(宇和島市)		
⑤自治体型	常陸大宮市	社会福祉課保護G(自立相談支援事業は社協に委託)	
⑥居住支援協議会	日向市、大牟田市		

※平成5年後、6年後、住まい支援システム構築で、この段階で15を示してあります。
※ふくしま個人の記載です。

【例】三重県伊賀市が目指す 相談支援体制のイメージ図（作成：HIT）

- 住まいの相談支援は、伊賀市（直営）のほか、伊賀市社会福祉協議会に委託。相談窓口は、生活支援課のほか、社会福祉協議会（居住支援法人）に設置し、社協に住まい相談支援員（自立相談支援員も兼務）を配置して対応。
- 貢献会社や大眾、居住支援法人、行政がそれぞれの立場で話し合い、要配慮者への支援や住まいに関する課題解決に向けて協議する。
- 協議結果も踏まえ、R6年度中に居住支援協議会を立ち上げるとともに、「保証ニーズに対応するしくみづくりプロジェクトチーム」を組成し、保証人や緊急連絡先を確保できない人に向けた支援方法を検討。

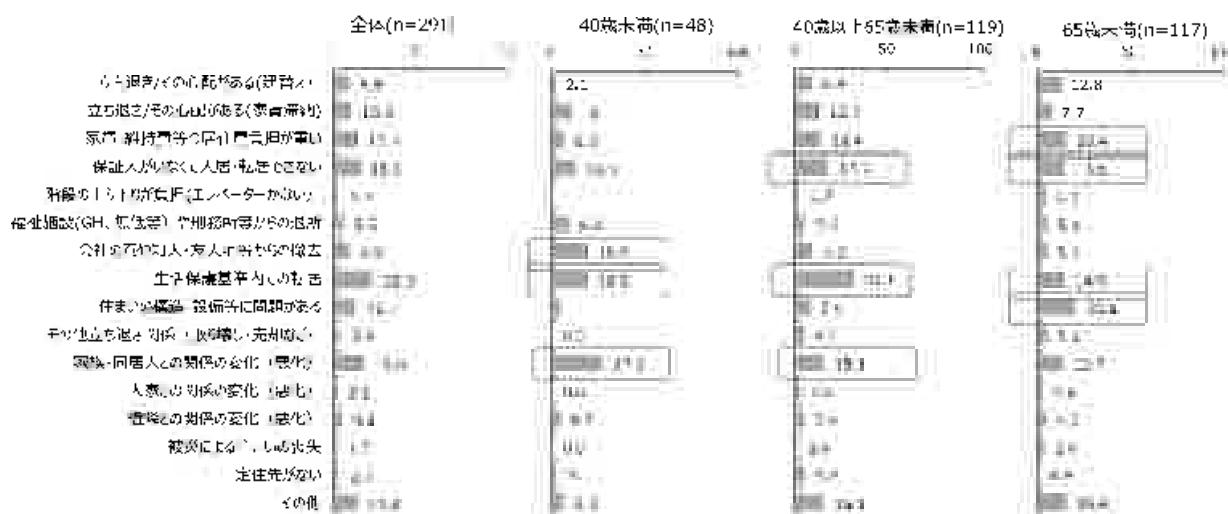


対象者層（1）「看」ことの住まいの課題

それぞれの1位から3位

- 高齢者：①住まいの構造・設備 ②費用負担が重い ③保証人がいない ④生活保護基準内への転居
 - 中高年者（氷河期世代）：①生活保護基準内への転居 ②保証人がいない ③同居人との関係悪化
 - 若年者：①同居人との関係悪化 ②寮や知人宅から撤去 ③生活保護基準内への転居
- ※それぞれの割合は数%から20%（30%が1つ）であり、住まいの課題は広い。

住まい相談支援員による住まい課題の見立ての結果（年代別）



出典：令和5年度 人権啓発委員会「人権を尊重するまちづくりのための
住まい、差別システム 檢索」に関する調査研究会（令和6年3月 HIT）

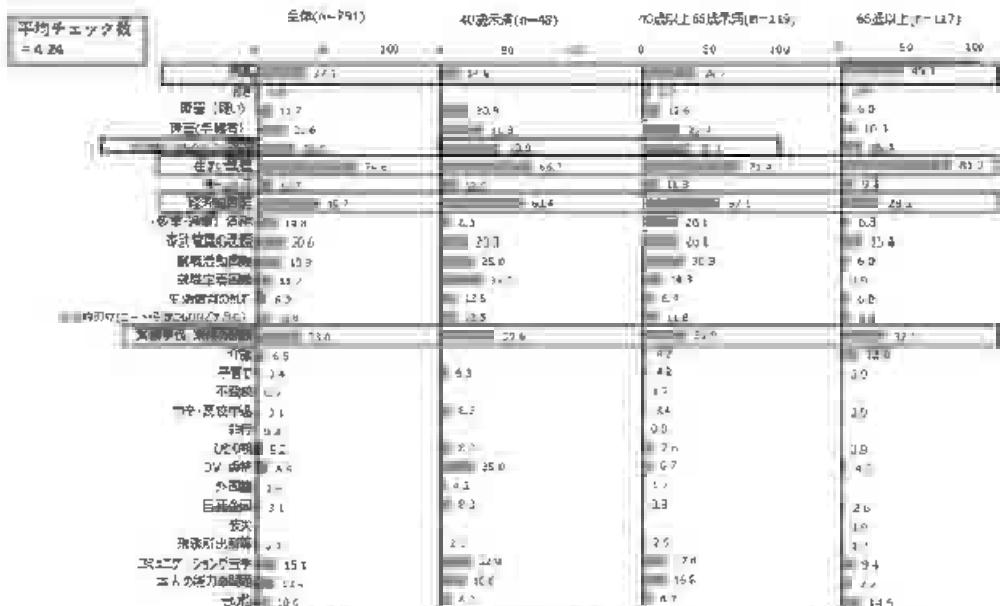
対象者像（1）「者」ごとの生活上の課題

それぞれの1位から3位（住まい課題を除く）

- 高齢者：①病気 ②家族関係 ③経済的な困窮（年金のみで住める住まいを）
 - 中高年者（氷河期世代）：①経済的困窮（仕事がない） ②病気 ③メンタルヘルス
 - 若年者：①経済的困窮（仕事がない） ②メンタルヘルス ③家族関係
※入居・転居後の生活不安定が予想される

※入居・転居後の生活不安定が予想される

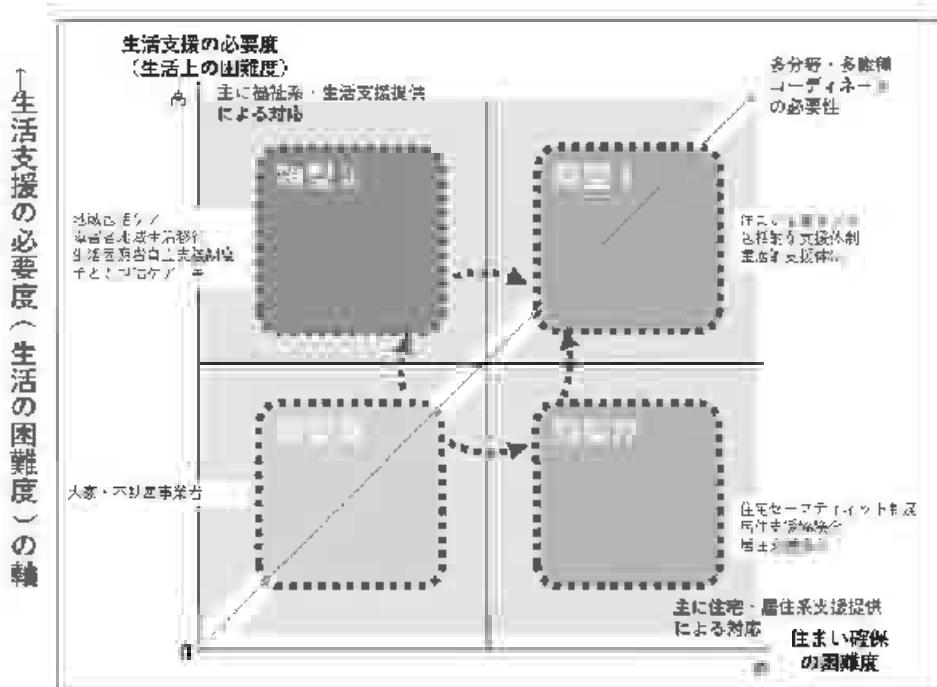
住まい相談支援員による見立て（課題把握）の結果（年代別）



（此は令和5年度老人介護手帳）准看護師以上者に対する連絡用書類等につきては共生社会づくりのための
任せる支えシステムに付する調査研究報告書（令和5年3月H）

10

対象者像(2)「生活と住まいの困窮状況」による分型試験

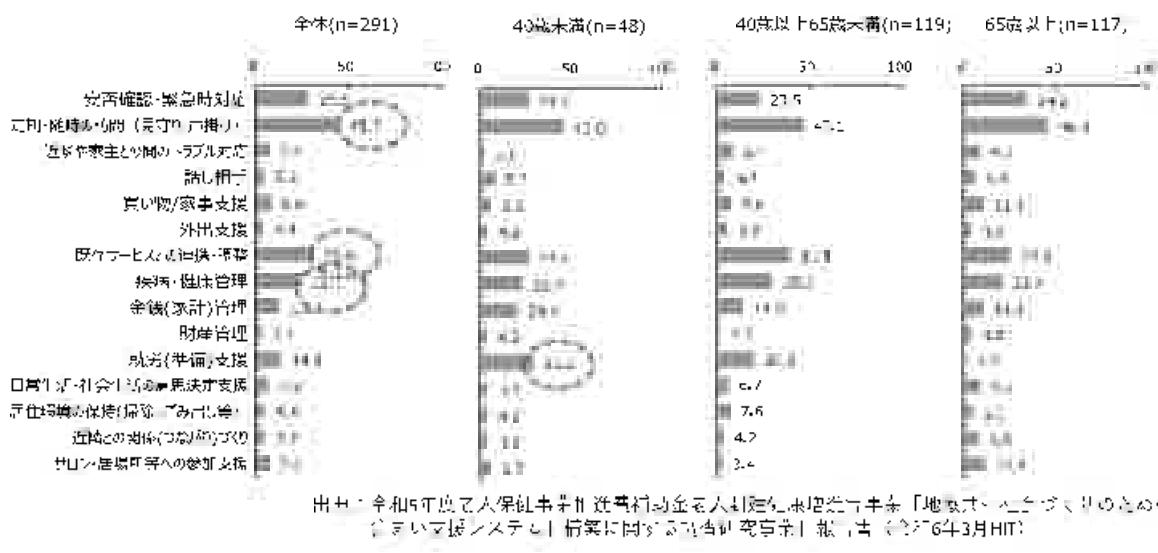


「住まい確保の困難度」の軸→
出典：令和5年度「人気健牛革正進賞」部門で入賞した東北道行牛革「地獄オニヒキ」づくりのための
「牛革レーニング」。上越市に設立された牛革産業振興センター（上越市、越後湯沢市）

居住継続支援の難しさ

- 居住継続支援は、どの年代も、①定期・随時訪問、②安否確認・緊急時対応、③既存サービスとのつなぎ、④疾病管理（若年者は、就労支援）。
- 居住支援法人として、実施しているものがほとんど。日常生活支援・地域とのつなぎはわずか。
- 居住支援法人的的・財政的な負担が大きくなると実施されないことも出てくる危険性あり。
- 地域の緩やかな見守り（気にかける、声をかける）をどう作っていけるのか。一部では「互助会」の仕組みが動いている。
- 再び「相談支援」に戻ることを想定しておく。

住まい相談支援員によるプラン内容



官民連携による「居住継続支援」の事例（岡崎市）

【概要】

- ・身寄りのない高齢者等に対して、身元保証、日常生活支援、死後事務の3つのサービス提供を必須として、複数の民間事業者が連携し事業体を組織、それぞれ得意な分野を提供する仕組みを構築する。
- ・事業体として、市の公募に応じて「官民連携事業者」として応募し、審査を経て、登録する。
- ・市と後見センターが協力して利用希望者の状況を確認し、官民連携事業者に情報提供する。
- ・使用希望者は、自分の望むサービスを受けることができる事業者と契約し、市は事業者と利用者の状況を事業者とやりとりする。



出典：令和5年度人権文化推進助成金の人材育成・研修会「地域共生社会づくりのための
住まい支援システム」横浜に生きる認知症研究会 岡崎市（平成26年3月HIT）

おわりに

- 不動産事業者と福祉事業者が、お互いのことを話す場を持つこと
(行政・公的機関の役割)
→地域において異業種による課題の共有
- 制度に合わせた仕組みではなく、地域に合わせた仕組みづくりを
- この2日間において、知恵の交換、明日からの活動のエネルギーをもらう

居住支援 九州サミット in べっぷ

おおいたで学ぼう！
全国で直面している
「居住支援」の実態とその取組の最前線

— 11月1日 プログラム —

- 13:30 開会挨拶(別府市副市長 岩田 弘)
- 13:40～ 基調講演
「居住支援のこれからを考える～「足元」から「その先」へ」
【講 師】 日本大学文理学部社会福祉学科 教授 白川 泰之
- 14:45～ 主催者代表挨拶(大分県知事 佐藤 樹一郎)
14:55～ 居住支援に関する話題提供
・改正住宅セーフティネット法の概要・施行について (国土交通省)
・改正生活困窮者自立支援法の概要
～居住支援の観点から～(厚生労働省)
・刑余者支援・再犯防止について (法務省)
- 15:30～ (休憩)
- 15:45～ パネルディスカッション
「いま足りないこと・これから必要なこと」
【コーディネーター】 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授 大月 敏雄
【パネリスト】 認定NPO法人抱樸 理事長 奥田 知志
大牟田市居住支援協議会
NPO法人大牟田ライフサポートセンター 事務局長 牧嶋 誠吾
- 16:55～ 次期開催県挨拶(鹿児島県)
17:00 閉会挨拶(大分県土木建築部建築住宅課長 伊東 幸子)



11.1



すべての方向け

3階 国際会議場 13:30~17:00

「居住支援」が果たす役割を学ぼう！



■ 居住支援の最新情報

- ・改正住宅セーフティネット法の概要・施行について (国土交通省)
- ・改正生活困窮者自立支援法の概要～居住支援の観点から～ (厚生労働省)
- ・刑余者支援・再犯防止について (法務省)



■ 基調講演 「居住支援のこれからを考える～「足元」から「その先」へ

【講 師】

日本大学文理学部社会福祉学科

教授 白川 泰之

Shiakawa Yasuyuki



社会保障法、居住支援政策が専門。

佐賀県武雄市出身。1995年東京大学法学部卒、旧・厚生省人省、老人保健福祉局、保健医療局、大臣官房総務課、年金局、社会・援護局、三条市介護保険準備班、大分県高齢者福祉課長、新潟大学法学部准教授、東北大学公共政策大学院副院長・教授等を経て、2019年3月に退官。同年4月より現職。

■ パネルディスカッション 「いま足りないこと・これから必要なこと」

【コーディネーター】

東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授 大月 敏雄

Otsuki Toshio



1967年福岡県八女市生まれ。東京大学工学部建築学科卒業後、横浜国立大、東京理科大学を経て、2014年から東京大学建築学専攻教授。博士(工学)・一級建築士。専門は、建築計画、住宅計画・設計、団地計画・設計、住宅政策。現在、国土交通省、厚生労働省、法務省合同の「住宅要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」の座長。著書に「町を住みこなす」(岩波書店)、「住まいと町とコミュニティ」(工国社)など。

【パネリスト】

認定NPO法人抱樸理事長
奥田 知志
Okuda Tomoshi



NPO法人抱樸理事長、東八幡キリスト教会牧師、1963年生まれ。関西学院神学部修士課程、西南学院大学神学部専攻科をそれぞれ卒業。九州人学人学院博士課程後期単位取得1990年、東八幡キリスト教会牧師として赴任同時に、学生時代から始めた「ホームレス支援」に北九州でも参加、事務局長等を経て、北九州ホームレス支援機構(現 抱樸)の理事長に就任。これまでに3700人(2022年12月現在)以上のホームレスの人々の自立を支援。

大牟田市居住支援協議会事務局長

NPO法人大牟田ライフサポートセンター事務局長
牧嶋 誠吾
Makishima Seigo



一級建築士。元大牟田市建築住宅課長。入庁後、市営住宅建替事業などの箱モノ整備に携わる。その後自ら志願して保健福祉部局に異動し地域包括ケアシステムの構築に携わる。その経験から住宅政策における福祉との連携の必要性を認識し、大牟田市居住支援協議会を設立。現在は、居住支援の最前線で支援者として活動するほか、国交省居住支援協議会伴走支援プロジェクト委員として全国各地の居住支援の推進に取り組んでいる。

【基調講演】

「居住支援のこれからを考える～「足元」から「その先」へ」

日本大学 文理学部 社会福祉学科 教授 白川 泰之

居住支援九州サミット in べっぷ

居住支援のこれからを考える ～「足元」から「その先」へ～



日本大学 文理学部 社会福祉学科
教授 白川 泰之

【本日の講演内容】

1. KPI 「施行後10年間で9割」に向けて
2. 居住支援の機能強化
3. 持ち家社会、「地域住民」像、そして、最期～問題提起～

〔講演の意図〕

講演内容の中には、課題が顕在化している・既に取組みを進めている居住支援協議会等もあると思いますが、私が考える課題等について、多くのみなさんと共有できればと思います。

個人的に「これから先どうしよう」とモヤモヤ悩んでいる内容です。
みなさんと一緒に考え、居住支援の発展につなげられればと思います。

1. KPI 「施行後10年間で9割」に向けて

3

【—「新時代」の居住支援へ—】



居住支援は、住宅政策・福祉政策の双方が、完全に協働する当事者である時代へ！
=「新時代」の居住支援

① 「初動」に向けて



5

【お互い「？」にならないためにー居住支援の「共通言語化」】

- ・住宅政策と福祉政策では、使っている言葉も違う。
- ・直面している課題や抱えている事情は、それぞれで異なる。
- ・所掌事務から発想するため、描いている「居住支援」のイメージが同じとは限らない。

「居住支援」及びそれに関連するコトバとイメージを関係者で共有する=「共通言語化」

名古屋市・居住支援協議会の例

① 非公式な場面での意見交換

- ・住宅、福祉の担当者同士の口ごろからの個別の意見交換を行う。
- ・不動産業者や店舗支援法人などへの個別のヒアリングを丁寧に行う。



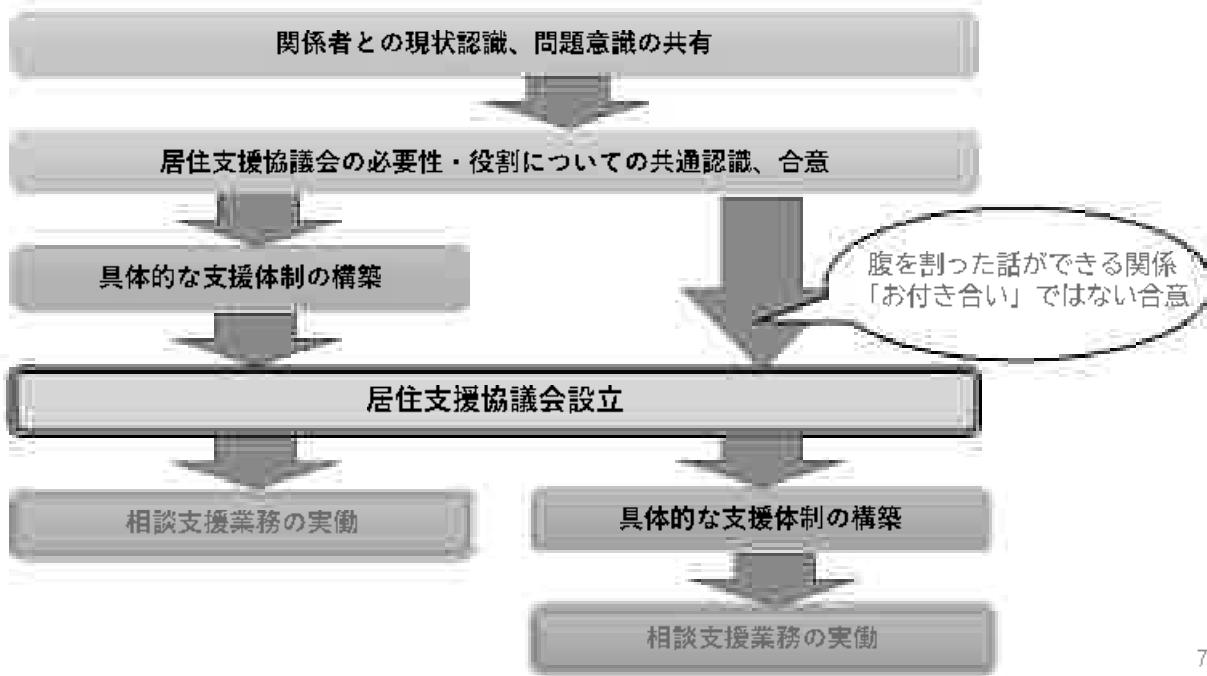
② 個別事例を積み上げていく

- ・関係者間での課題認識の共有、ネットワークづくりの原動力となる。

(出典) 高齢者エコ財團『ユーランゲ・イン・プレイス』Vol.13

「地図に向き合うこと」の積み重ね

【居住支援協議会の設立パターン（大きく分けると…）】



7

「生きる力」を引き出す仕組みづくりを

「結局、『居住』を口に言葉が活性化しただけだと捉えられ、求められるのは『断らない相談機能』『ソーシャルワーク』であることは明らかだ。」

「居住支援関係事業は、設計も実践も、行政、民間それぞれでいい。」

(福岡市社会福祉協議会(居住支援法人) 栗田亮行氏)

〔出典：毎日社の石川昌浩、1月刊「社会」（2020年1月号）〕

【依存的自立】

一般的に「自立」の反対語は「依存」だと勘違いされているが、人間は物であつたり人であつたり、さまざまなものに依存しないと生きていけない。

⇒「自立」とは「依存性を増やしていくこと」である。

解説（2022.11.1更新）――、依存性を増やしていくこと、希望、絶望を分離するなど（TOKYO人権第56号（平成24年11月27日発行）参考）



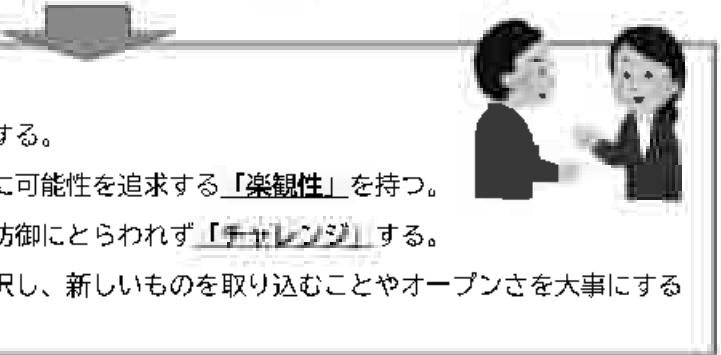
居住支援協議会（及びその各委員）が
どれだけ豊富なネットワークを地域に編み込んでいけるか

8

【仲間づくりのヒント：「計画的偶発性理論」(Planned Happenstance Theory)】

米・スタンフォード大学のジョン・D・クランボルツ教授らが提唱した職業上のキャリア形成理論

偶然の出来事が起こることに手を任せることではなく、偶然の出来事が発生する確率を意図して上げていく。



- ① 「前向き」を持つ。
- ② 取り組み続ける「持続力」を発揮する。
- ③ 自分の力や考え方を信じて前向きに可能性を追求する「楽観性」を持つ。
- ④ 面白いもの、確実なもの、安定、防御にとらわれず「チャレンジ」する。
- ⑤ これまでの価値観や知識を取捨選択し、新しいものを取り込むことやオープンさを大事にする「主觀性」を持つ。

- ・実は、みなさんの訪問、話す機会を待っている仲間がいるかもしれない。
- ・思い切って、直接足を運んで話をすれば、思わぬつながりが見つかるかもしれない。
- ・繰り返し会うことで、分かってくれる人がいるかもしれない。
- ・「無理だ…」 それは、あなたの経験上のただの思い込みかもしれない。

事実、先行事例では、決して当初の予定や想定の範囲内でのみ結果が出ているとは限りません。

参考：(著) J.D.Krumboltz, A. L. Baumgardner, and Isidor Impact Publishers Inc. (直訳)ルル化 (翻訳)「人の本性、自然でいいもよ。」ダイヤモンド社 9

② 県はどう動くか？

【市町村協議会の設立支援に向けて】

① まず意欲のある市町村を支える

ブロック分けして勉強会、意見交換会等を実施してみる。

→ 前向きな市町村から重点的に支援してみる。小規模な町村でもいいのでは？

② 抱え込まない・引き受け過ぎない

○ 外部のちからを借りて、先行事例等から学ぶ

⇒ すべての知識を自前で揃える必要はない。抱え込まない。外部からの講師など。

○ 「自走」できる協議会の設立支援

⇒ じれったくても、一定の距離感を保つ。
市町村の「自走」があつての県の「自走」

③ 県ならではの「つなぎ」

県がすでにパイプを持っている不動産関係の団体（支部）、居住支援法人の紹介

成功体験を市町村と共有

支援ノウハウの蓄積・他市町村への展開

「手探り」なのはお互い様

【県も「現場」を持つてます！】

生活保護・生活困窮者支援

保護の実施機関は、県知事、市長、福祉事務所設置町村長（実際は福祉事務所長に委任）

⇒ 九州で福祉事務所を設置している町村は、~~東北地方内のうち町村のみ~~。

県の福祉事務所（「〇〇地域保健福祉センター」など）が郡部の事務を行っている。

要保護児童の保護措置

事案に応じて、児童養護施設への入所等の措置を行うのは、県の権限。

→ 施設入所、里親委託の措置解除後の者=いわゆる「ケアリーバー」の住まいの確保は？

【参考】「社会的養護自ら支援事業実施要綱」（平成29年雇児発0331第10号・最終改正：令和5年2月支家第81号）

DV被害者・困難な問題を抱える女性への支援

県は、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センターを兼ねる場合もある）を設置。

⇒ DV被害者・困難な問題を抱える女性の就業の促進、~~住宅問題~~、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う。

自らの所掌事務の遂行のためにも、市町村協議会は必要。場合によっては、構成員にも。

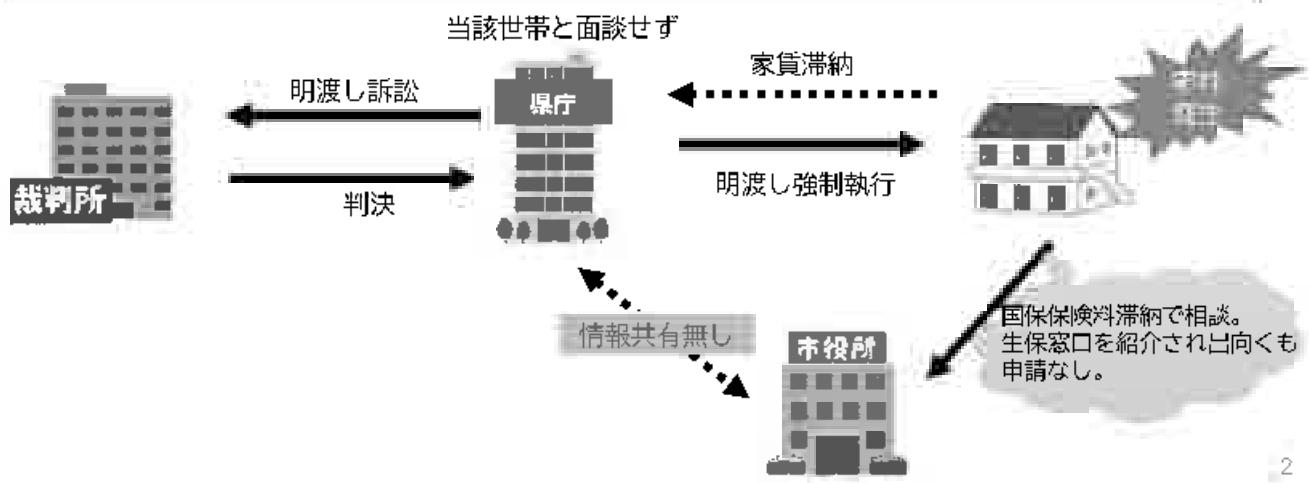
11

【別の視点から：同じ悲劇を生まないために-県・市町村の情報・行動連携】

○銚子市母子心中事件（2014年9月）

千葉県銚子市の県営住宅に入居していた母子世帯の母親（当時43歳）が中学生の娘（享年13歳）を殺害し、自分も死のうとした事件。

この世帯は、家賃滞納を理由に県営住宅の明け渡しを求められており、判決に基づく強制退去の日に事件が起こった。



2

③ 刑務所出所者等に対する居住支援の強化

- ◎ 住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する中間とりまとめ（令和6年2月）
(抄)
- 住宅・福祉・司法等の関係者が連携し、入居前から入居中、退居時（死亡時）に至るまで、各種制度や地域の取組・資源を活用した切れ目のない連携・連携・連携を行なう体制の整備を検討する必要がある。そのため、居住支援協議会の仕組みを積極的に活用することが重要。
- 刑務所出所直後の民間賃貸住宅への入居や更生保護施設等からの民間賃貸住宅への転居はハードルが高いことがあるため、様々な問題を抱えた刑務所出所者等の居住支援における連携とともに、更生保護施設や地域の福祉関係者等が見守り等の緩やかな支援を担うことにより、賃貸人の理解と協力を広げていくことが重要である。そのため、保護観察所、地域生活定着支援センター等による住居の調整等や、民間賃貸住宅入居後の更生保護施設職員による訪問等の支援をはじめ、刑務所出所者等が地域で安定した生活ができる入居前・入居後の支援の仕組みについて、連携・連携・連携が達成して充実させる必要がある。



報告書において、「住宅部局」、「福祉部局」に比べると、具体的記述がやや弱い印象。

⇒ ハードルの高さから、現状、支援に苦慮している状況にある。

13

【居住支援協議会への参画状況】



（出典）国土交通省公表資料

14

【研究の蓄積の少なさ】

CiNii Research



※ 国立情報学研究所が運営する、日本を代表する論文等の検索リソースの一つ。

- 「刑余」かつ「居住」… 論文3本とプロジェクト2件
- 「刑務所」かつ「居住」…論文7本
- 「出所者」かつ「居住」…論文9本とプロジェクト2件



圧倒的な違い！

「福祉」かつ「居住」…論文だけで2,592本（2024年8月21日現在）

- 刑務所出所者に特化した課題の分析を行う調査研究事業（政府の補助事業でできませんか？）
⇒ 併せて、研究者の拡大・育成。
- 支援実績を持つ居住支援法人等のノウハウの整理・普及
- サブリースモデル（居住サポート住宅含め）の可能性の検討。

2. 居住支援の機能強化

① 「事後対応」から「予防」へ「予防的居住支援」

- ◆ 医療
病気になってからの医療
⇒ 1982年：老人保健法の制定により、40歳からの生活習慣病（当時は「成人病」）の予防を導入。
- ◆ 介護
要介護状態になってからの介護
⇒ 2006年：介護保険法改正法の施行により、軽度者を対象とする新たな予防給付、地域支援事業を創設して介護予防事業を新たに位置づけ。
- ◆ 生活困窮
社会保険と生活保護の間のセーフティネットの不在（リーマンショックで問題が顕在化）
⇒ 2013年：生活困窮者自立支援法制定。「支援のかたち」の1つに、早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る「早期的支援」がある。

- 事後的に（困ってから）対応する政策も、いずれかの段階で「予防」的な対応を志向する。
- 居住支援も、「今の住居に住み続けられる」、「早期的支援によるスムーズな転居」という予防の強化が必要では？

◎ 改正後の生活困窮者自立支援法（下線部は改正部分）

- （定義）
- 第三条（略）
- 2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。
一 就労の支援及び居住その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（以下略）
- 6 この法律において「生活困窮者自立支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。
一 （略）
二 次に掲げる生活困窮者に対する支援に對し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）
イ （略）
□ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの

「地域社会から孤立している生活困窮者等」については、既に予防的視点が取り入れられている。

- ⇨ しかし、今から孤立はしていないが、
・経済的理由からの家賃滞納等による立ち退き
・年金額の減少（老齢厚生年金→遺族厚生年金）による家賃負担の過重
といった生活困窮者にも予防的対応は必要ではないか？

1. 自立相談支援機関による「発見」

相談の背景に、収入に見合わない家賃額など居住に関する問題がないか、このままでは現在の住居を失うおそれのあるのではないかという問題の「発見能力」

2. 家計改善支援事業との連携

収支全体の改善支援によって、今の住居に住み続けられる支援ができないか。

3. 生活困窮者居住支援事業の活用

その他の日常生活を営むのに必要な支援を行うことにより、今の住宅に住み続けられないか。

狭義の予防的居住支援＝住み続ける支援

難しい場合には、スムーズな転居が可能になるよう、早期に転居支援を行う（困り果ててからではなく）。

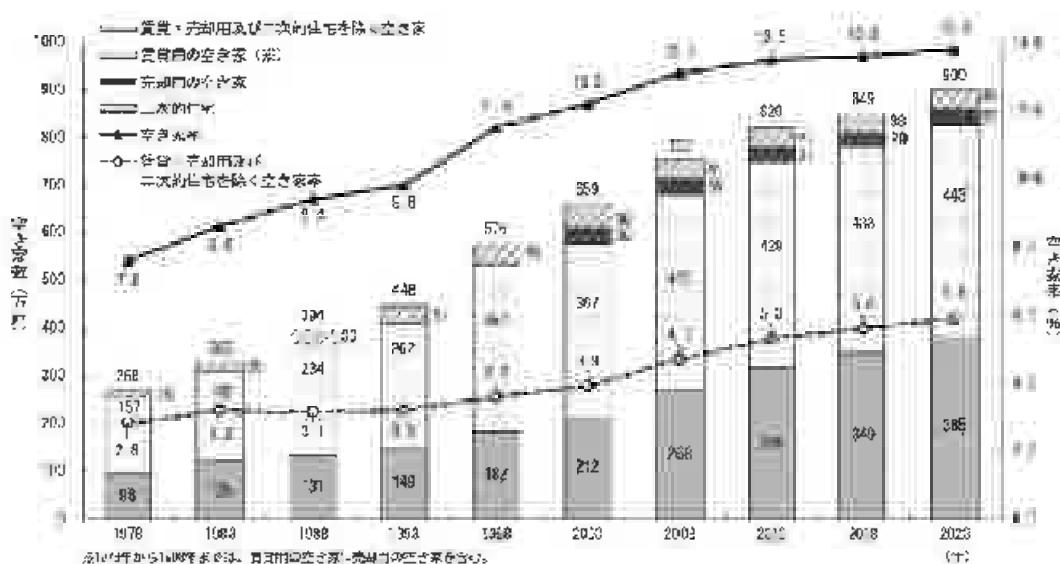
広義の予防的居住支援＝早期・スムーズな転居

追い詰められてからの対応、予防的対応の双方を包括した「居住支援ソーシャルワーク」の統一的な体系化を検討していくことが必要ではないか。

19

② 空き家対策との連携

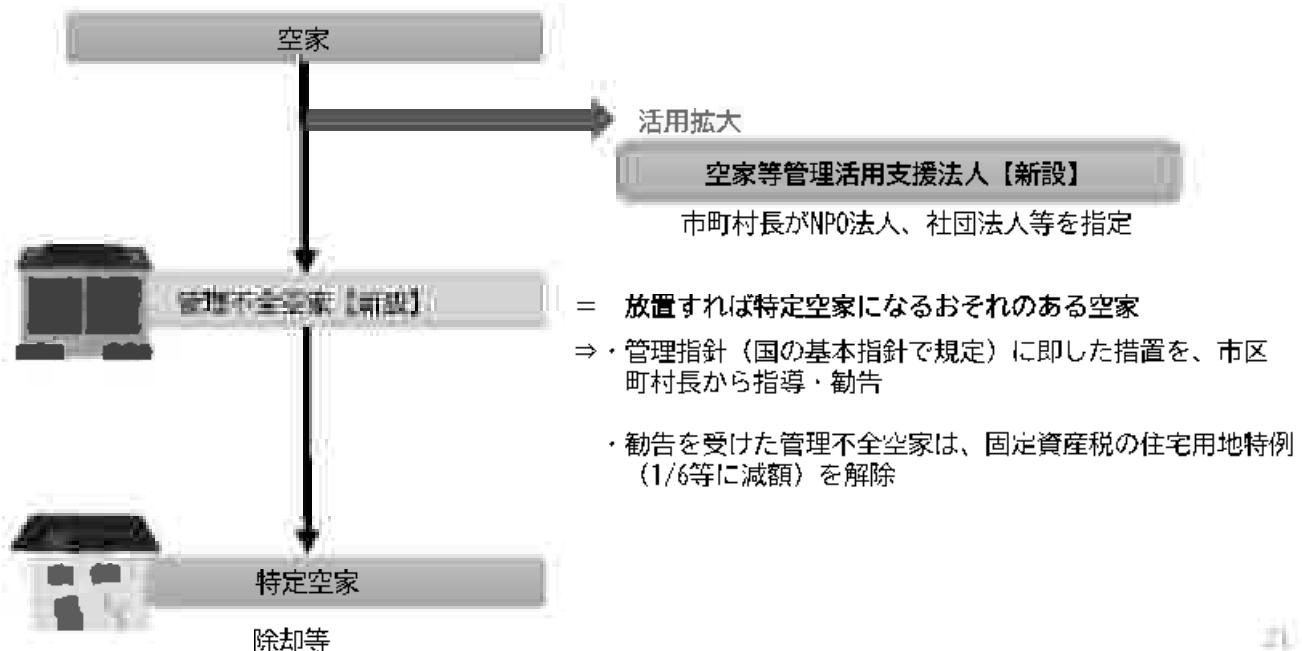
【空き家数及び空き家率の推移－全国（1978年～2023年）】



出典) 総務省「令和5年 住居・土地統計調査」(速報集計)

20

【空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正法（2023年12月施行）より】



【空家等管理活用支援法人と居住支援法人の活動等】

空家等管理活用支援法人の業務内容

- 空き家等の管理・活用を行おうとする所有者等に対し、その方法に関する情報の提供・相談などの援助。
- 所有者からの委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。 など

※ 市町村のニーズに応じて、法定の業務の一部のみ実施する法人も指定の対象にできる。

◎「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（最終改正 令和5年）（抄）

6 空家等及びその跡地の活用の促進

空家等の中には、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拡充等の観点から、地域貢献などに活用できる可能性のあるものも存在する。また、空家等を地域の集会所、井戸端交流サロン、農村宿泊体験施設、住民と訪問客との交流スペース、移住希望者の住居、~~住宅需要と連携の立場等~~として活用することも考えられる。

◎ 空家等管理活用支援法人の指定等の手引き（抄）

第1章 支援法人の業務と要件等

… 次の法令に基づく指定法人であって、空家等の管理・活用に関する事業に取り組むものも支援法人として活動することが期待されます。

・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条第1項に規定する~~住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律~~

③ 広域連携体制の構築

【支援対象者の例】

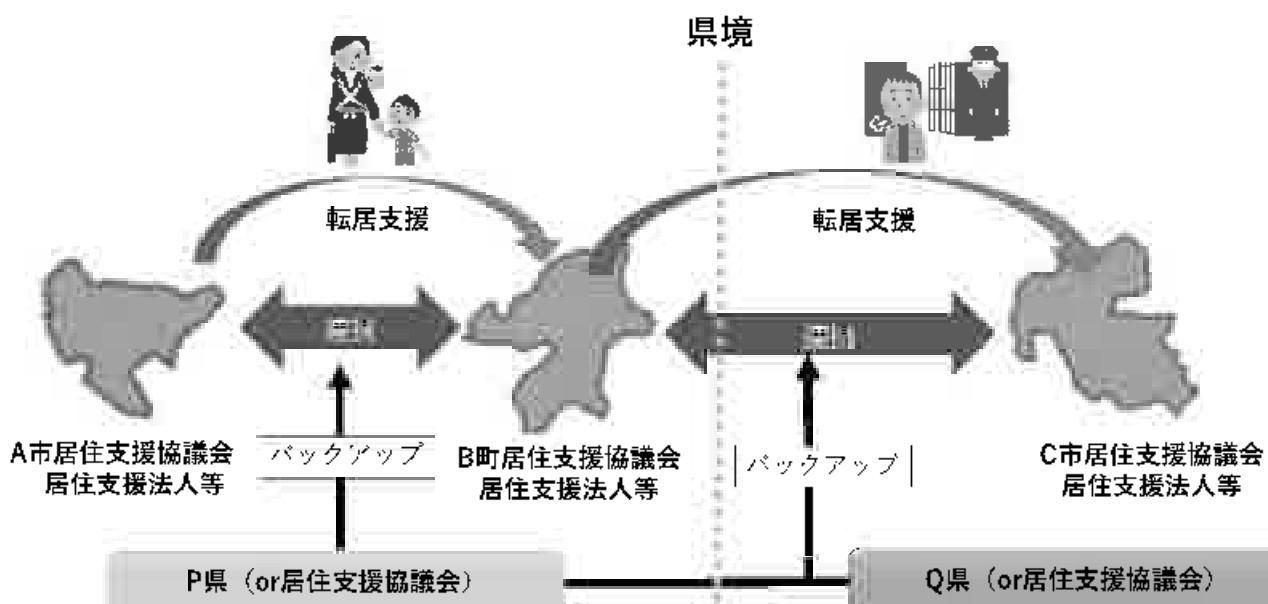
- DV被害者
…配偶者からの暴力（被害）の程度によっては、配偶者に見つからない遠隔地への転居が必要となる場合がある。
 - 元違法薬物依存者
…せっかく治療（刑期）を終えても、売買の場所、売人、誘惑する仲間がいない地域に転居しないと更生が困難な場合がある。
- ※ 事例としては多くないと想定されるが。

市町村内での転居にとどまらず、県内の遠隔地、場合によっては県外への転居が必要になる場合もありうる。

現状でも、居住支援法人が一定のエリア内で他市町村への転居を支援している場合もあると考えられるが個々の居住支援法人任せではなく、ある程度の「仕組み」は必要ではないか。

23

【個人的アイデア段階のイメージ図】



※ 1町1市居住支援協議会の一定程度の普及が前提

24

④ 「居住サポート住宅」の普及と対応力

「居住安定援助賃貸住宅」

- ① 賃貸住宅に日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者の入居
- ② 訪問その他の方法によりその心身及び生活の状況を把握
- ③ その状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言
- ④ その他住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行う

「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」では、「緩やかな見守り」、「必要なときに適切な福祉サービスにつなぐ」といった援助イメージで、「支援付き住宅」などの名称で議論されていた。



都道府県知事（福祉事務所を設置していない町村）、市長、福祉事務所設置町村長が認定。

※ 「福祉事務所長」の専椎事項という意味ではない。



生活困窮者自立支援制度の実施主体と同一。

新たに居住に関する相談、調整機能が明記された自立相談支援事業との連携が期待される。

【普及に向けて】

支援付き住宅調査事業委員会（2023年度）「居住支援法人活動の普及拡大に向けた調査事業報告書【第2分冊】」
（一般財団法人全国居住支援法人協議会）より

※ サプリーストの先行事例をもとに整理したメリットと課題

メリット

○住宅確保要配慮者にとって

… 賃貸人にとって拒否感を抱くような住宅確保要配慮者であっても、賃貸契約時の賃貸人との直接交渉が発生しないことから、迅速な住まい探しが可能になる。

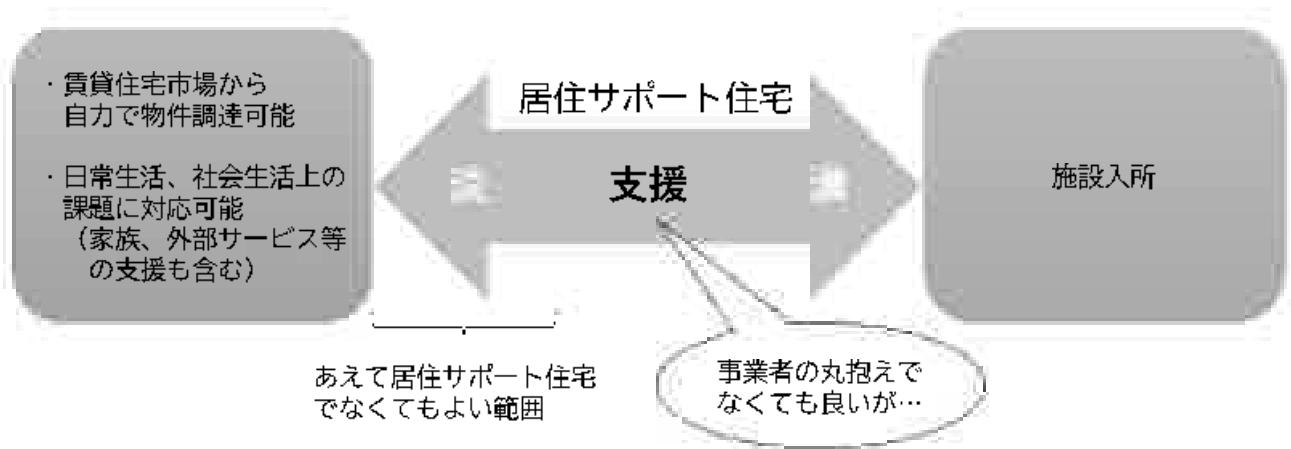
○賃貸人にとって

… 入居者の有無にかかわらず、安定した収入が得られる。
見守り等の援助によって問題が発生するリスクを軽減させることができる。



課題

- 住宅の改修等の初期費用の発生 ← 補助事業
- 徒歩圏内に住戸がまとまって配置されているといった援助の効率性
- 大都市部や地方都市といった地域特性に合った事業展開



「居住サポート住宅」創設 その狙いは？

先行事例の更なる分析、条件が整う事業者から順次実施
⇒ ノウハウの蓄積による展開・普及

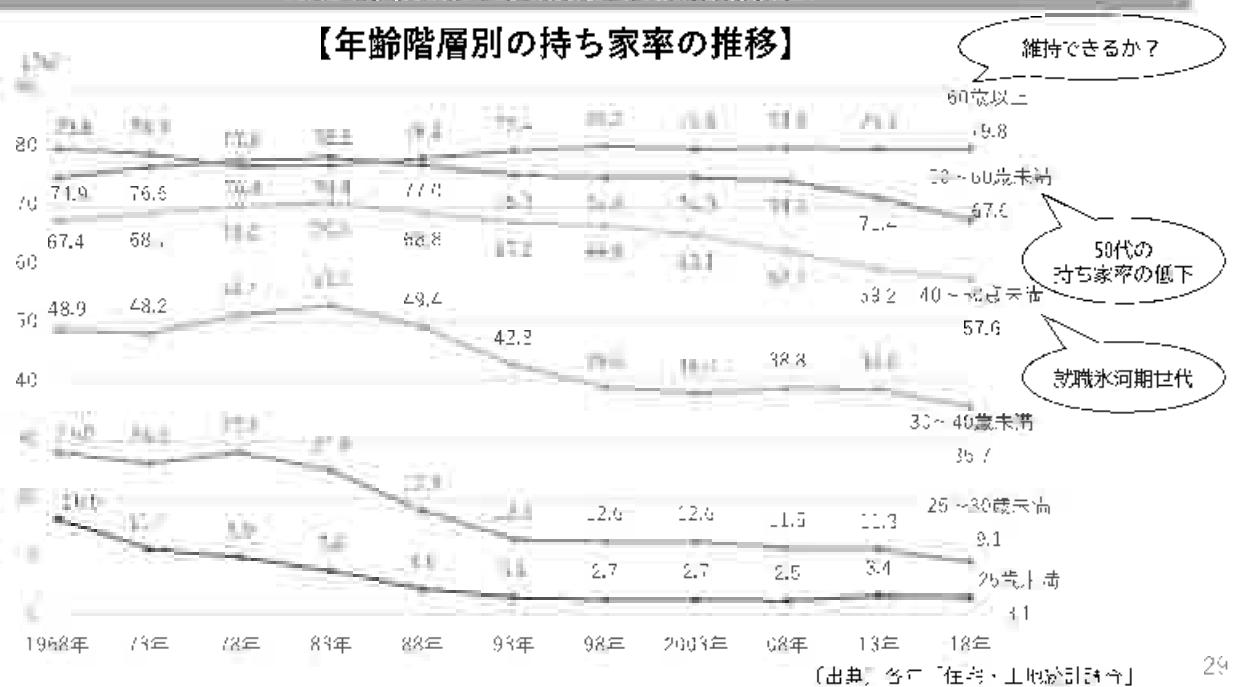
支援の濃淡について、どの程度を「標準的イメージ」として描くか？

(「シルバーハウ징」が類似の先行事業として、参考になる部分もあるのでは？)

3. 持ち家社会、「地域住民」像 そして、最期 ～問題提起～

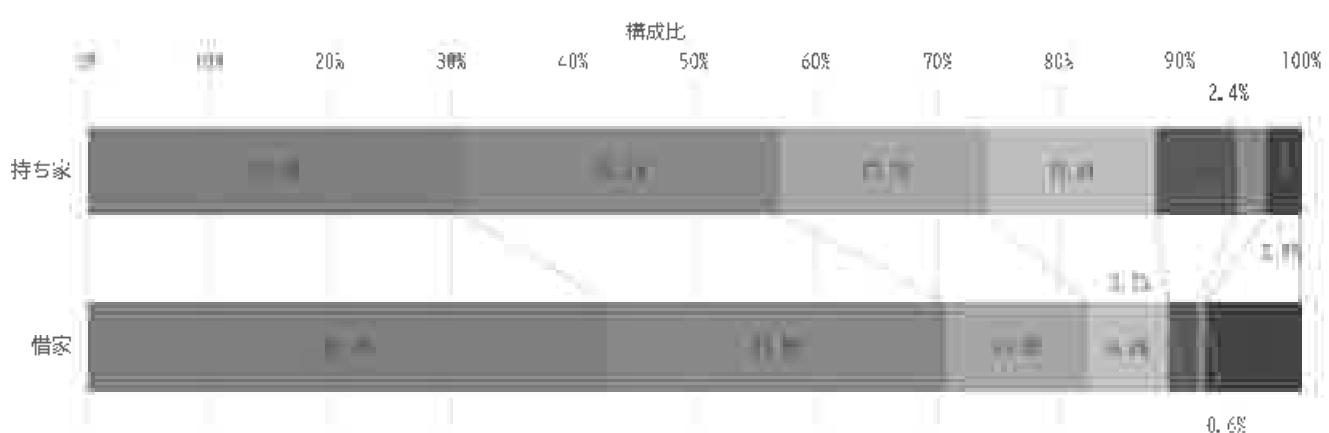
(1) 持ち家社会は持続するのか?

【年齢階層別の持ち家率の推移】



29

【住宅の保有形態別・年間収入階級別の構成比】



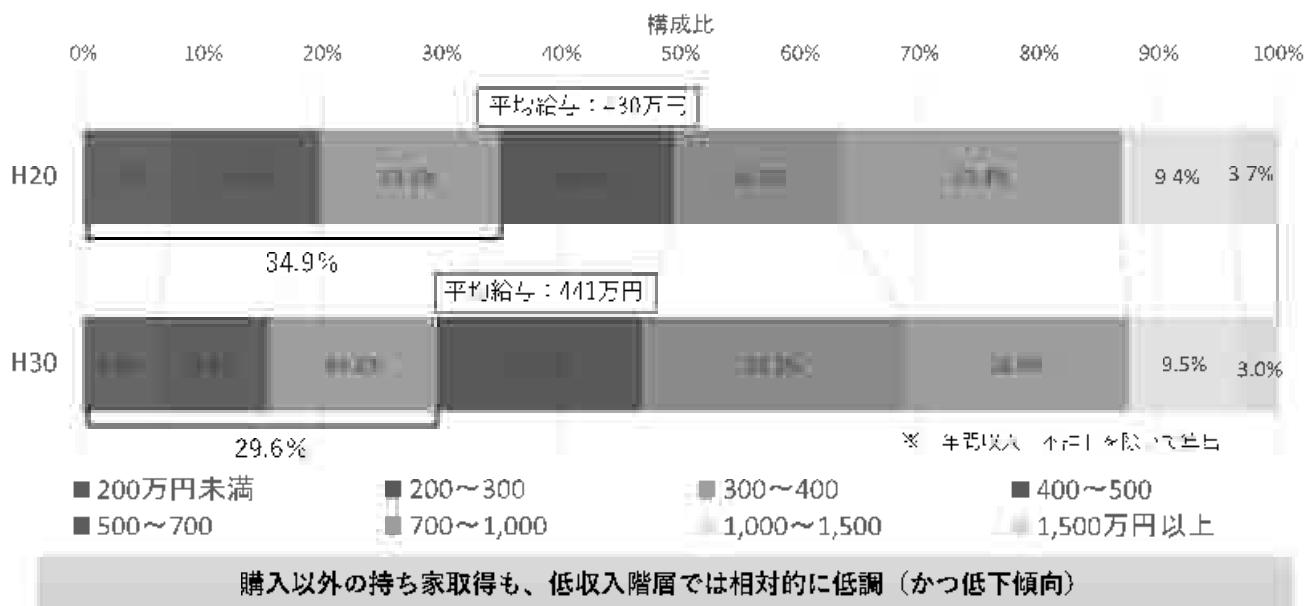
■300万円未満 ■300~500万円未満 ■500~700万円未満 ■700~1000万円未満 ■1000~1500万円未満 ■1500万円以上 ■不詳

借家世帯の方が相対的に年間収入階層が低い

(主共) 種登音「平成26年・住宅・土地統計調査」

10

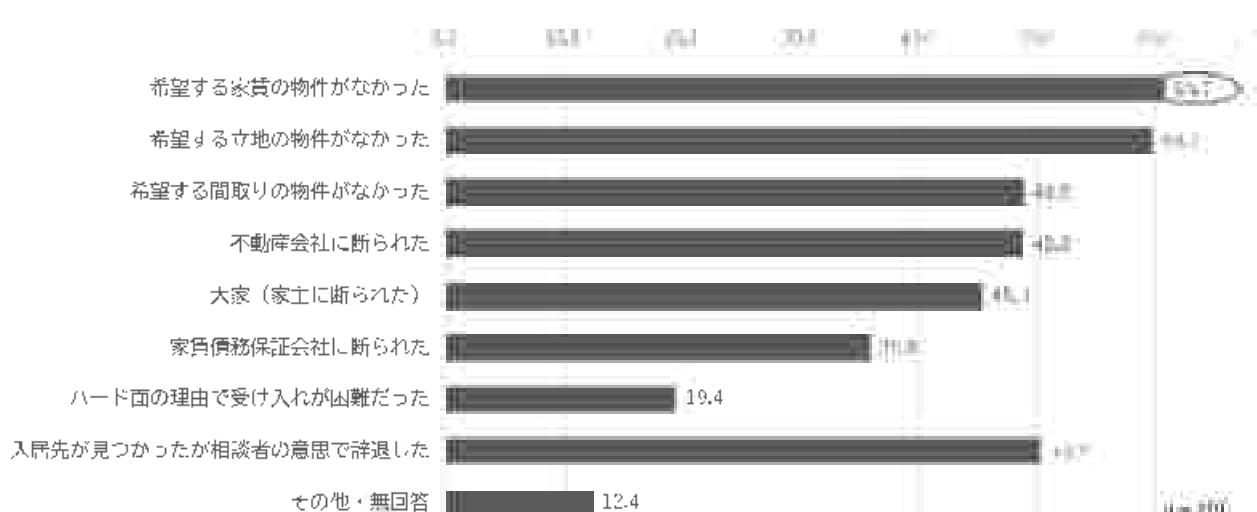
【家計を主に支える者が雇用者である世帯／相続・贈与で持ち家を取得した世帯の年間収入階級別構成比】



購入以外の持ち家取得も、低収入階層では相対的に低調（かつ低下傾向）

（出所）参考資料：今年「住宅・土地統計調査」、アコニクス、国民生活センター「民間給与実態統計調査」

【入居が決まらなかつた理由（居住支援法人アンケート・複数回答）】

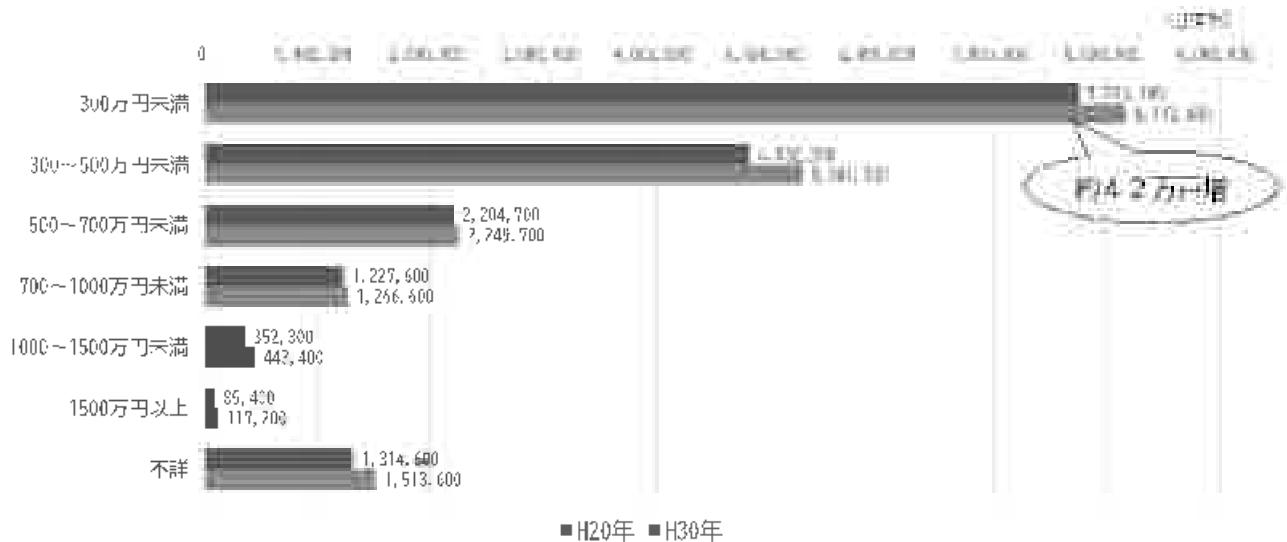


現状でも家賃のミスマッチは大きな問題

（出所）全日本居住支援法人協議会（2023）「住まい支援法人に対する普及法人における現状実態調査」

32

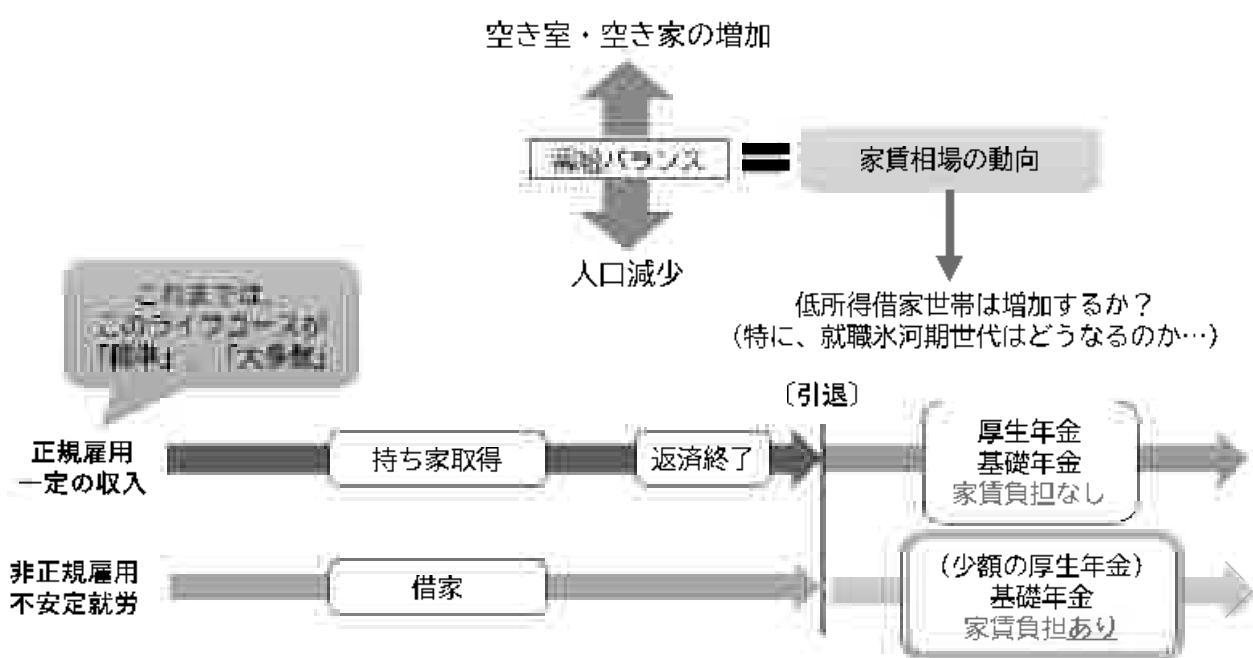
【借家／年間収入階級別の世帯数の対比（10年間の比較）】



今まで以上に低収入世帯の借家ニーズは増加していく可能性

（出典 総務省「令和・人口統計特研」）

【低家賃住宅のニーズの増加？】



② 「住み慣れた地域」は、自明か？

◎ 介護保険法（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条（略）

4 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、~~住み慣れた地域~~その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

◎ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、~~住み慣れた地域~~その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

「住み慣れた地域」は、これまで通り、ほとんどの人にとって当たり前に存在し続けるだろうか？

【無意識のうちに、「持ち家」・地理的な「安定居住」が前提になってないか】

時間軸

〔暗黙の標準コース〕
=今後も多数派でしょうが…

〔今後増えるかもしれないコース〕
=非正規・不安定雇用労働者

「住み慣れた地域」

持ち家取得

同じ日常生活圏内
とは限らない

老後住宅

借家

退職→年金生活
より低家賃物件へ
住み替え

※「転職」も住み替え
の転機となりうる。

借家

配偶者の死去
年金収入減少
より低家賃物件へ
住み替え

※おひとりさま増加も
ありうる。

36

【孤独・孤立対策】

「住み慣れた地域」=時間的かつ空間的概念
⇒ 特定のエリアに長く居つくことは自明ではなくなる可能性

時間・空間の継続を要しない「人つながり」の構築へ

「住み慣れた地域」（持ち家前提の受動的概念）に加え、「地域に住み慣れる」ための支援を

◎ 孤独・孤立対策推進法（抄）

(目的)

第一条 この法律は、社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において~~心身~~を~~抱~~えることにより、又は~~心身~~から~~離~~立していることにより~~心身~~に~~害~~な影響を~~及ぼ~~すい~~う~~（以下「孤独・孤立の状態」という。）にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組（以下「孤独・孤立対策」という。）について、その基本理念、国等の責務及び施策の基本となる項目を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的とする。

- ◎ 孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（孤独・孤立対策重点計画）「施策編」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定）（抄）

No.076: 孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】

＜施策の概要＞

公営住宅、セーフティネット住宅、サービス付き高齢者向け住宅に玄関スペースを計る場合の整備を支援する。

No.137: 独孤・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】

＜施策の概要＞

居住支援協議会、居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に係る事業に対して支援を行う。

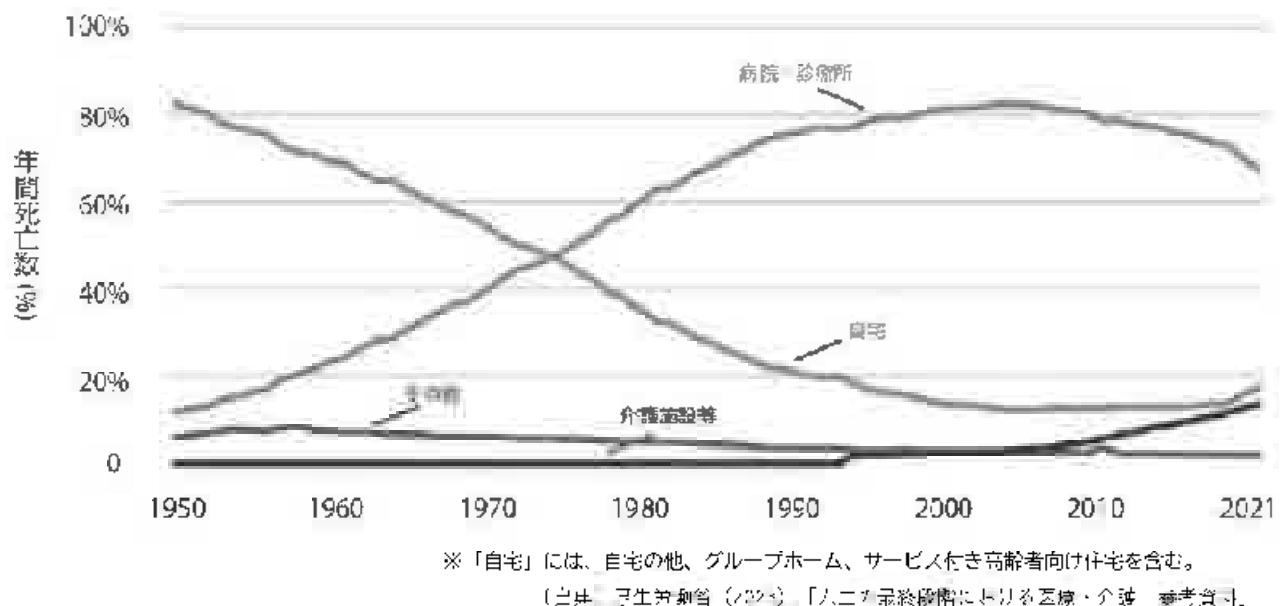
居住支援は、国土交通省・厚生労働省の共通施策になりましたので、

今後、改訂が行われるとこかの段階で、

「住宅確保要配慮者」（福祉の縦割りではなく）を明記し、地域の人との橋渡しをする取組・支援のご検討を。

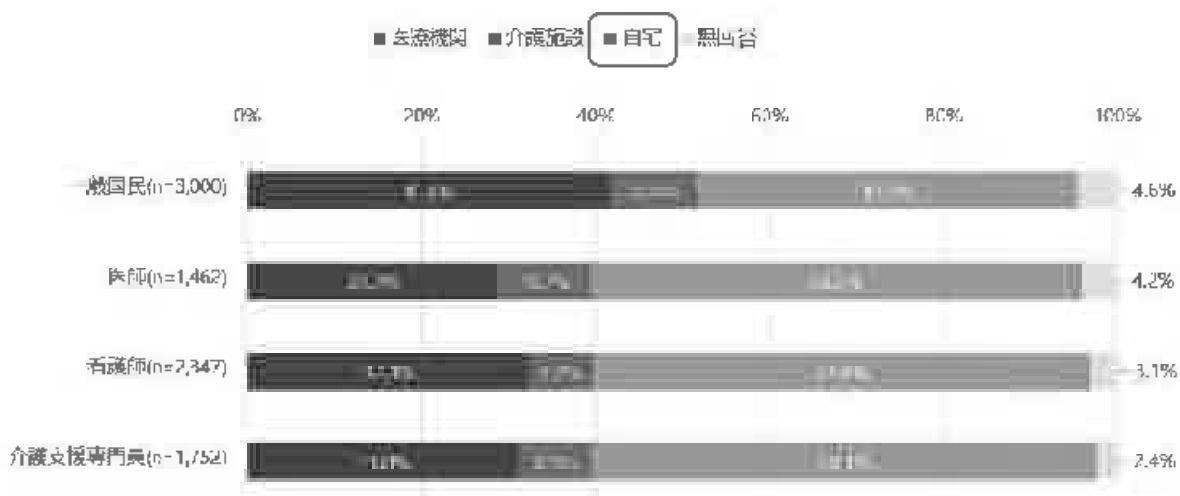
④ 人生の幕を閉じる選択肢

【死亡の場所の推移】

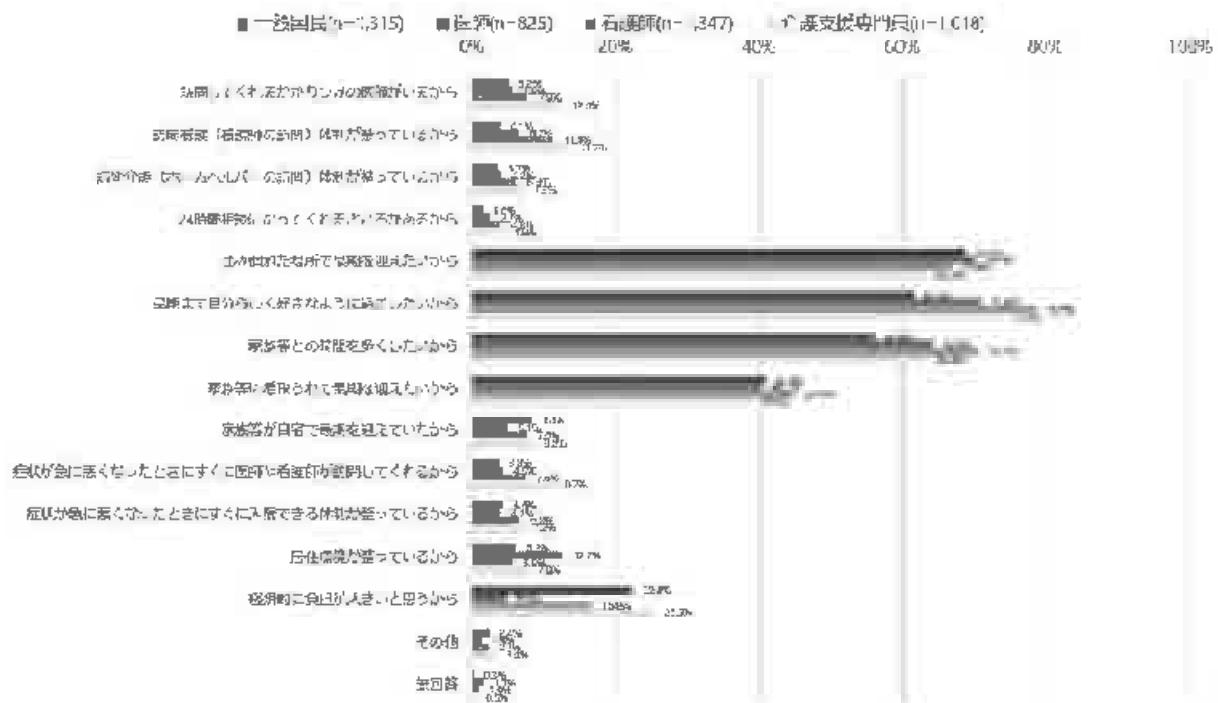


【厚生労働省「令和4年度人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査」(抄)】

Q:あなたが病気で治る見込みがなく、およそ1年以内に徐々にあるいは急に死に至ると考えたとき。最期をどこで迎えたいですか。

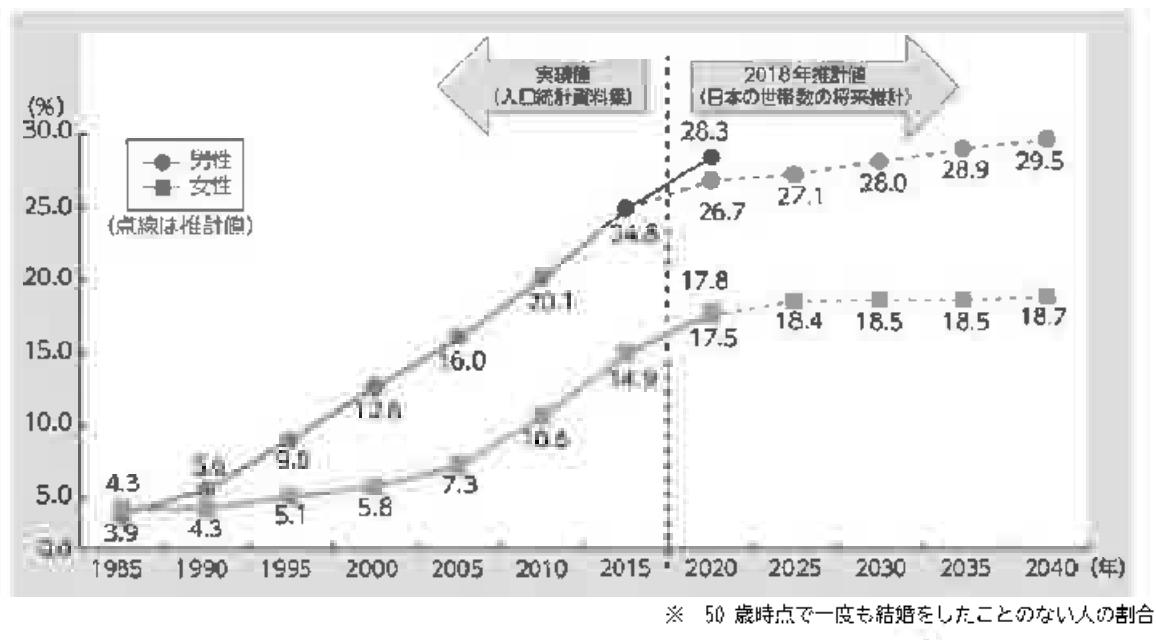


Q:なぜ自宅を選択されたのか、お考えに近いものをお選びください。（複数回答可）



41

【50歳時の未婚割合の推移】



※ 50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合

(小代) 爷打乞 陽 旦生分底白書

42

大分県内の有料老人ホーム

月額利用料 平均額（1人当たり）

84,972円～92,259円

(最低額：23,000円 最高額：296,600円)

※家賃相当額、管理費、食費の合計額。このほか、前払金・敷金の徴収があるホームもある。

(出典) 大分県「有料老人ホームの定義と、利用料金等について」有料老人ホーム運営指針 (令和5年7月1日現在) ~ |

大分県内のサービス付き高齢者向け住宅

月額利用料 平均額（1人当たり）

92,619円～117,723円

(最低額：31,400円 最高額：319,043円)

※家賃相当額、管理費、食費の合計額。このほか、前払金・敷金の徴収がある住宅もある。

(出典) 大分県「サービス付き高齢者向け住宅規況調査」(※大分市を除く)

医療政策関連の文書における「自宅」「在宅」は、基本的に持ち家（+有料・サ高住）なのでは？



「借家」も看取りの当たり前の選択肢としてありうると、政策的に認知して議論が必要ではないか？
「おひとり様」が増えると想定される中、誰が最期に寄り添うのか？それは「政策」に落としこめるのか？
(一部の「できる法人」だけは、個の力でなんとかなります…ではなく)

—まとめ—

居住支援が問うもの（今のところ私が思うに…）

- 手頃な値段で入居できる住宅をどのように保障していくのか？
それは、何らかの国民の「権利」に発展させられるか？
- 関係性の貧困が進む中で、社会的動物である人間の「人間らしい暮らし」、「自分らしい暮らし」をどのように支えるのか？
- 究極的に、「自分が望む最期」をどの程度支えられるのか？

やればやるほど、壁の高さを実感しています。

ご清聴ありがとうございました

【プロフィール】

<略歴>

佐賀県 武雄市出身

平成7年 厚生省入省。老人保健福祉局、介護医療局、大臣官房総務課、企画局、社会・援護局など

<出世>

二条市（健康福祉部介護医療担当班、政策部企画課）、大分県（障害福祉課参事、高齢者福祉課長）、筑紫大学法学部准教授、東北大学公基院政治大学院副院長、教授など
平成31年3月退官。

<著書>

「生きると生活支援でつくる「地域暮らし業」 - 「住まい」と地域をめぐらす地域包括ケア」「
「飛びぬけない社会 - 困窮と孤立をふせぐ制度構築」（共著）

「ソーシャル・デザインで社会的孤立を防ぐ - 政策連携・公私協働」（共著）

<委員等>

市立区高住支援協議会 会長

市立区地域包括ケアシステム推進会議 会長

厚生労働省「高齢者住まい・生活支援連携事業」委員・専門家

国土交通省「高齢者支援協議会連携支援プロジェクト」メンバー（学識経験者）

【居住支援に関する話題提供】

改正住宅セーフティネット法の概要・施行について

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 課長 浦口 恭直

令和6年11月1日 「居住支援 九州サミット in ベっぷ」

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等の一部を改正する法律※等について

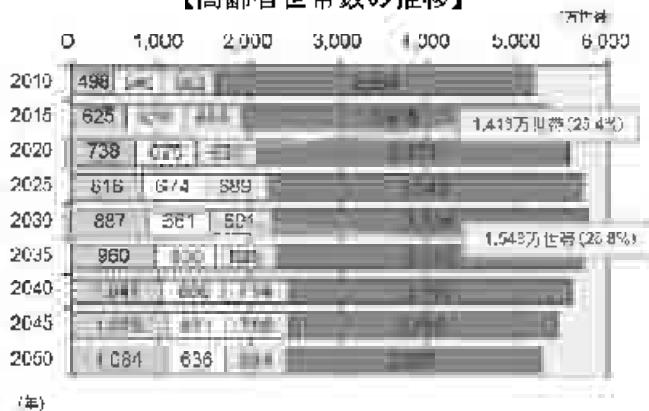
※令和6年法律第43号[令和6年6月5日公布]

国土交通省 住宅局

世帯の動向について(高齢者世帯、単身高齢者世帯の推移)

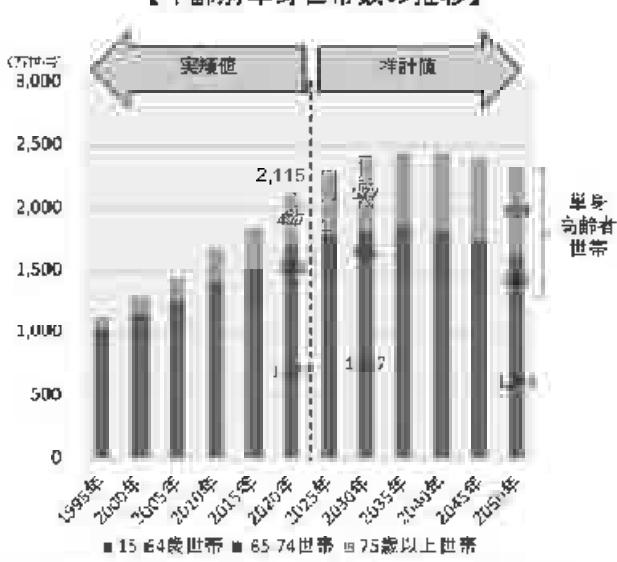
- 今後、高齢者世帯は増加し、2030年には約1,500万世帯を超える見通し。
- 現在、単身世帯は総世帯数の約4割近く(約2,100万世帯)を占め、世帯類型で最も多い類型となっており、今後も増加する見通し、2030年には、単身高齢者世帯は約900万世帯に迫る見通し。

【高齢者世帯数の推移】



■既往歴者世帯 ■既往歴者世帯のうち高齢者の世帯 ■既往歴者世帯のうち65歳未満の世帯 ■その他の世帯 ■その他の世帯

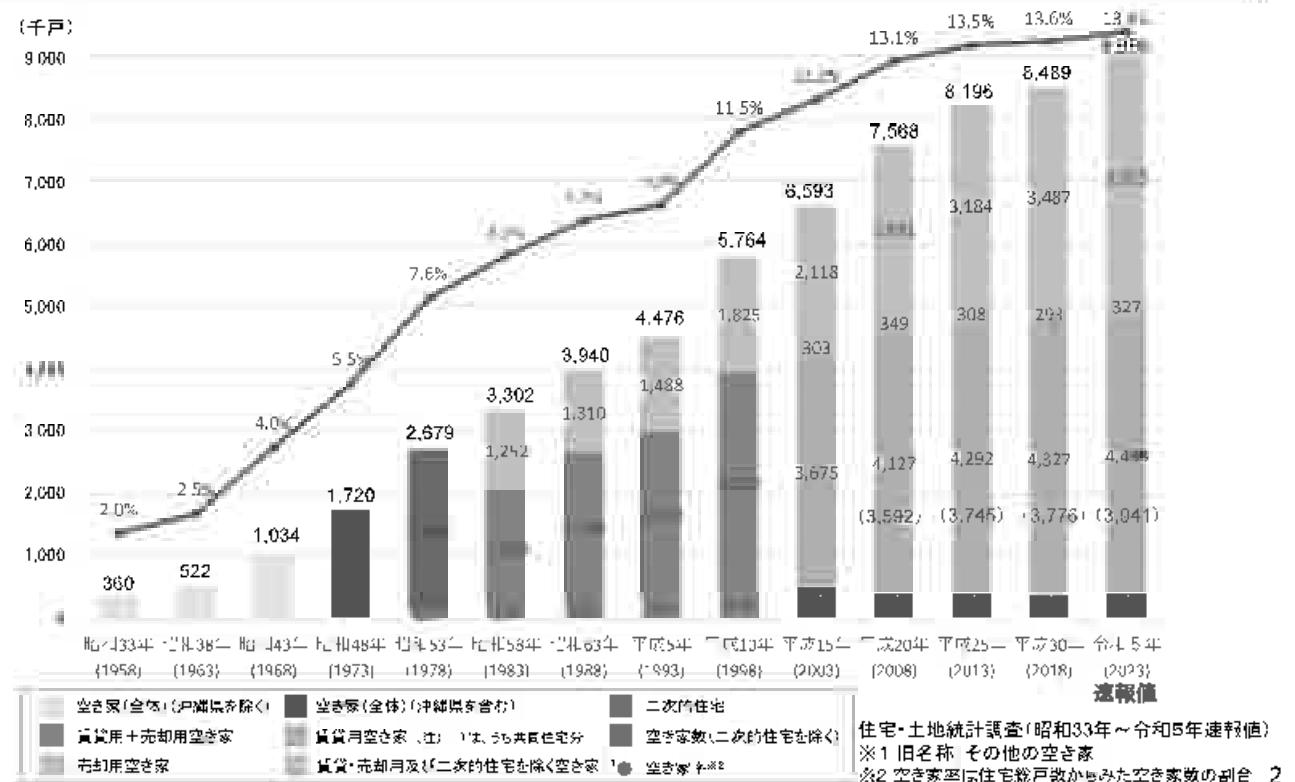
【年齢別単身世帯数の推移】



■15歳4歳世帯 ■65歳74歳世帯 ■75歳以上世帯
出典：国立社会保障・人口問題調査会「日本の世帯別の年齢推計（全回計算）」「平成25・30年
令和5・6年版」をもとに国土交通省作成

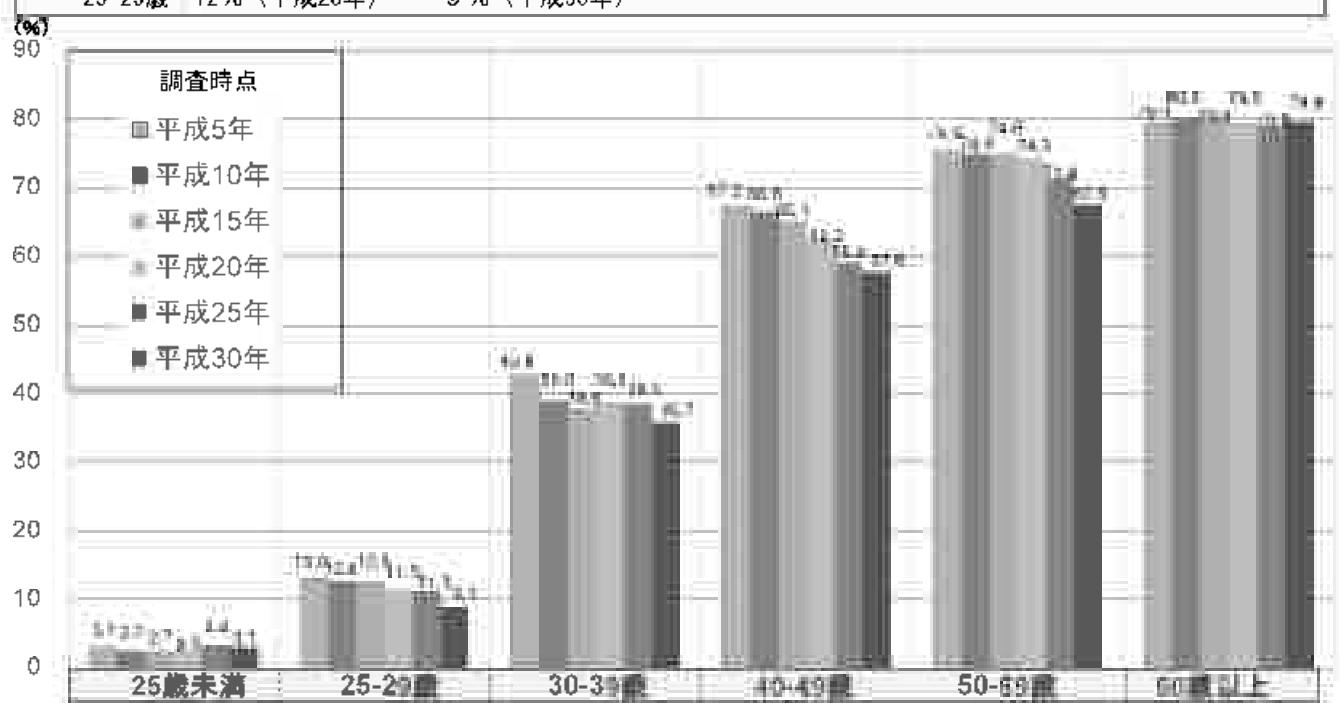
空き家数・空き家率の推移(昭和33年～令和5年速報値)

- 全国の空き家数は約900万戸あり、そのうち賃貸用空き家は約443万戸(そのうち共同住宅は約394万戸)。
※令和6年4月30日速報値 総務省公表



年代別持家率の推移

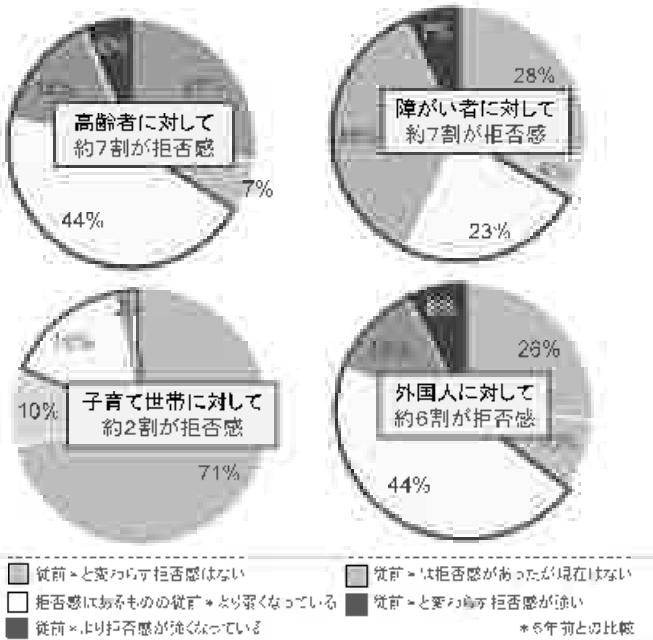
- 持家率は、近年、20歳代～50歳代において減少傾向
- 50歳代 74% (平成20年) → 68% (平成30年)
 40歳代 62% (平成20年) → 58% (平成30年)
 30歳代 39% (平成20年) → 36% (平成30年)
 25-29歳 12% (平成20年) → 9% (平成30年)



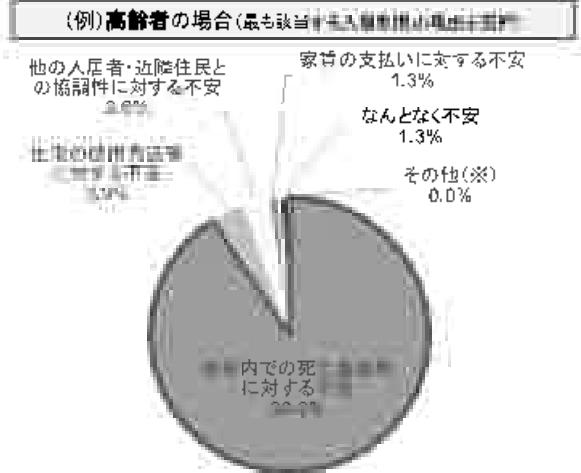
住宅確保要配慮者に対する大家等の意識及び入居制限の理由

- 住宅確保要配慮者の入居に対し、賃貸人(大家等)の一定割合は拒否感を有している。
 - 入居制限を行う「最も該当する理由」については、「居室内での死亡事故等に対する不安」が約9割となっている。

【住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人(大家等)の意識】



【賃貸人(大家等)の入居制限の理由】



※その他の選択肢としては、以下があつた(いずれも選択数0)。

- ・主な入居者と異なる属性の入居による居住環境の変化への不安
 - ・入居者以外の者の出入りへの不安
 - ・習慣・言葉が異なることへの不安
 - ・生活サイクルが異なることへの不安
 - ・その他

山西 章和3月夏国一派説書
「公教」日本に於ける西國公學會が、現在世界に於ける各種のうち
へと活動を行つてゐる所であるが、人名の属性などは「廣島改姓する
八郎利助の妻口田重（口田義教）」²と云ふ。

4

住宅確保要配慮者の入居に際し、大家等が求める居住支援策

〈全国の不動産関係団体等会員事業者に対するアンケート調査結果〉

(回答数1,988件)

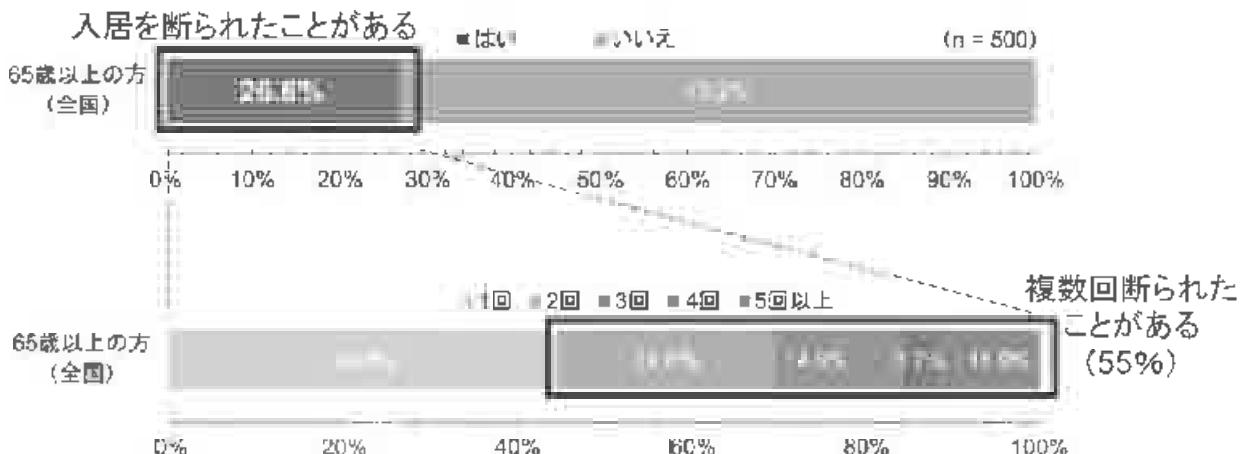
相談内容	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢者世帯		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
既婚者世帯	○ (32%)	◎ (48%)		● (50%)			● (50%)
離婚者世帯	○ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
既卒者世帯	○ (37%)	● (63%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
既死者世帯	○ (37%)	● (52%)		○ (42%)	○ (35%)		
既改修世帯	○ (38%)	○ (43%)		○ (33%)	○ (47%)		
既改築世帯	○ (43%)	○ (45%)	○ (44%)	● (76%)			

口具 令和元年度国土交通省調査

高齢者に対する大家による入居拒否の現状(民間事業者の調査より)

- 高齢者の4人に1人以上(27%)が、“年齢を理由とした賃貸住宅への入居拒否”を経験。
- そのうち、半数以上(55%)が、“複数回断られた経験がある”と回答している。

Q.不動産会社に入居を断られた経験がありますか?
また、何回ほど断られたでしょうか?

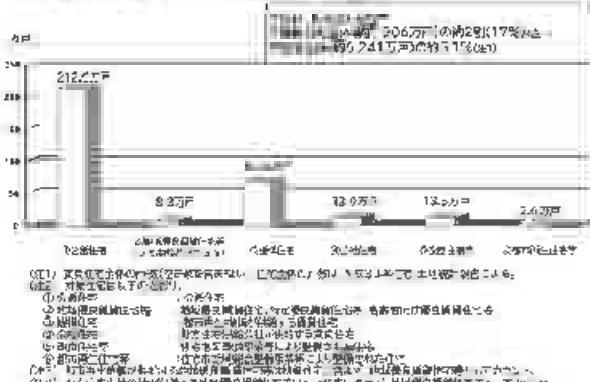


出典 「65歳以上が賃貸住宅を借りにくい状況に関する実態調査」(令和5年6月、株式会社R65)
注) 全国の65歳を超えるから賃貸住宅を探した経験がある人を対象にしたインターネット・アンケートにより、500人から回答を得た結果

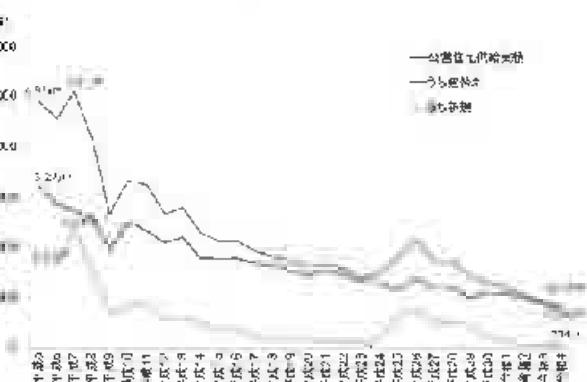
6

公営住宅の現状データ

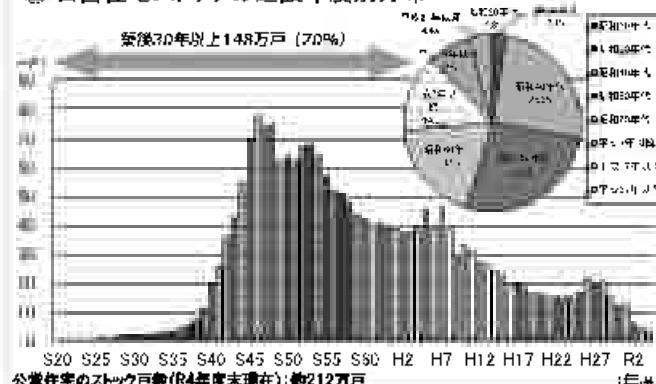
① 公的賃貸住宅のストック数(令和4年度末)



③ 公営住宅の供給実績の推移



② 公営住宅ストックの建設年度別分布

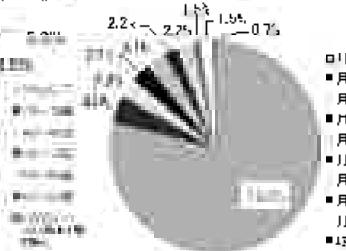


④ 公営住宅の入居者属性

【入居者(世帯主)の年齢】(令和4年度末)



【入居者の収入】(令和4年度末)



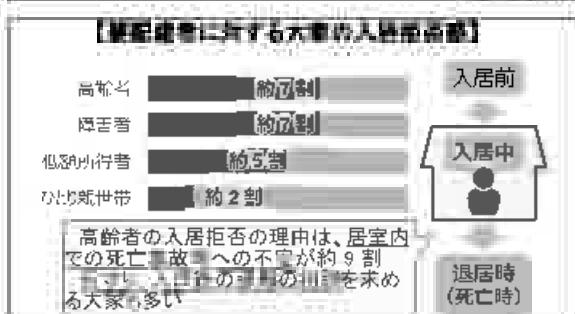
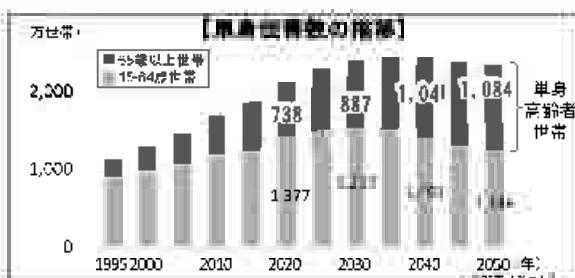
⑤ 公営住宅の応募倍率(令和4年度)

・全国平均 3.6倍 東京都 15.0倍 大阪府 4.4倍

住宅セーフティネット制度の見直しの背景・必要性

第 13 章

- 単身世帯の増加※、持家率の低下等により要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定される。
※ 単身高齢者世帯は、2030年に900万世帯に迫る見通し。
 - 単身高齢者などの要配慮者に対しては、大家の拒否感が大きい。これは、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安が背景にある。他方、民間賃貸住宅の空き室※は一定数存在。
※ 全国の空き家 約900万戸、うち賃貸用は約443万戸
(2023年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計(速報集計))
 - 改正住宅セーフティネット法(平成29年)施行後、全国で800を超える居住支援法人※が指定され、地域の居住支援の担い手は着実に増加。
※ 要配慮者の入居支援(物件の紹介等)、入居後の見守りや相談等を行う法人(都道府県知事指定)



1. 大家・要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境(円滑な民間賃貸契約)の整備
 2. 居住支援法人等を活用し、入居中サポートを行う賃貸住宅の供給を促進
 3. 住室施設と福祉施設が連携した地域の居住支援体制の強化

8

1. 大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

① “賃貸借契約が相続されない”仕組みの推進

死亡時のリスク

- ・ 終身建物賃貸借※の認可手続を簡素化
(住宅ごとの認可から事業者の認可へ)
※賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借

② “残置物処理に困らない”仕組みの普及

死亡時のリスク

- ・入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、居住支援法人の業務に、
入居者からの委託に基づく**残置物処理を追加**
(令和3年に策定した残置物処理のモデル契約条項を活用)

③ “家賃の滞納に困らない”仕組みの創設

入居中のリスク

- ・要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者（認定保証業者）を国土交通大臣が認定◆認定基準 居住サポート住宅に入居する要配慮者の家賃債務保証を原則引き受けける、緊急連絡先を親族などの個人に限定しない 等⇒（独）住宅金融支援機構（JHF）の家賃債務保証保険による要配慮者への保証リスクの低減

④ “入居後の変化やトラブルに対応できる” 住室の創設（2. 索引）

3星中の川3色

大家側では対応しきれないリスクがあるため、相談・内覧・契約を断る事態がある

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

居住支援法人等が大家と連携し、

①日常の安否確認・見守り

②生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ を行う住宅(居住サポート住宅)を創設

<現行>セーフティネット登録住宅(H29創設) 「大家が拒まないこと」、「その物件情報を公表すること」で要配慮者に住宅を供給

<改正法>居住サポート住宅の創設

「居住支援法人等*がサポートを行うこと」で要配慮者に住宅を供給
※サポートを行う者は 居住支援法人以外も可能



要配慮者の生活や心身状況が不安定化したとき

に福祉サービスにつなぐ
福祉支援会
要配慮者

・市区町村長(福祉事務所設置)*等が国土交通省・厚生労働省の共同省令に基づき認定
改修費等の補助により供給を促進(今和6年度予算)

入居する要配慮者については認定保証業者(1. 参照)が家賃債務保証を原則引受け

福祉サービス(例)

■低額所得者

・自立相談支援機関
・家計把握や意欲向上の支援
・就労支援、生活面指導等

生活保護受給者の場合、
住宅扶助費(家賃)について
代理納付を原則化

■高齢者

・ホームヘルプ、デイサービス

■ひとり親

・母子・父子自立支援員
による相談、助言
・子どもの生活指導や学習支援

■障害者

・ホームヘルプ、デイサービス
・就労支援

※福祉の専門的な支援を必要とする場合は、要配慮者の特性に応じて福祉サービスを実施する関係機関につなぐ

10

3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

○ 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

○ 市区町村による居住支援協議会設置の促進 (国土交通省・厚生労働省が共同して推進)

国土交通省と厚生労働省の共管

三住大綱開拓会について

・市区町村による居住支援協議会*設置
を促進(努力義務化)し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進。

* 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、
居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体
※手引きの改訂を予定
※準備段階から地域の関係者で話し合いつつ
段階的に進めることが重要

現在(平成29年1月)の居住支援協議会設置状況
144箇所(全都道府県、105市町村)

国土交通省と厚生労働省の共管

社会福祉協議会
福祉関係団体

(改正後)
構成員として明確化

居住支援協議会

連携

改正後)

地方公共団体における設置の努力義務化

生活困窮者自立支援法に基づく支援会議
地域ケア会議(高齢者)

自立支援協議会(障害者)

社会福祉法に基づく支援会議

地域住宅協議会(公的賃貸住宅)

(改正後)

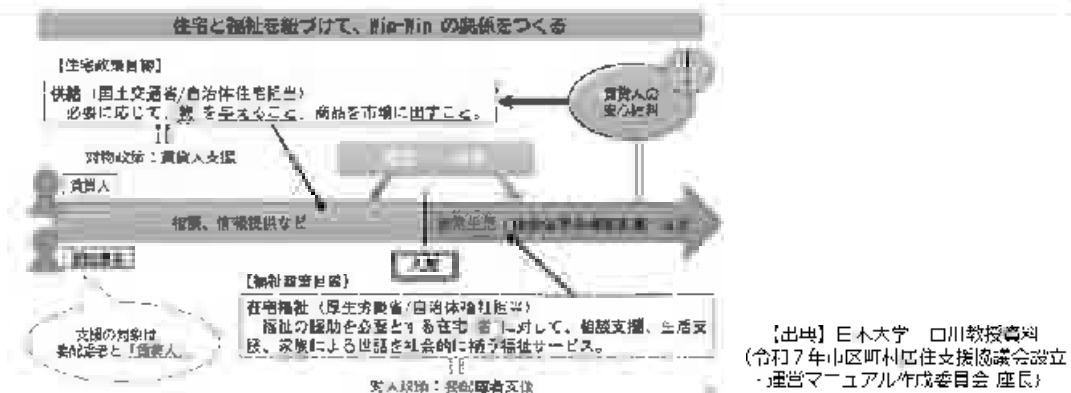
居住支援協議会との相互連携の明確化

居住支援とその具体的な取組

- 居住支援とは、一般的には、住宅確保要配慮者などの住まいに関する課題を抱えている方に対する、(1)住まいに関する相談、(2)物件の紹介、内覧同行、家賃保証などの入居前の支援、(3)見守り、トラブル対応、残置物処理などの入居後(退居時)の支援を示すが、住宅や福祉などの関係者による取組を幅広く含むこともある。

※注1 居住支援法人等は入居者や関係者にニーズに応じて様々な取組を行っている。

住宅と福祉が連携した居住支援の取組方(例)



居住支援に取り組むことと、民間におけること

住宅部局

- 民間賃貸の空き家・空き室活用により、公営住宅以外の住まいの選択肢が生まれ、相談者のニーズに沿った住まいの情報提供が可能に
- 生も確保だけでなく福祉領域にも関わる課題の相談、協議が可能に

福祉部局

- 福祉サービス提供の前提となる住まいの確保がスムーズに
- 住まいという横串を刺すことで、複合的な課題をもつ方への支援のための連携体制が構築可能に

賃貸人

- ・住宅・福祉部局の居住支援に関わる制度や、居住支援法人における入居前・入居中・退居時の支援を知ることにより、住宅確保要配慮者に空き家・空き室を安心して提供が可能に

12

生活困窮者自立支援制度等・住宅セーフティネット制度改正及び関連制度の関係

※改正内容

- 居住支援は、関係者（入居者、支援者、賃貸人等）、時期（相談、入居前、入居中等）、内容（区域度）、地域・地区、住居類型（公約、民間）等に応じて、福祉分野と住宅分野の様々な人材・物的資源が組み合わさり、総合的かつ一貫的に実施される必要がある。
- 生活困窮者自立支援制度の改正及び住宅セーフティネット制度の改正は、改めて改定された制度の実施に伴う連携強化が求められる。改めて改定された制度の実施に伴う連携強化が求められる。

【イメージ】

様々な関連制度(例)

福祉部局の役割

福祉事務所

地域包括支援センター

基幹相談支援センター

重層的支援体制整備事業

救護施設

日常生活支援 住居施設

高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

住宅人居等支援事業

生活困窮者 自立支援制度

※住まいの相談機能の明確化

連携して適切な
入居支援・生活支援へつなぐ

事業実施 居住確保給付金 ※転居費用補助の拡充

事業実施 居住支援事業 ※一時生活支援事業からの改称、必要な事業の実施努力義務化

・シェルター事業 ・地域居住支援事業

事業実施 就労準備支援事業

事業実施 家計改善支援事業

事業実施 了どもの学び・生活支援事業

住まいに課題を 抱える方

住宅セーフティネット制度

住宅部局の役割

設立参画

居住支援協議会 ※設立努力義務化 福祉との連携明確化

指定監督

居住支援法人 ※相談、情報提供 ※監督権限付与

セーフティ ネット住宅

居住サポート住宅 ・安否確認 ・見守り ・福祉へのつなぎ

居住支援法人 ※創設

・相談、情報提供 ・残置物処理 ※業務拡大

13

改正住宅セーフティネット法の施行に向けた今後のスケジュール等(案)

*スケジュール等は現時点のものであり、
今後変化となる可能性があります。

- 改正住宅セーフティネット法は令和7年10月1日に施行予定。
※同年夏頃より、施行に向けた事前準備として、認定家賃債務保証業者の認定申請、居住支援法人による残置物処理等業務規程の認可申請の受付を開始予定
- 国土交通省と厚生労働省等が共同・連携して、改正法の施行に向けた準備や制度の周知等に取り組む。



改正住宅セーフティネット法 施行に向けた地方公共団体の主な取組

【対象自治体】◎:全て ○:ほぼ全て △:一部

改正事項	都道府県	政令市 中核市	一般市	町村	令和6年度	令和7年度
1. 終身建物賃貸借の認可	◎	◎	△	△	改正法概要説明会への出席 (R6年9月)	改正法詳細説明会への出席 (R7年春頃)
2. 残置物処理を業務とする居住支援法人の指定	◎	—	—	—	都市、建築、公営住宅等の住宅部局と、生活困窮者支援、高齢者支援等の福祉部局の連携強化 (打合せ等)	
3. 認定家賃債務保証業者の認定	—	—	—	—	地域の居住支援体制の整備 (居住支援協議会の設置・運営を含む) に向けたスケジュールの検討・実施	
4. 居住サポート住宅の計画の認定	○	◎	◎	△	組織・定員の検討	10/1 (予定) の施行に向けた準備
5. 地域の住宅・福祉の連携体制整備 (居住支援協議会の設置・運営 ※努力義務化)	◎	◎	◎	◎		
6. 賃貸住宅供給促進計画の策定・見直し	◎	◎	◎	◎		

※計画策定は任意

地方公共団体における当面の主な検討事項(住宅部局・福祉部局への依頼)①

※都市、建築、公営住宅等の住宅部局と、生活困窮者支援、高齢者支援等の福祉部局が連携して対応をお願いする

1. 地方公共団体における、現在の居住支援に係る状況・課題等の確認

- ① 地方公共団体内の公営住宅等の公的賃貸住宅空き戸等の住宅ストックについての状況・課題・施策の確認
- ② 地方公共団体の住宅部局、福祉部局等に届いている「住まいに関する相談」の状況・課題・施策の確認
- ③ これらの状況・課題と「市街計画」「まちづくり」「福祉計画」の状況・課題・施策との関係についての確認

2. 居住支援に係る状況・課題等を踏まえた関係部局間の連携強化と地域の居住支援体制の整備の検討

- ① 居住支援の現状や改正法に関する地方公共団体の内外の実情と政策の実施

- I 上記①②による相談等の確認の外、管内の不動産・福祉事業者等に届いている「住まいに関する相談」の状況等の確認
- II 上記①②による資源(物的・人的)の確認の外、(a)比較的低廉な家賃の民間賃貸住宅、未活用の個人所有空き家など、管内の住宅ストックの状況等の確認、(b)住宅確保要配慮者向けに提供されている管内の福祉サービス等の支援の状況等の確認、(c)管内で活動する、居住支援法人等の居住支援を行う団体の確認と更なる連携策 等

- ② 改正住宅セーフティネット法等に関する業務と改正生活困窮者自立支援法等に関する業務(例:住まいに関する総合相談窓口の設置や専門員の配置との協調)

- ③ 地域の居住支援の整備に向けた、居住計画・説明会の計画に関するスケジュール、の運用方法等の検討

3. 都道府県による、市区町村の円滑な施行準備や地域の居住支援体制の整備に向けた協力・支援

- ① 今後、国は各種マニュアル等の作成・説明などの支援や市区町村の進捗状況の確認を行う予定であり、

都道府県においても市町村の窓口や地域の居住支援体制の整備が円滑に進むよう、協力・支援をお願いする。

16

地方公共団体における当面の主な検討事項(住宅部局・福祉部局への依頼)②

4. 居住サポート住宅の事務に係る住宅部局・福祉部局の役割分担の検討

- ① 「令和6年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会」(9月11日～)の資料等を参考として、居住サポート住宅の認定審査及び指導監督等の内容、体制等を考慮しつつ、住宅部局・福祉部局の役割分担を検討・決定していただきたい。
- ② 現在、国では居住サポート住宅の認定申請・審査システムを準備中。令和6年度末に審査担当のアカウント登録・登直を行いう予定であり、この時点で窓口や審査担当部局を登録できるよう、関係部局で調整・決定していただきたい。

5. 令和7年度の組織定員・予算の検討・確保

- ① 居住サポート住宅の認定審査及び指導監督等の事務その他~~監査監督~~に係る手数料に応じる組織定員・体制
- ② 居住サポート住宅に係る~~監査監督~~に係る予算
- ③ 居住支援の強化に向けた~~監査監督~~に係る予算(居住支援法人等への委託等を含む) 等

* 今回の説明会後、地方公共団体に対して居住サポート住宅の認定審査等の事務の体制、地域の居住支援体制の整備に向けた検討の状況等に関する調査を実施する予定であり、その調査については、関係部局で連携・調整の上、回答いただきたい。

居住サポート住宅の認定事務に係る手数料について

- ・ 今後、認定申請・審査システムの整備や地方公共団体向けの審査マニュアルの作成等により、地方公共団体における認定事務の円滑化・負担軽減を図る予定。
- ・ 居住サポート住宅は、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るために福祉的な側面が大きいため、認定申請者の負担を軽減する観点から、セーフティネット登録住宅(全自治体手数料なし)と同様に、居住サポート住宅の認定事務に係る手数料は徴収しない方向で検討をお願いする。

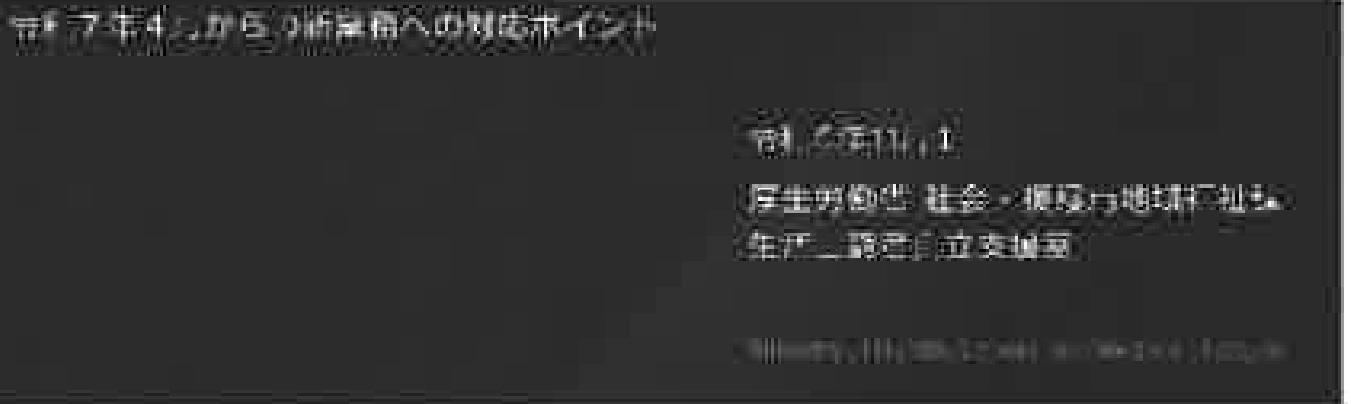
17

【居住支援に関する話題提供】

改正生活困窮者自立支援法の概要～居住支援の観点から～

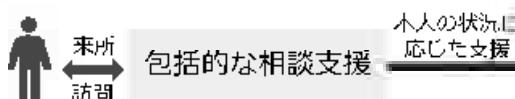
厚生労働省 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 室長 南 孝徳

令和6年 生活困窮者自立支援法等改正について



生活困窮者自立支援制度の体系と法改正事項

R7年度概算要求額：732億円の内数
R6年度予算：657億円の内数
+ R5年度補正予算：30億円



- ★ **自立相談支援事業** ▲ 改正
- 全国907自治体で1,381機関
 - 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
 - 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

- **支援会議** ▲ 改正
- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
 - 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

再就職のために
住まいの確保が必要

★ **住居確保給付金の支給** ▲ 改正

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

緊急に衣食住の
確保が必要

□ **一時生活支援事業** ▲ 改正

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シヤルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

◆ **就労準備支援事業** ▲ 改正

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

就労に向けた
手厚い支援が必要

□ **認定就労訓練事業**

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

◆ **家計改善支援事業** ▲ 改正

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する
支援が必要

□ **子どもの学習・生活支援事業**

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等



- 1 なぜ、制度改正が必要なのか？
- 2 住まい支援に係る新業務への対応
- 3 制度改正への対応に困ったら



- 1 なぜ、制度改正が必要なのか？
- 2 住まい支援に係る新業務への対応
- 3 制度改正への対応に困ったら

なぜ今、制度改正が必要なのか？ 理由その1 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

自立相談支援機関の対応状況の変化
(令和元年度と令和2年度の比較)

新規相談受付件数 **3.2倍**

プラン作成件数 **1.8倍**

(出所) 特別困窮者自立支援統計システムより抽出

課題別相談者数の変化
(令和2年1月と令和3年1月の比較)

外国籍 **7.0倍**

住まい不安定 **2.2倍**

ひとり親 **1.5倍**

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

個人向け緊急小口資金等の
特例貸付の貸付実績
(令和2年3月～令和4年9月末)

382.3万件

1兆4,431億円

(出所) 全国社会福祉協議会調べ

住居確保給付金の
支給決定件数の変化
(令和元年度と令和2年度の比較)

34倍

(令和2年度 **13.5万件**)

(出所) 住居確保給付金実情調査（厚生労働省）

相談者の抱える課題の複合化
(令和2年1月と令和3年1月の比較)

3個以上の課題を抱える割合

9.7% → 51.6%

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

緊急小口資金・
総合支援資金（初回）の償還が
困難な状況にある者
(対象債務件数全体に占める償還免除・
償還猶予の件数の割合（粗い試算）)

約45%

(出所) 全日本社会福祉士会公「中高齢者自立支援セミナー」より引用

新型コロナをきっかけに初めて支援につながった者の中、
特例貸付の償還が困難な者など、経済活動再開後も長く困窮状態が解消しない者は、
平時から支援が必要であった生活困窮者であった可能性がある

今回顕在化したような生活困窮者層を早期に把握し、支援につなげる恒久的な取組が必要

5

理由その2 話せぬない単身高齢者数の増加等への対応

総世帯数に占める
単身高齢者世帯数の割合の推移
(2020（令和2）年～2050年（推計）の比較)

13.2% → 20.6%

(出所) 国立社会保障・人口問題研究会「日本の少子高齢化
将来推計（平成24年版）」（令和2年（2024）7月刊）

年代別持ち家率の推移
(平成5年と平成30年の比較)

30歳代 **43% → 36%**

40歳代 **67% → 58%**

50歳代 **75% → 68%**

(出所) 総務省「平成30年住民基本登録調査」

住宅確保要配慮者の入居に対する
大家の入居拒否感有の割合

高齢者 **7割**

障害者 **7割**

低額所得者 **5割**

(出所) 令和3年版国土交通省調査

自立相談支援機関への相談件数に
占める住まいの課題の割合の推移
(令和元年と令和4年の比較)

ホームレス **4.4% → 4.0%**

住まい不安定 **12.6% → 13.6%**

(出所) 特別困窮者自立支援統計システムより抽出

住宅確保が困難な者に対する安定的な居住確保に向けた支援ニーズは今後ますます高まることが想定される

ホームレスだけではなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の体制強化が必要

6

今回の改正等への対応ポイント

1. 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

- (1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化
- ① 支援会議設置の努力義務化 【令和7年4月1日施行】
 - ② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化 【施行済】
- (2) 多様な相談者層への対応強化
- ① (再掲) 支援会議設置の努力義務化
【令和7年4月1日施行】
 - ② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化
【施行済】
 - ③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和7年4月1日施行】
 - ④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和7年1月1日施行】



2. 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

- (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備
- ① 自立相談支援事業における居住支援の強化
【令和7年4月1日施行】
 - ② 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化
【令和7年4月1日施行】
 - ③ (住宅セーナティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化
【令和7年10月1日施行(予定)】
- ④ 一時生活支援事業の強化
- ・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化
【令和7年4月1日施行】
 - ・シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和6年度～】
 - ・地域居住支援事業による見守り支援期間(最長1年)の柔軟化【令和7年4月1日施行(予定)】
- ⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化
【令和7年4月1日施行】



(2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

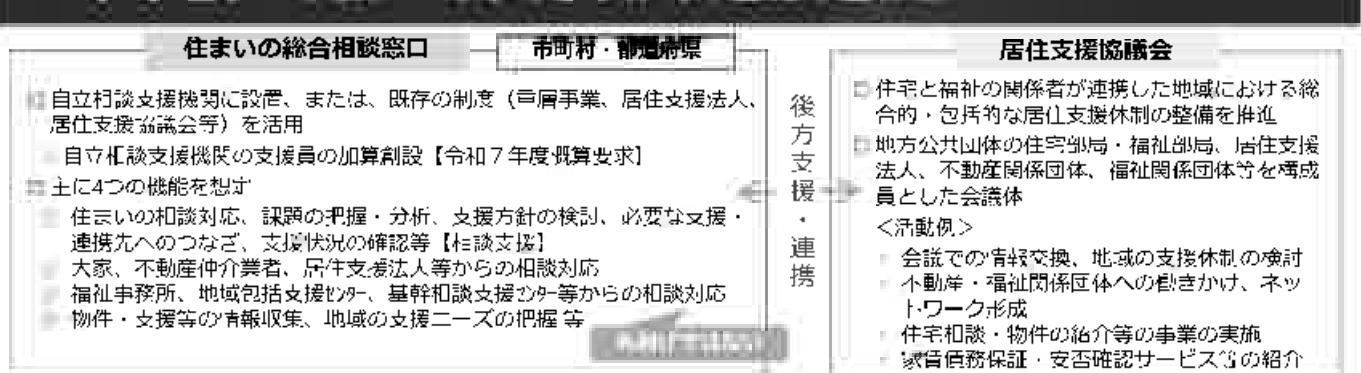


- ① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和7年4月1日施行】

7

- 1 なぜ、制度改正が必要なのか？
- 2 住まい支援に係る新業務への対応
- 3 制度改正への対応に困ったら

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像



入居前

入居中

退居時

- 住まい不安定（ネットカフニ、知人宅、寮付き就労等）、ホームレス、家賃が払えない
- 高齢等の理由により、家探しが困難
- 大家に賃貸借契約の締結・更新を断られた
- 保証人がいない

- 日常の安否確認・見守りや、必要に応じた福祉サービス等へのつなぎが必要
- 高齢等の理由により定期的な見守りや支援が必要、地域で孤立している

- 残置物の処理が困難

【支援策】

- シェルター事業（生活困窮者）：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
- 地域居住支援事業（生活困窮者、被保護者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
- 地域支援事業（高齢者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
- 救護施設、日常生活支援住居施設等（被保護者）：住まいと生活の支援
- 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
- セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
- 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

9

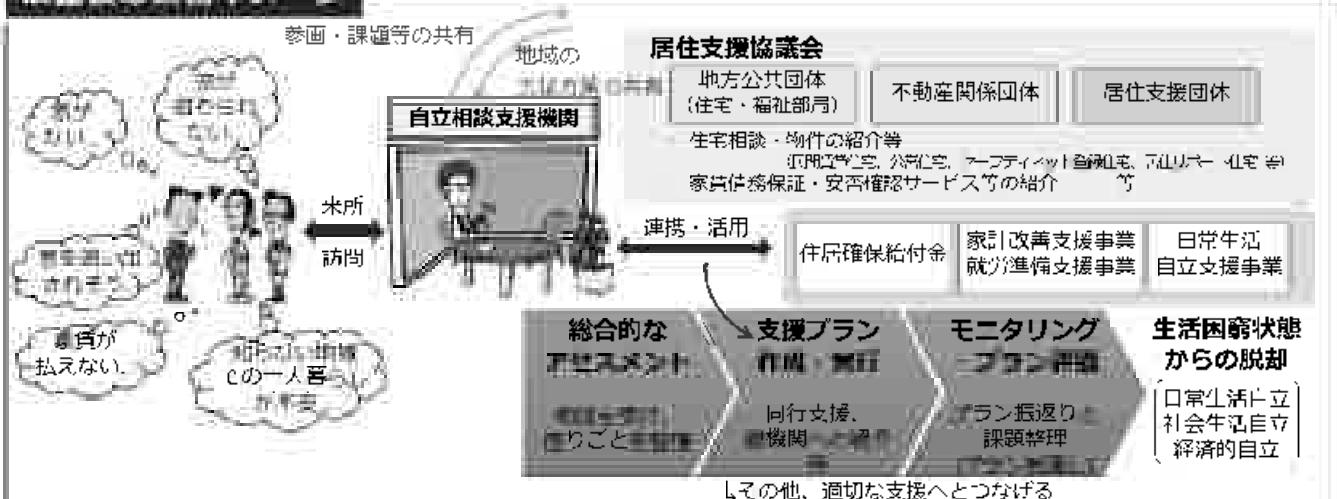
2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備 ② 自立相談支援事業における居住支援の強化

改訂手順

令和7年4月1日施行

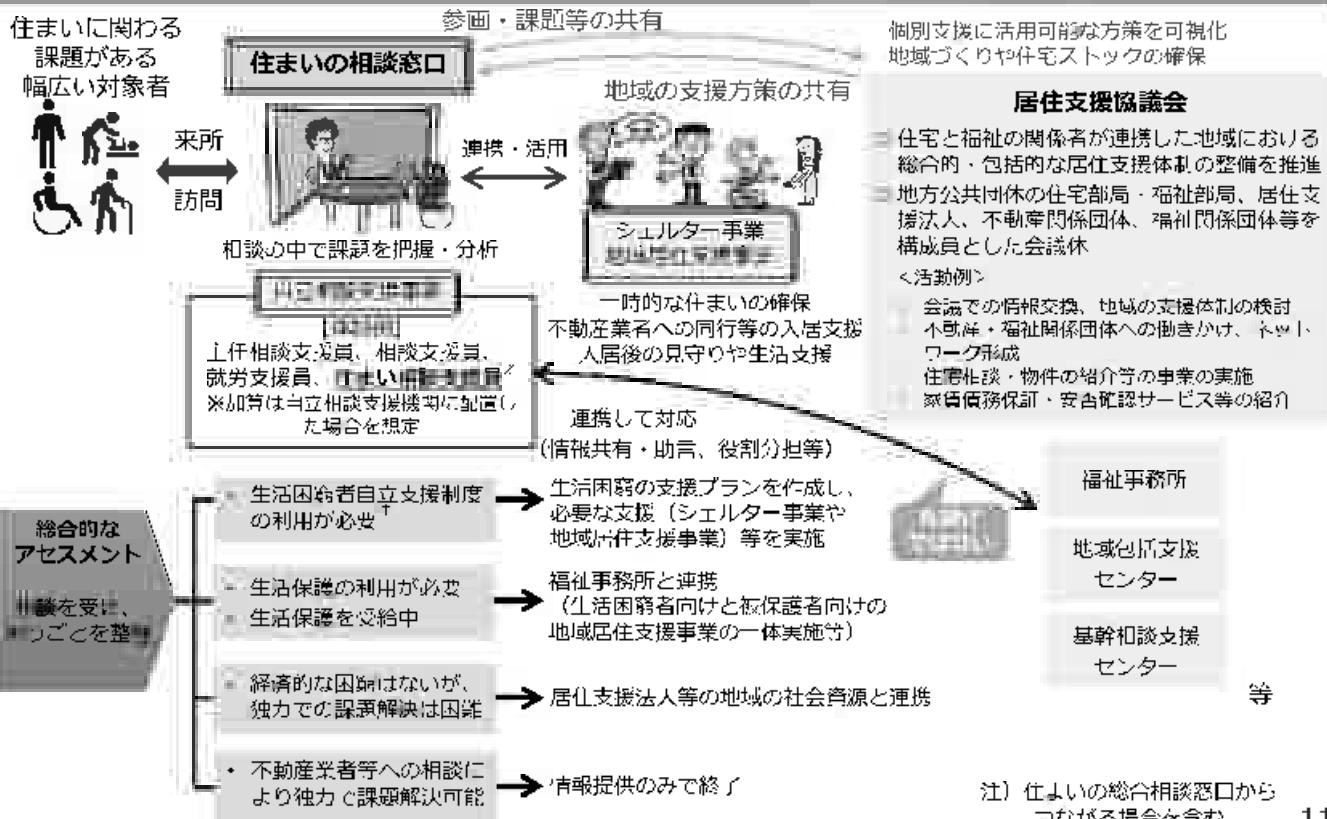
- 法律上の定義に「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。
- 「ホームレス」だけではなく、「住まい不安定」、特に単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者が相談支援を受けやすくなる。

改正後の実情イメージ



10

自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）



11

住まい相談支援員に係る体制等について（概）

自立相談支援機関の人員体制

- 現行、自立相談支援機関には、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種を配置することを基本としているところ。今般の法改正を踏まえ、3職種に加えて、住まいの課題に対応する住まい相談支援員を配置することが望ましい。
- 自治体の人口規模、人員等の状況により、他の支援員と兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

住まい相談支援員の要件

- 住まい相談支援員に係る要件については、主任相談支援員等と同様、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。
受講する研修は「相談支援員養成研修（初任者研修）」及び「一時生活支援事業従事者養成研修（7年度以降は居住支援事業従事者養成研修）」とする。

その他

- 住まいに関する相談に対して統一的に対応できるよう、アセスメントシート等、必要な帳票類を見直しする予定。（詳細については検討中）
- 自立相談支援事業を委託で行う場合、住まい相談支援員について、受託事業者が別の事業者に再委託することも可能とする。

住まい相談支援員の役割について（続）

- 相談支援員の業務のうち、特に住まいの課題（住居確保給付金を活用した転居支援を含む。）に関する以下の業務を担当することが考えられる。※現時点の案であり、今後更に検討。

職種	主な役割
住まい相談 支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○住まいの課題を中心とした相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援（アウトリーチ） ○個別的・継続的・包括的な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※入居にあたっての支援等は地域居住支援事業による対応 ○住宅関係機関（大家、不動産事業者、居住支援法人、居住支援協議会事務局等）からの相談対応 ○福祉関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）からの相談対応 ○物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等 <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会、居住支援法人等と連携し、生活困窮者等の入居に積極的な家主や不動産業者の開拓及びネットワークの構築、セーフティネット住宅や連帯保証人が不要である住宅など、入居しやすい住宅（公営住宅、空き家、他施設等の有効活用を含む。）のリスト化など ※地域居住支援事業の業務内容のうち一部を移管
(参考) 居住支援員 【地域居住 支援事業】	<p>自立相談支援機関において策定されたプランをもとに</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入居にあたっての支援 <ul style="list-style-type: none"> ・（住まい相談支援員からの情報をもとに）不動産業者等への同行、物件や家賃債務保証業者のあっせん依頼、家主等との入居契約等の手続きに係る支援 ○居住を継続するための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問等による見守りや生活支援 ○互助の関係づくり <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民との交流の場づくりなど、地域とのつながりの構築支援 ※地域全体で交流の場づくりが必要な場合は自立相談支援機関において対応 ※地域づくり関連業務（地域への働きかけ）は基本的に自立相談支援機関の役割として想定しているが、居住支援員も居住支援協議会に参画するなど、住宅関係団体と関係性を構築しておくことが望ましい。

13

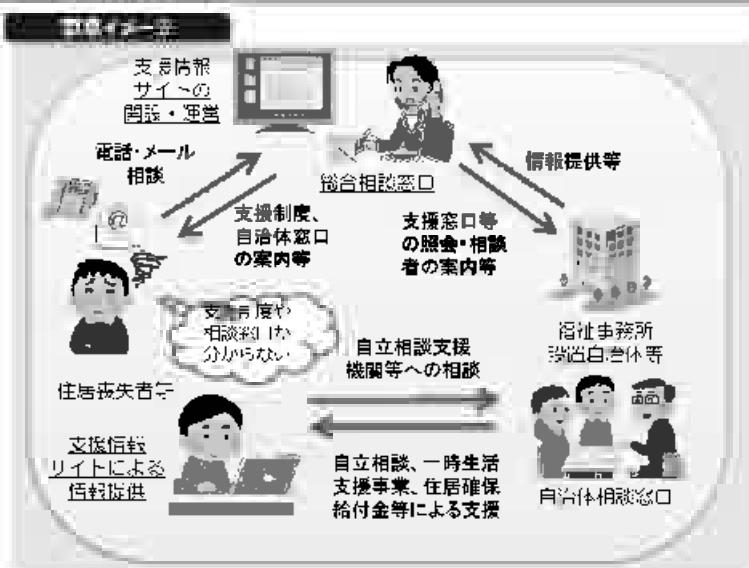
住まいの暮らしと相談窓口（すまこま。）の運営 （不特定住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口の設置）

参考

- 住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者には、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれる。
- そうした不安定居住者においては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や一時生活支援事業、住居確保給付金といった各自治体が実施している支援や居住支援法人等につなげることが重要である。
- このため、住まいに困窮する方に対する支援情報サイトを開設するとともに電話やメールによる総合相談窓口を設置し、各支援策の情報提供、地域の自治体の相談窓口等への案内、不安定居住者の実態把握のための相談内容の分析を行う。

主な取り組み

- 地域の自治体の相談窓口などを分かりやすく紹介した情報サイトの開設・運営等による情報発信。
- 電話相談窓口を設置し、相談内容に応じて各支援策の情報提供や、自治体の相談窓口等へのつなぎ。
- 相談内容のデータの集約・分析等による不安定居住者の実態把握。
- 自治体に対する居住支援の必要性に関する広報活動や、支援情報サイトの周知広報。



令和6年度「すまこま。」相談窓口
0120-050-229
<https://sumakoma.mhlw.go.jp/>

2. (1) 宅生活支援体制に関する課題とその対応策

③ 自立相談支援機関と重層的支援体制構築事業での居住支援（イメージ）



2. (1) 住まいの相談に付随する外側の課題

④ 「住宅セーフティネット法」居住支援協議会機能の努力義務化

監修監修

令和7年10月1日施行（予定）

既存の制度・施策

- 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
(R6.6末時点：144協議会（全都道府県、106市区町村）)
 - 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。
- ＜想定される効果の例＞
- 福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等の相互理解や連携が深まることにより、住まいの課題に対する個別具体的な支援に当たって活用可能な方策が可視化され、必要な方策を円滑に活用できるようになる。
(事務局が住宅相談事業の実施や、物件・関係サービスの紹介を行うこともある。)
 - 地域における住まいのニーズや不動産関係団体・大家等が抱える課題が共有されることにより、今後必要な支援等が明らかになり、地域づくりや活用可能な住宅ストックの確保等につながる。

改正後の取扱いイメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。（自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。）

主な活動内容

- 会議での協議、情報交換
- 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- 住宅相談事業、物件の紹介
- 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介



構成員の例：

- ・ 住宅部局、福祉部局（生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等）
- ・ 住宅・不動産関係団体、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- ・ 士業団体（建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等）
- ・ 家賃債務保証会社、消費者団体、大学等
※ 全日本宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構（UR）等の都道府県組織・支部など

き し 1) 住まいの指針に則応じたる体制の整備 第一回生活支援事業の強化

努力義務

【適用】
・シルター、50戸以上(40戸以下)
・自立支援事業者(55)

改正の概要・説明

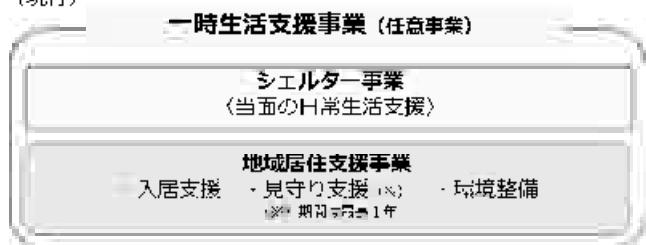
令和7年4月1日施行等

- ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称。
- 居住支援事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化。
 - 本事業が「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」の両輪で進めていくべきものであることを明確化。
 - 「住まい不安定」「ホームレス」といった課題を抱える生活困窮者への支援を充実し、本人の自立はもとより、地域の活性化や孤独死の防止を図る。

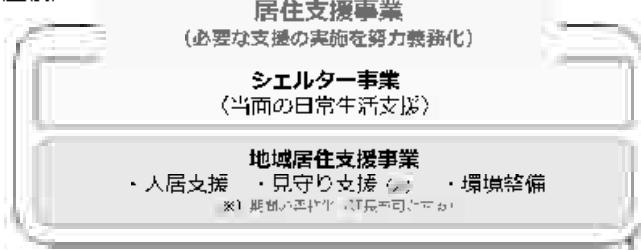
改正の裏面イメージ

- 自立相談支援機関及び関係機関等と連携して、地域のニーズ等を把握し、広域実施も含め事業実施を検討。
- 例えば、ホームレスが多い都市部などの地域では、シェルター事業と地域居住支援事業の両方を実施。
一方、ホームレスが少ない地域では、一人暮らしに不安を抱える生活困窮者や持ち家のない単身高齢者への居住支援のため、地域居住支援事業を優先的に実施。

(現行)



(改正後)



令和7年4月～努力義務化

一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

※令和7年4月～ 居住支援事業に改称し、地域の実情に応じてシェルター事業と地域居住支援事業のうち必要な支援の実施を努力義務に。

改正ポイント

※国土は、全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るために指針（告示）を策定することとする。

- 一時生活支援事業（シェルター事業）：路上生活者や、地元商店店舗等による一時的住居を持たない生活困窮者
- 地域居住支援事業：シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

改正の概要

賃貸住宅への入居を断られた。
地域との一人暮らしが不安…

路上、河川敷、
ネットカフェ、リワナ、
友人宅に寝泊まりしている

地域居住支援事業

＜入居支援・地域での見守り支援＞

- ①入居に当たっての支援
 - ・不動産業者等への同行支援
 - ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集

※支援期間は原則1年間。

- ②居住を安定して継続するための支援
 - ・訪問等による居宅における見守り支援

③環境整備

- ・地域とのつながり促進支援
 - ・協力を得やすい不動産業者等とのネットワーク構築 等

改正ポイント

対象者の状態に応じて
支援期間を柔軟に延長
できるよう改正予定。

シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

- ・宿泊場所や食事の提供
- ・衣類等の日用品を支給 等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。

※緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対する一時的な支援・支援先・受入れ先の調整等の実施も可。

期待される効果

見直しポイント

令和6年4月～ 補助体系に加算創設

シェルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。

地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。 18

ニ (1) 住まいの相談に初めてできる場面の整備 Ⅲ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化

【指定状況】
・896法人 (R6.6末時点)

改正の趣旨・概要

令和7年4月1日施行

- 地域において、より効果的に住まいに関する支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、居住支援法人との連携を図るように努めるものとする。
- 賃貸や居住に関する専門知識を有する支援関係機関との連携により、住まい支援の強化を図ることができる。

改正法の戻りイメージ

- 居住支援法人は、住宅確保要配慮者の居住支援の担い手として都道府県が指定
(法人の立上げやその活動に対する国土交通省の補助あり)

居住支援法人に指定される法人

- NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- 社会福祉法人
- 居住支援を目的とする会社（不動産事業者等）

居住支援法人が行う業務

- セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証
- 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- 大家に対する必要な情報提供
- 見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
※居住サポート住宅で見守り・安否確認サービスを行う場合もある
- 住宅確保要配慮者からの委託に基づき、死亡時の賃貸借契約の解除、残置物処理等を行うこと

考えられる連携の例

物件支援
を依頼

支援依頼したケース
の支援調整会議への
参加を依頼

支援会議の構成員
として参画を依頼

自立相談支援機関の
住まい相談に関する
(冉) 委託先に

地域居住支援事業
の委託先に

- 居住支援法人による居住支援（入居中の支援等）は、高齢者、生活困窮者、障害者等の福祉サービスとの関連性が高いことから、都道府県による居住支援法人の指定審査・監督業務については、新たに福祉部局も担う。

【令和7年10月1日施行（予定）】

ニ (2) 転居の低廉な住宅への転居費用の削減

Ⅲ (住居確保給付金) 家計改善のための課題の低層な住宅への転居費用削減の創設

改正の趣旨・概要

令和7年4月1日施行

- 住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助
- 家賃負担の軽減に伴い家計が改善することにより、経済的自立と安定した住まいを確保する。

改正法の戻りイメージ

※現時点の案であり、今後、変更等が見える。

<対象者>

- 収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者であって、支給要件（現行の家賃補助と同じ収入・資産要件を設ける予定）を満たす者
※ 例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者 等
※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等、家計全体の改善に資する転居を支援
※ 求職活動要件は「なし」とする予定

【参考】現行の家賃補助の収入・資産要件

収入要件：市町村民税均等割非課税の水準 + 家賃額

資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超える額

<支給額> 転居先の住宅扶助額に3を乗じて得た額。ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

<対象経費> 転居先への家賃の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）

<支援の流れのイメージ> ①自治体をまたぐ転居の場合は、転出元の自治体が給付金を支給し、転居先の自治体に情報を引き継ぐ

相談
家計改善
支援

家計状況を踏まえ、
転居後の家賃額の助言

転居先探し等
の支援

費用
見込み
の確認

給付
の振
込み

転居

実際の
支出額
の確認

※転居先の人家、引越し運送事業者等に対し、転居先の住居の状況や当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることができる

住居確保給付金（当面賃用分）の支給要件（※）

次の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者とする。

①	高齢者夫婦世帯における配偶者の死亡による年金収入の減少、離職、休業等により収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれのある者であること
②	申請日の属する月において、収入が著しく減少した月から2年以内であること
③	収入が著しく減少した月において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと 又は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること（現行並び）
④	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額（市町村民税が課税されていない者の収入額×各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額、1,000円未満切り捨て、1/12を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）とする）に申請者の転居前の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること【収入要件】（現行並び）
⑤	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること【資産要件】（現行と同じ）
⑥	生活困窮者家計改善支援事業（又は生活困窮者家計改善支援事業を実施していない自治体においては、生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援）において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がる（持ち家からの転居を含む。）が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること
⑦	自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていること（現行と同じ）
⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと（現行と同じ）

（※）現行の家賃補助の支給対象となる者については、家賃補助の支給要件（求職活動を行うこと等）を満たすことを右って家賃補助に加え、必要に応じて転居費用も支給することを可能とする。

（※）現時点の案であり、今後、変更等が可能である。

21

住居確保給付金（現行）

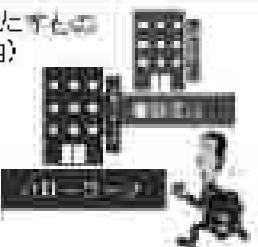
【実績】・新規申請27,169件
・新規決定24,272件、特例再支給決定13,518件
・支給額77.2億円（いずれもR4速報）

参考

対象者

住居を失うおそれがあるが生じている以下①または②の者であって、支給要件・求職活動要件を満たす者

- ① 離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者



支給要件

○収入要件：市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）+家賃額

○資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額

（特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○求職活動要件：原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

① 公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的無料職業紹介の窓口に求職の申込みをし、求職活動を行う。

② 公的経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づき業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

支給額

○支給額：家賃額（住宅扶助額を上限）※特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円

○支給期間：原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- ・住まいの安定を確保することにより、安心して求職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。

22



- 1 なぜ、制度改正が必要なのか？
- 2 住まい支援に係る新業務への対応
- 3 制度改正への対応に困ったら



制度改正対応にお困りの際に活用可能な事業等

都道府県による市町村支援事業

都道府県の責務として、制度の円滑な実施を推進するため、地域の実情に応じ、市町村に対して、例えば以下のような必要な助言・情報提供等の援助を実施。

- ・ 支援員に対する人材養成研修・シンポジウム等の実施
- ・ 広域実施に向けた調整・事業実施に向けた環境整備や訪問支援等の実施
- ・ 社会資源の広域的な開拓のための説明会の開催・調査研究等
- ・ 市域を越えたネットワークづくりのための協議の場の構築等（困難事例に関する相談やケース検討等を行う場）

照会先：各都道府県の制度担当

自治体・支援員向けコンサル

国が都道府県・市町村に専門スタッフを派遣し、下記のような課題についてのノウハウの伝達やアドバイスの提供等を実施。

- ・ 各種事業の立上げ・事業実施上の課題
- ・ 宮民連携等を進める際の課題

照会先：生活困窮者自立支援室

※今年度の募集は締め切りました。

※地域支援事業（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業）の活用を検討している場合は、「高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」も活用可。（照会先：厚生労働省老健局高齢者支援課）※今年度の募集は終了

ニュースレター

生活困窮者自立支援室から、自治休職員・支援者向けに、各自治体の取組や制度の最新情報などの取組・支援の参考となる情報を発信中。

バックナンバーはこちら▶



白皮書事業

厚生労働省ウェブサイトにおいて、様々な自治体における各種事業・支援会議の立て方や実施上の工夫、都道府県による市町村支援の方法等をまとめている。

掲載先はこちら▶

※アクセス後、下に画面をスクロールしてください。



「2. 携ち家のない単身高齢者数の増加等」への対応事例

相談窓口（「住まい支援センター」）の設置パターン

パターン	自治体	相談窓口	重層の活用	物件所有の有無	事例
①行政 +民間機関連携型	岡崎市	住宅計画課が設置した居住支援協議会相談窓口 +自立相談支援機関（福祉相談課が委託）	-		単身高齢者
	半田市	自立相談支援機関 +社会福祉協議会（居住支援法人・地域包括センター・障害者相談支援センター・多機関協働事業）	-	公営住宅シェルター	母子世帯
	大牟田市	市住宅建築課が居住支援法人に委託		公営住宅シェルター サブリース	ひとり親・虐待
	輪島市	自立相談支援機関+社会福祉法人			障害者・単身
②居住支援法人型	北九州市	居住支援法人（地域福祉推進課が委託）		サブリース	単身高齢者
	仙台市	居住支援法人（自立相談支援機関も受託）		サブリース	高齢者・ホームレス
	宮城県	居住支援法人（自立相談支援機関も受託）		サブリース	生活困窮者
④不動産系	座間市	居住支援法人（地域居住支援事業も受託）		サブリース	若年・障害疑い
⑤民間育成型	守谷市	NPOセンター（福祉課・危機管理体制が機能を移管）			7040世帯
⑥自治体直営型	伊丹市	自立支援課（自立相談支援機関を直営で実施）			ひとり親・多子世帯
⑦居住支援協議会型	大牟田市	（居住支援協議会主催で空き家相談会を実施）			

（資料出所）一般社団法人北海道総合研究調査会「令和5年度老人保健事業推進費分補助金老人保健健康促進事業

地域共生社会つくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究事業（報告書概要）

（令和6年5月）

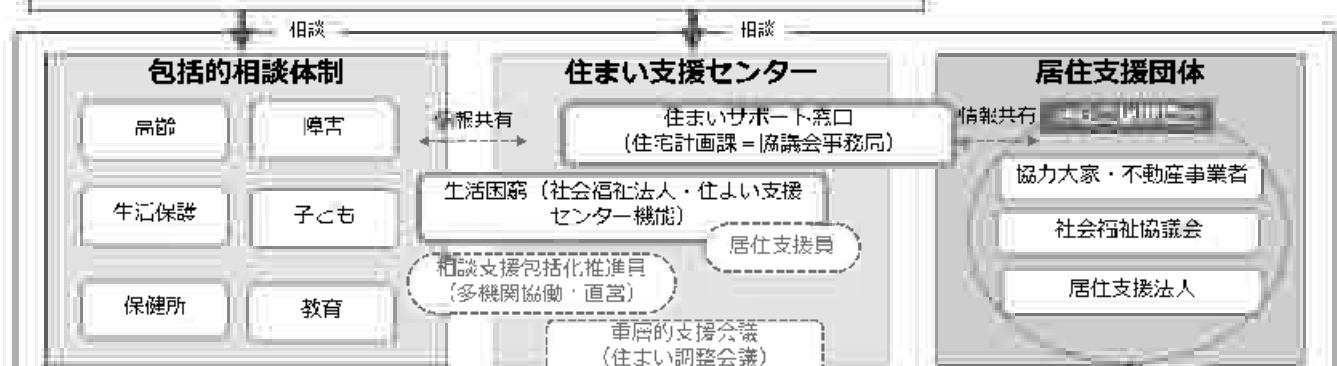
報告書全体はこちら▶

25

岡崎市「住まい支援システム」イメージ図

- 住宅セーフティネット制度を所管する住宅計画課が設置した既存の居住支援協議会の住まいサポート窓口のほかに、ふくし相談課内にある生活困窮者自立相談支援事業所（委託）の中に新たに住まい支援センターの機能を付加し、2つで「住まい支援センター」とする。
- 生活困窮者自立支援事務所に居住支援員を配置するとともに、重層的支援会議の多機関協働事業（ふくし相談課直営）に「住まい」分野を位置づけ、重層的支援会議を活用して、支援プランを決定している。
- 市が、第三者による支援を必要とする高齢者等に対し、専門保証・日常生活支援・死後事務などの必要なサービスを提供できる信頼性の高い民間事業者を公募し採択（ずっとあんしん生活支援事業）。また、福祉事業者と手取事務開拓の協賛会議の場を開催する。

相談者（生活課題、住まい課題の相談等）



【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

入出マッチング	ずっとあんしん生活支援事業	日常生活支援	伴走支援	【新たな取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ・住まいサポートおかげを介した民間賃貸住宅等 ・一時生活支援事業、生店確保給付金等によるつなぎ支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護、死後手続き（葬儀、健行家財処分、行政手続き）、相続、不動産処分など 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障害、その他 ・制度サービス利用など 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフォーマルサービスや会員参加支援 ・高齢者を通じた地域へのつなぎなど 	<p>死後事務、遺言作成など複数の手段を用いた複数分野を生かした支援</p> <p>福祉事業者と不動産事業者の連携強化</p> <p>・居住支援フォーラム、懇親会の開催</p> <p>・住まい協議会への取組・アリゲーションの実施</p>

岡崎市 支援事例

単身高齢者

- ・家主がアパートを取り壇す予定で退去を求められているが、転居先が決まらない。
- ・病院のMSWからの連絡で相談につながったケース。
- ・病気をもった単身高齢者に対して死後事務等の先を考えた支援、地域包括支援センター等との連携がポイント。



- ・70代、男性、単身
・抗がん剤によるがん治療中。
 - ・住んでいたアパートが老朽化し、建て替えるため退去を求められた。高齢の兄弟に緊急連絡先を頼んでいたが、高齢のため断られた。不動産屋に行ってみたが、物件が見つからない。
 - ・通院中であり、転出するなら病院の近くにしたい。
 - ・通院している病院のMSWから住まいサポート窓口（住宅計画課）に連絡があり相談受付
 - ・高齢で持病がある。転居を機会に中を手放すことを考えており、通院に便のよいところを希望。基礎年金のみだが、預金があり、今のところ金銭に心配はない。
 - ・要介護認定は受けていないが、転居後の生活に心配があり、地域包括支援センターにつなぐ。
 - ・入居元・居住支援法人を通じて賃貸住戸に入居が決まる
- (人居支援)
- 物件紹介、引っ越し業者の紹介
 - 緊急連絡先の紹介
- (居住継続支援)
- 居住支援法人による、単身高齢者見守り訪問（月1回）
 - 民生委員による、声かけ訪問（月1回）・地域包括支援センターの見守り
 - 居住支援法人による、死後事務、豪財処分、葬儀・埋葬等の支援契約
- ・住まいが確保され、治療が継続している。地域包括支援センター、病院のMSWとの情報共有が始まった。

R5.8月
相談受付

R5.8月
入居決定

R5.9月
転居支援
の提供

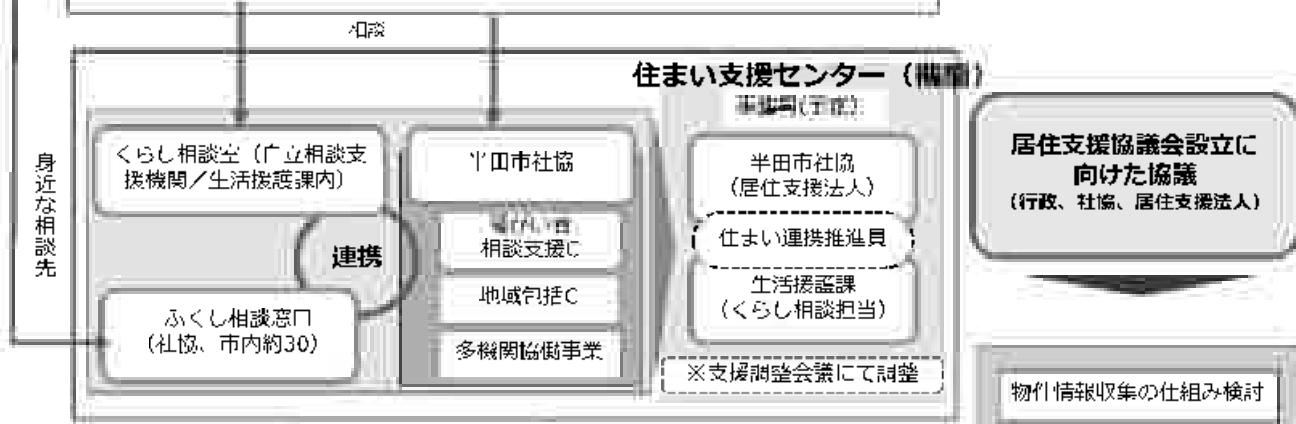
R5.10月
モニタリング

27

半田市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を市と社会福祉協議会が連携し、実施。社協は、地域包括センターや障がいの相談支援センター、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）も受託している。多機関協働事業の重層的支援会議を活用して、支援プランを決定している。
- 居住支援協議会を設立し、事務局は市と社協で担っている。
- 物件情報収集の仕組みを検討する。サブリースや公営住宅活用シェルターなど新たな取組を開始する。

相談者（生活課題、住まい課題の相談等）



半田市 支援事例

母子世帯

- 失業、経済的困窮、本人のうつ、子どもの課題など3年前から社協が関わっており、状況の把握と対応の必要性を迅速に判断できたことがポイント。
- 生活保護からの自立を目指し、生活保護課と障害相談支援を中心に、関係機関で世帯の生活課題に対応するなど将来に向けた関係機関との連携がポイント。

- 40代、女性、夫とは別居中、子ども2人
- R2年11月、社協でコロナ特例貸付の相談を受ける。夫と別居状態（その後離婚成立）、長男の非行、長女の不登校などがあり、R1年、本人がうつ病の診断を受ける。
- うつ症状悪化により、休職から離職となり、フードバンクなど継続的に支援をしてきたが、大業丁当が終了する時期にあたり、仕事を探しや子どもへの対応、家賃の低い賃貸住宅への転居など困りごとが重なっている。
- 本人が社協のふくし相談窓口に来所し、様々な相談をした。窓口担当者から住まい連携推進員に対し住まいに関する支援依頼があった。
- コロナ禍や休職不適により失業、その後失業給付や住居権保給付金などを活用してきたが、基本的な課題は解決できず、牛江保護と障害年金を受けながら牛江の立て直しが必要。本人は生活保護を受給したくない意向があるが、給付の脱却を目指して生活改善を進めることができ（生活保護と障害者相談支援で対応）。
- 子どもにもそれぞれ支援者があり、情報共有しながら、世帯全体を支える。
- まずは病状の安定期が必要（医療機関MSWと情報共有）。
- ようやく生活保護申請を納得し、居住支援法人経由で賃貸住宅入居が決定（入居支援）
 - 賃貸の手続き支援
 - 転居支援
- （居住継続支援）
 - 生活保護と障害者相談支援を中心に、学校など関係機関で情報を共有し支援
- 当面家賃の心配はなくなったが、課題解決には至っていない。

R2.11月
コロナ特例
貸付

R5.3月
住まい相
談受付

R5.8月
生活保護
申請同意

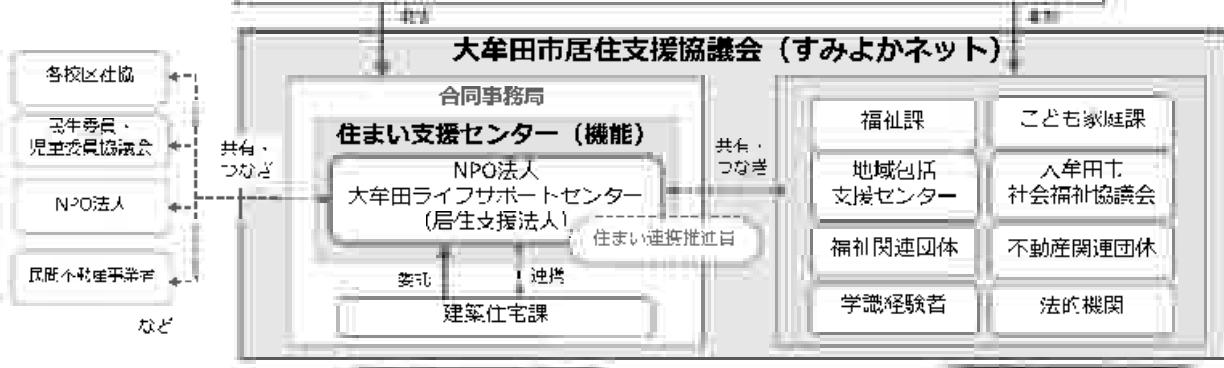
R5.10月
最後の失業
給付受取
ほぼ同時に
転居先決定

29

大牟田市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談窓口機能を新設して協議会の専門相談窓口として設立したNPO法人に委託。
- 居住支援協議会の取組みとして、同NPOと建築住宅課が中心となって、住宅需要者からの入居相談から入居マッチング、日常生活支援、伴走支援を行っている。
- 地域課題である空き家対策と居住支援を一体的に取組むため、空き家の実態把握、所有者の意向確認、活用策の検討・実践を行政施策として位置付けて展開している。

相談者（生活課題、住まい課題の相談等）



【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

住まいの確保

- 空き家調査等による未利用可能な物件確保
- 空き家相談会の開催
- 所有者の理解促進など

入居マッチング

- 空き家利用の仕組み整備
- 不動産事業者等との関係づくり
- 緊急連絡先、専元係、後戻事務の相談など

日常生活支援

- 高齢、障害、その他制限、サービスへのつなぎ
- 電話、訪問による見回りなど

伴走支援

- 引っ越し支援、生活相談、死後事務など
- インフォーマルリーピング等の社会参加支援など

普及啓発

- 住宅分野・福祉分野における市内関係機関や、全国自治体などに対する居住支援政策の普及、住民対象セミナー開催など

空き家活用

- 所有者との調整のほか、空き家者に対する空き家活用による入居支援から生活支援までの手続き等のセラレケーションの整理など

30

大牟田市 支援事例

ひとり親・虐待

- 実父から子への虐待により実家で暮らし続けることが困難なひとり親のケース。
- 転居費用が捻出できないため、大牟田市居住支援協議会で確保している初期費用が安価な空き家への入居支援を実施。
- 生活環境を分離したことにより、本人・子どもと実父との関係性が改善されたことがポイント

- 20代、男性、子ども（長女・長男）との3人暮らし
離婚を機に長女・長男を連れて両親がいる実家に戻ったが、長男に対する実父の虐待があった。
親3人で暮らせる住まいへの転居を希望するが、元妻から預金を引き落とされており転居費用を捻出できない。
- 自治体と社協から住まい支援センターに支援依頼があり、本人来所により相談対応。
子どもがまだ小いため、子ども家庭課と情報共有し、転居後の育児面でのサポートも必要。
転居に係る初期費用を自力で準備できず、両親からの経済的な支援も見込めないため、大牟田市居住支援協議会が運営する空き家情報サイト（すみよかネット）に登録している物件紹介により、初期費用がかからない安価な物件への入居を促す。
- 入居支援**
- 物件紹介・内覧同行（すみよかネットの空き家物件に入居。）
 - 緊急連絡先の引き受け
 - 引っ越し時の搬出・搬入支援（提携している引っ越し業者の紹介）
- 居住継続支援**
- 月1回の生活状況の確認（定期報告書の作成と適宜対応）
- 実父との生活環境を分離したことで子どもたちの精神面は安定しており、親3人で実家に夕飯を行へに行くなど、家族の円満化もみられる。
仕事、育児、家事など本人の負担が大きくなっていること、本人に対する継続サポートが必要。

R5.9月
相談受付

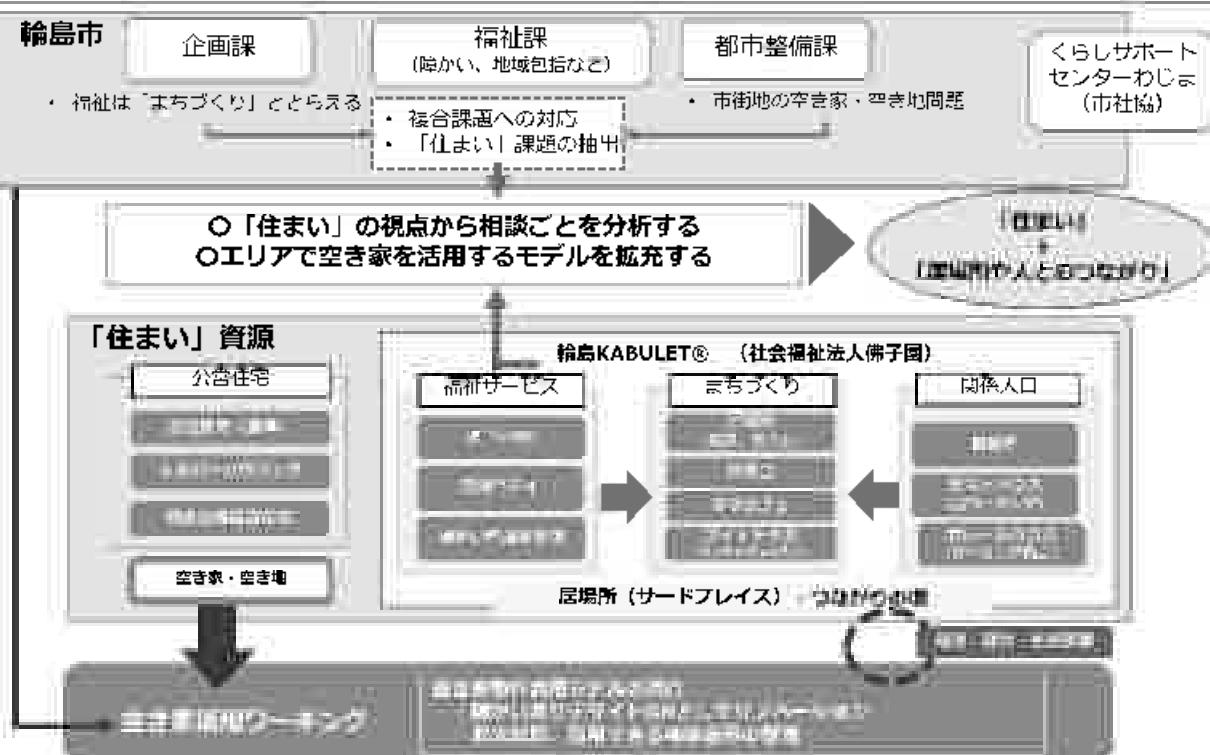
R5.10月
面接

R5.11月
住まい支
援後のモニタリング

31

輪島市「住まい支援システム」イメージ図

- 市福祉課やくらしサポートわじま（生活困窮者自立支援事業所）に寄せられる相談の中で住まい課題がある事例、社会福祉法事佛子園で把握される住まい課題をもつ対象者に対して、住まいの視点からアセスメントを実施。地域の住まい課題を把握する。
- 空き家活用ワーキングを立ち上げて、佛子園が運営する、市内に点在する空き家を活用した居場所づくりを参考に、空き家を活用した障害者の住まい確保の方策を、検討する。



32

輪島市 支援事例

障害者単身

- 緊急性があり、障害グループホームへの入居による安心の確保
- くらしサポート、福祉課、佛子園の3者が状況を確認し、生活全般を支援
- 支援方針として、今後のアセスメントは、時間をかけて、適性を見出すこと

①	<ul style="list-style-type: none"> ・30代、男性、単身 ・母とは離別、父とは死別。弟が他市におり、連絡は取れる状況。 ・高校卒業後、他市で就職したが、刷染め師帰郷し、アパートで一人暮らし。父親の自死後、精神状態が不安定で、双極性障害の診断がある。 ・障害年金を支給しつづ、引きこもり状態。社協との相談・食糧支援等を受けていた。 ・本人が生活に不安を感じ、社協（くらしサポート）に相談。福祉課に、本人が障害年金の手続きを怠り、受給停止になったと、情報提供と相談。 ・部屋の中はゴミ屋敷状態で、床などの腐敗が進み、長期に併せる状況ではない。 ・障害に起因する生活能力の乏しさがあると考えられ、生活能力の獲得が必要。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしサポート、福祉課、佛子園の情報共有と連携で支援（入居支援） ・グループホームへの入居（入居継続支援） ・障害年金復活により生活保護を申請 ・適性に応じた仕事を探す ・居場所に通う ・生活時間や家計管理を覚える ・通院支援
③	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームに入居し、浴ち着いた様子。 ・これまで家賃滞納があり、返済等の整理と一緒に考えること。

R5.8月
相談受付

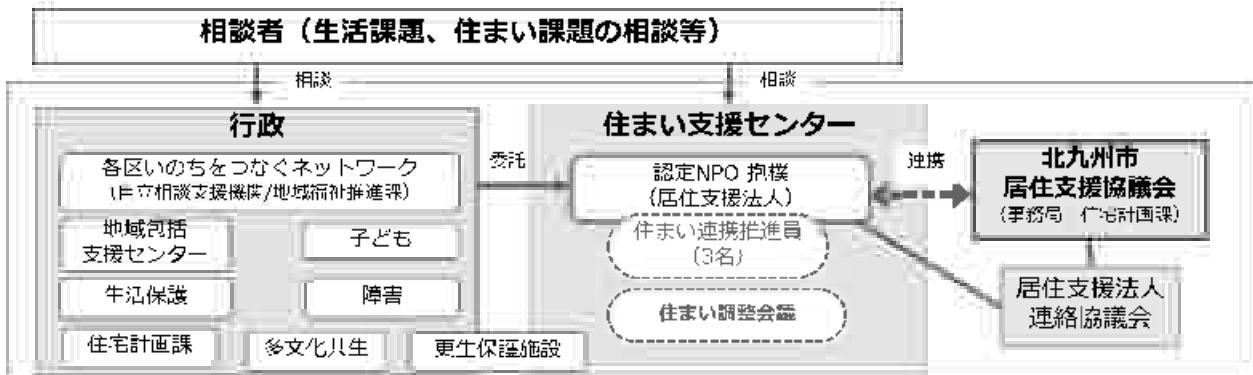
R5.9月
グループ
ホームへ
の入居

R5.9月
タリ
ング

33

北九州市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を居住支援法人であるNPO法人に委託。同NPOはさまざまな困難を抱える対象者に対して住まいや就労などの支援を行っており、独自でサブリース物件を確保・運営している。
- 住まい支援センターに専属の住まい連携推進員を配置し、市が区ごとに設置する直営の「いのちをつなぐネットワーク」（自立相談支援機関）などと連携して、住まいに関する相談、関係機関との支援調整などに対応する。
- 北九州市居住支援協議会が有するネットワークを生かして、市内の低廉物件を把握するための調査と福祉関係者との研修会を実施する。



【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

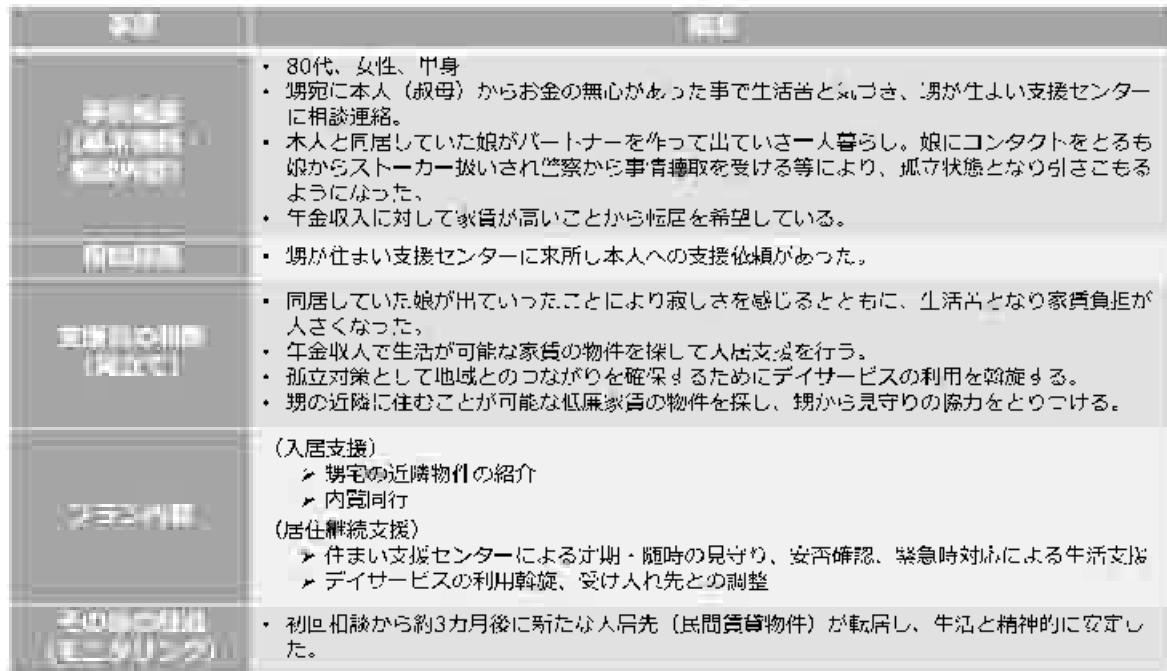
住まいの確保	入居マッチング	日常生活支援	参加・つながり	低廉物件の把握
<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅 ・支援付き住宅（ノラザ ハイツ） ・民間の賃貸住宅 ・セーフネット登録住宅 ・口常生町支援施設 ・社会保険に資する新た な住まいの創出（サブ リース） 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産事業者との初 めての取り組みによるネットワークの活 用） ・市空き家バンク 廉価物件現看 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り、相談 家族機能 高齢、障害、困窮、 その他福祉サービス へのつながり 大家の相談 近隣住民相談 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・校区社群など による「地場」 NPO法人による参加の 場（希望のまちなど） ・住民の支え合い ・地域の支え合い（互助 会） など 	<ul style="list-style-type: none"> ・低廉物件の発源とマッチ ングの仕組みの検討 研修会の開催 不動産業者と福祉関係者の 合同研修会 居住支援法人の活用検討など

34

北九州市 支援事例

単身高齢者

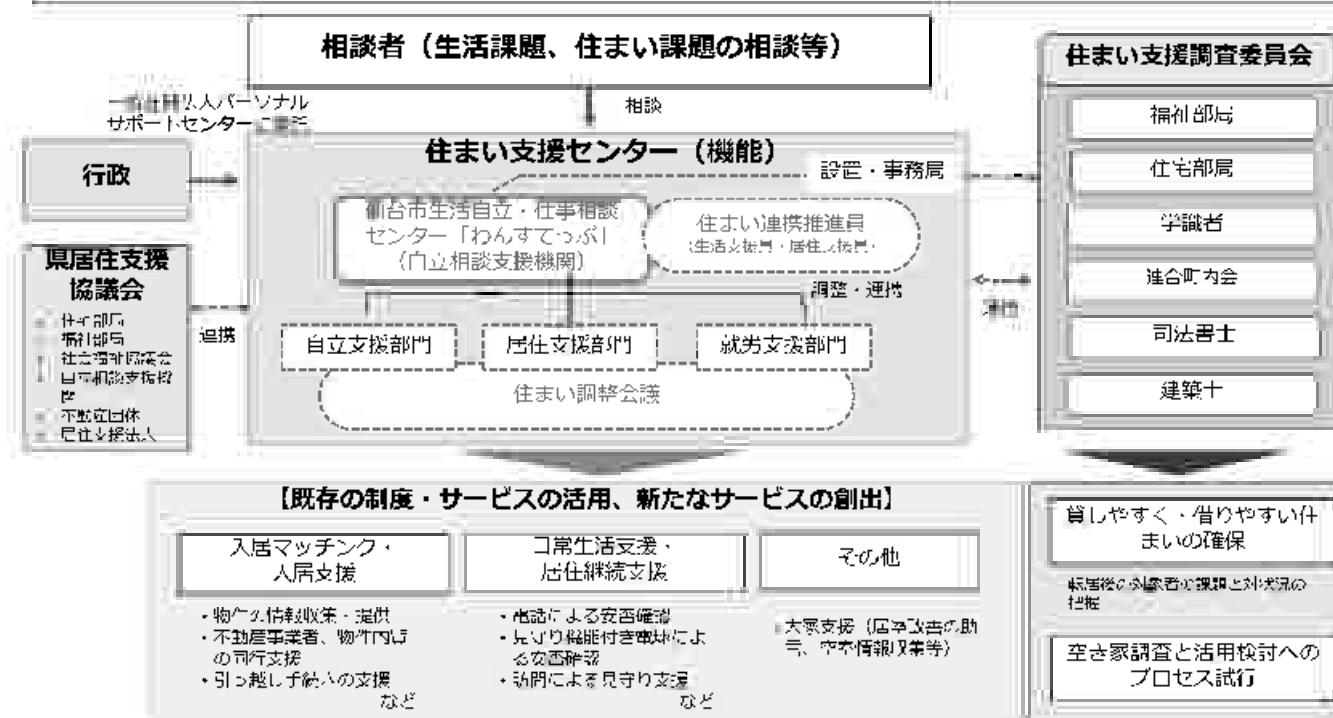
- 本人から連絡を受けた親族（甥）が様子の変化に気づいて住まい支援センターに相談。
- 同居人が家から出ていったことで孤立状態と生活苦に陥った高齢者のケース。
- 年金収入で生活が可能な低賃貸物件への入居支援による生活の安定化と、親族からの見守りとデイサービス利用による孤立感の解消を一体的に図った支援がポイント。



35

仙台市「住まい支援システム」イメージ図

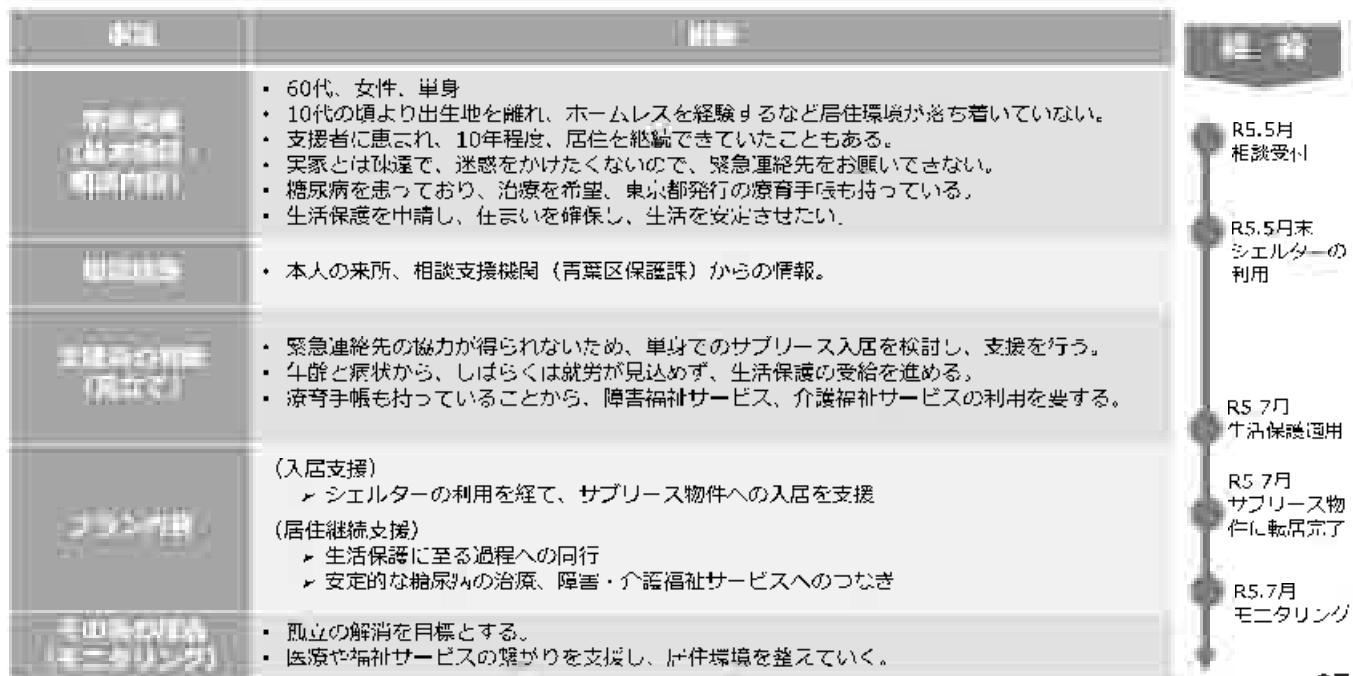
- 生活困窮者自立支援事業を委託されている一般社団法人（居住支援法人）が住まい支援センターとしての役割を担う。
- 生活支援員と居住支援員をそれぞれ配置し、相談者に対応する。行政や関係機関と連携しながら、自立、居住、就労を支援。
- 居住支援法人が住まい支援調査委員会を設置し、転居後の対象者の課題と対応を把握し、貸しやすさ、借りやすさを具体的に検討。また、空き屋活用のシミュレーションを行う。



仙台市 支援事例

高齢者・ ホームレス

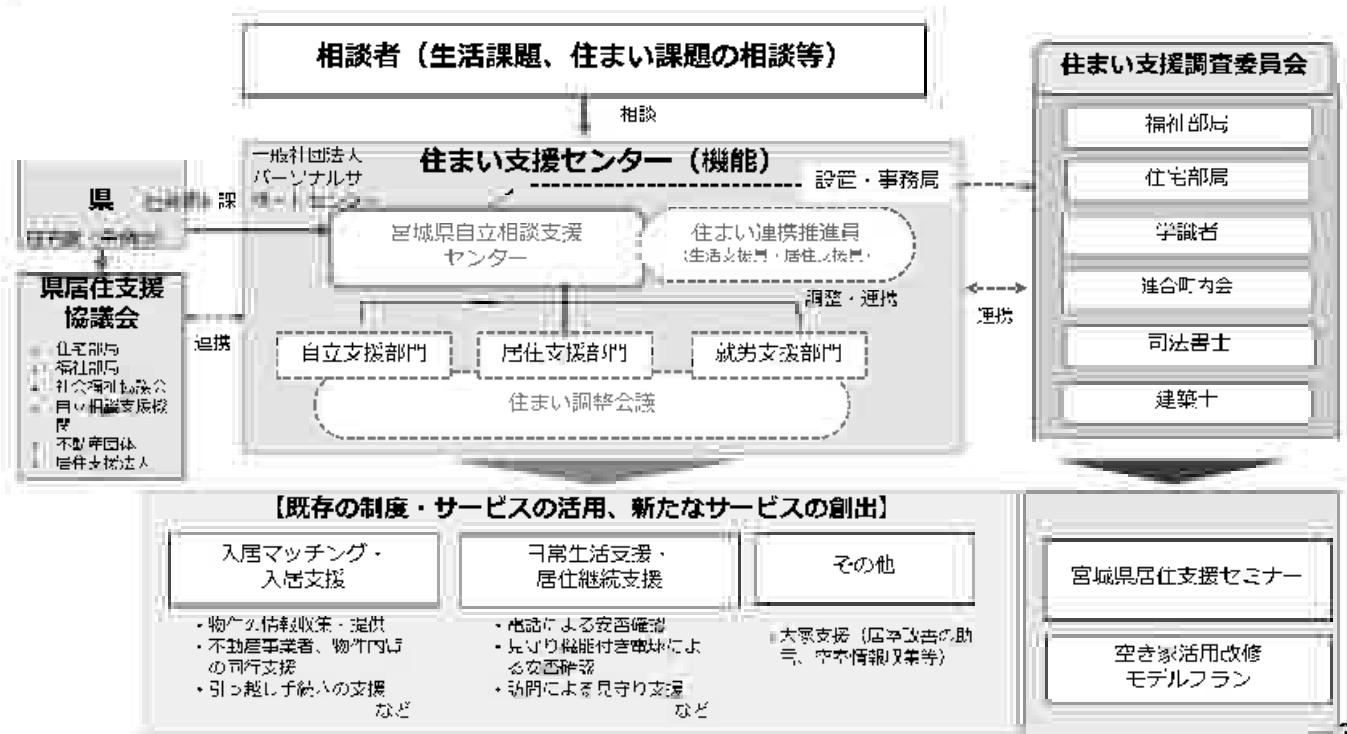
- 病気・障害のある高齢者がホームレス状態から脱却し、生活の安定を求める事例。
- 住居の確保、生活保護の申請、安定した治療、介護・福祉サービスの利用を支援。
- 複数の課題を抱える相談者に対し、支援機関がネットワークを駆使して必要な支援を行い、生活の安定に向けた環境整備を図った点がポイント。



37

宮城県「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援事業を委託されている一般社団法人PSC（居住支援法人）が住まい支援センターとしての役割を担う。
- 生活支援員と居住支援員をそれぞれ配置し、相談者に対応する。関係町村や関係機関と連携しながら、自立、居住、就労を支援。
- 居住支援法人が住まい支援調査委員会を設置し、町村部にも居住支援の必要性の理解を深めるため宮城県居住支援セミナーを開催、また、町村部に多い一軒家の空き家活用改修モデルプランを作成する。

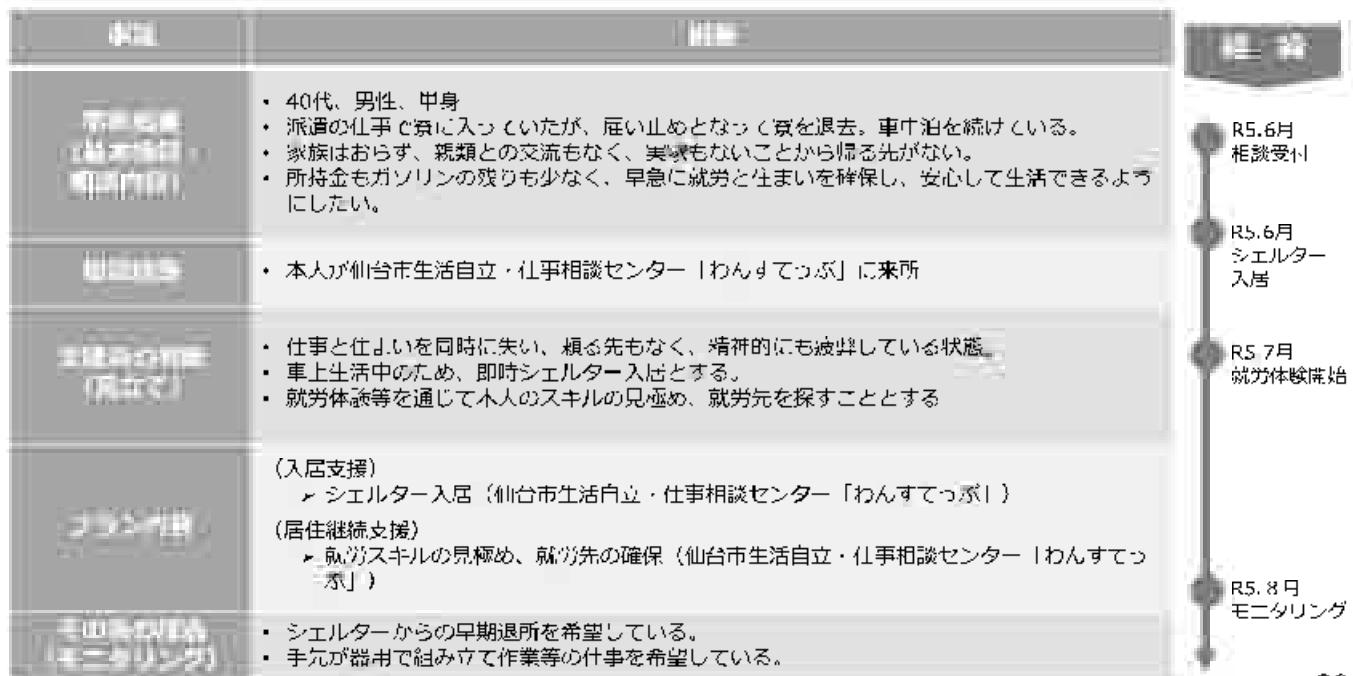


38

宮城県 支援事例

生活困窮者

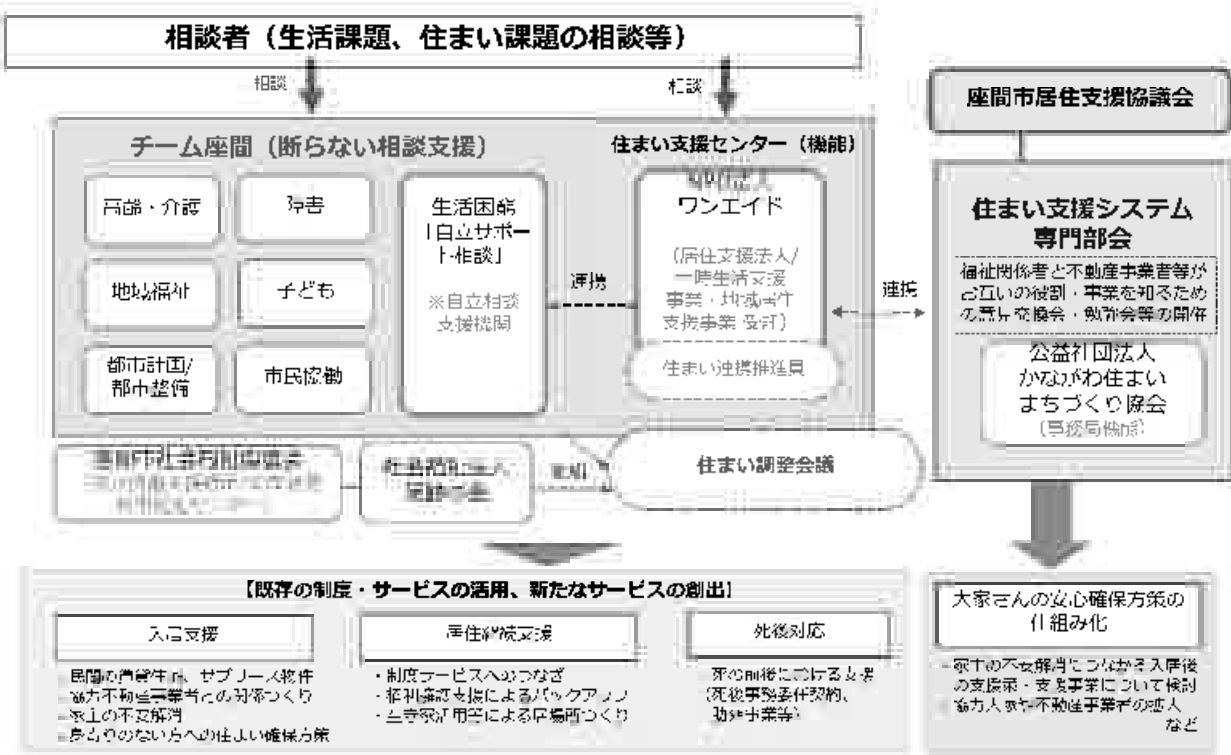
- 雇い止めによる会社の寮からの退去により、就労と住まいを同時に失ったケース。
- 住まい支援の緊急度が高い事例。
- 生活支援員との信頼関係が徐々に築かれ、自分の希望を話すことができるようになったことがポイント。



39

座間市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業・地域居住支援事業の委託先である居住支援法人に住まい支援センターを設置。
- 座間市居住支援協議会の専門部会として「住まい支援システム専門部会」を設置。福祉関係者と不動産事業者等がお互いの役割・事業を知るための意見交換会・勉強会等の開催を通じて、大家の安心確保方策について検討し、協力可能な不動産事業者を増やすことを目指す。



40

座間市 支援事例

若年・障害 疑い

- 生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業利用後の住まい探し。
- 若年層で家族と疎遠、発達障害の疑いがあり仕事を転々として社会的に孤立。
- NPOである住まい支援センターの実務面を支える不動産会社のサブリース物件を紹介し、孤立しないようセンターによる継続的な関わりを行うサポート体制がポイント。

- 20代、男性、単身、実家（母親）とは疎遠、
浜通りの寮に住んでいたが職場でのトラブルにより退職、寮を退去することとなる。市の生活困窮者自立相談支援窓口につながり一時生活支援事業を利用、アパートに入居。
- 生活保護申請。一時生活支援事業の期限が近く、今後の住まいを探す必要がある。
 - 発達障害の疑いあり、コミュニケーションが苦手で仕事を転々としてきた。できる限り自立した生活がしたいと希望するが、精神的に不安定な時がありひさごもる傾向が強い。
 - 本人が生活困窮者自立相談支援窓口（市直営）に相談。
 - 発達障害の疑いがあり、通院中。一時生活支援事業の利用期限が近く、また本人の検査費用の支給が必要なため、早めに住まいを確保する必要がある。
 - 精神的な落ち込みがあるとひさごもる傾向が強いため、今後も住まい支援センターとの関わりを継続できるようサブリース物件を紹介する。
 - 入居先。
株式会社（住まい支援センターを不動産仲介の実務面で支える）のサブリース物件
- （入居支援）
 - 物件の紹介、内覧同行・賃貸借契約時の立会い
 - 緊急連絡先の確保・引受
- （居住継続支援）
 - 孤立しないよう継続的な介入（状況報告を聞く、話し相手）
 - 生活保護を受けながら生活を立て直し、就労に向けた環境を整える（市の自立相談支援機関、生活保護ケースワーカーと連携）
- 入居先が決まり、住まいを確保。精神的に不安定になるとひさごもる傾向にあるため、継続的に声かけ等を行いながら、自立相談支援機関と連携して就労に向けた環境を整える。

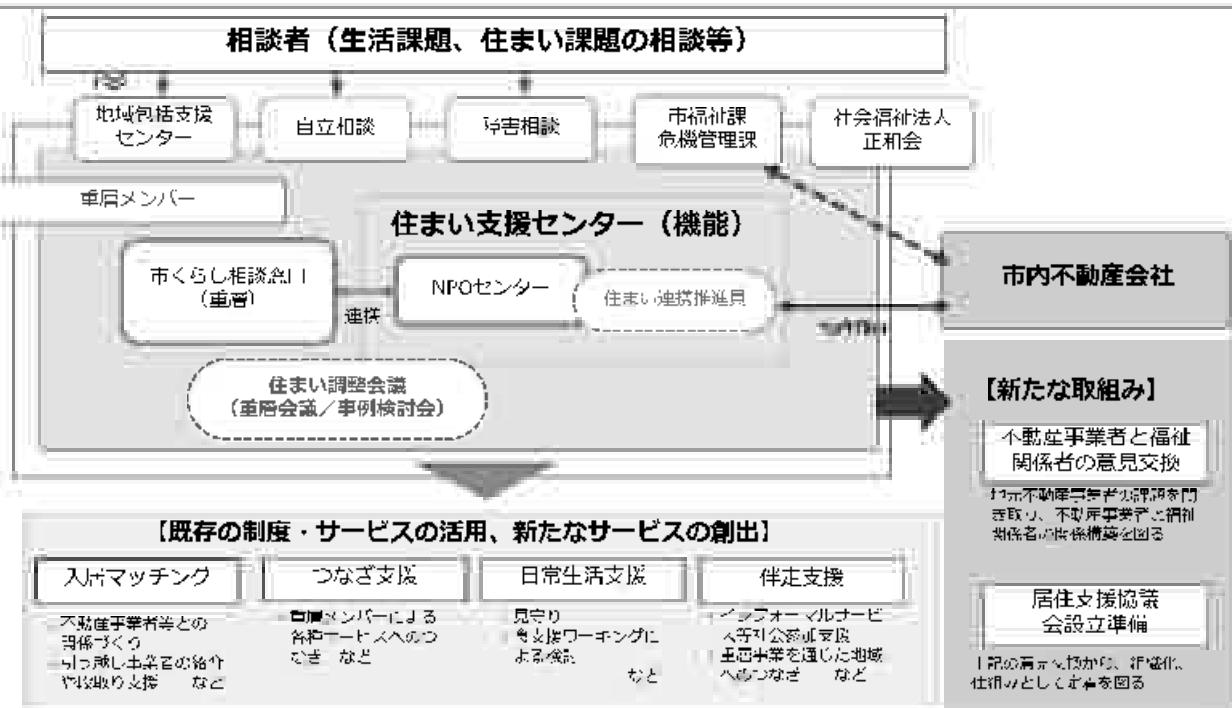
R5.2月
相談受付

R5.3月
入居決定
転居

41

守和島市「住まい支援システム」イメージ図

- 豪雨被害後、福祉課と危機管理課が市内不動産と連絡をとっていたつながりを市内のNPOセンターに機能として移管する。
- NPOセンターの職員を中心に、アセスメント情報の集約を図り、重層的支援体制の中に位置付ける。
- 重層的支援体制のもとに居住支援ワーキングを設置し、不動産事業者と福祉関係者の合同勉強会、意見交換会を開催し、次年度、居住支援協議会の設置を目指す。



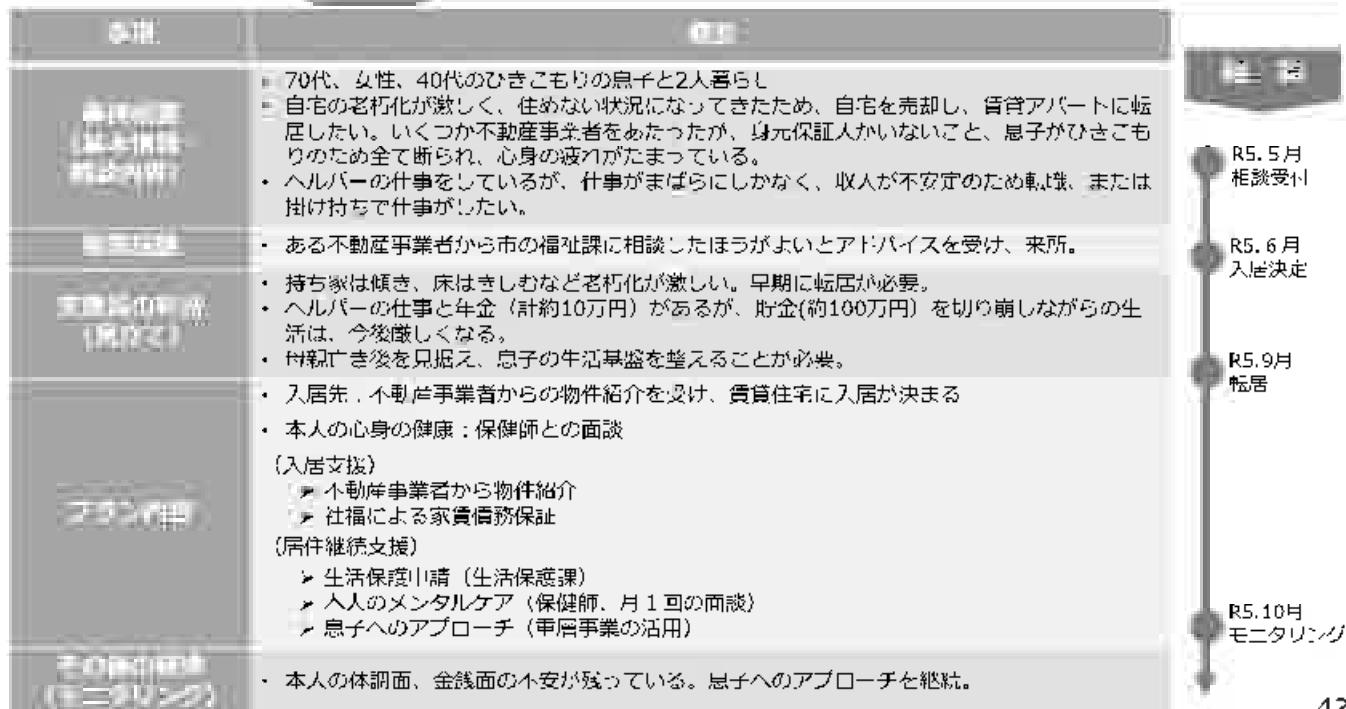
地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業を活用した検討推進

42

宇和島市 支援事例

7040世帯

- 自宅の老朽化がひどく、売却して賃貸アパートに転居希望も不動産事業者に断られる。
- 不動産事業者からアドバイスを受け、福祉課へ相談したケース。
- 高齢女性とひきこもりの息子の世帯に対して、生活保護課、保健師、重層メンバーの連携がポイント。

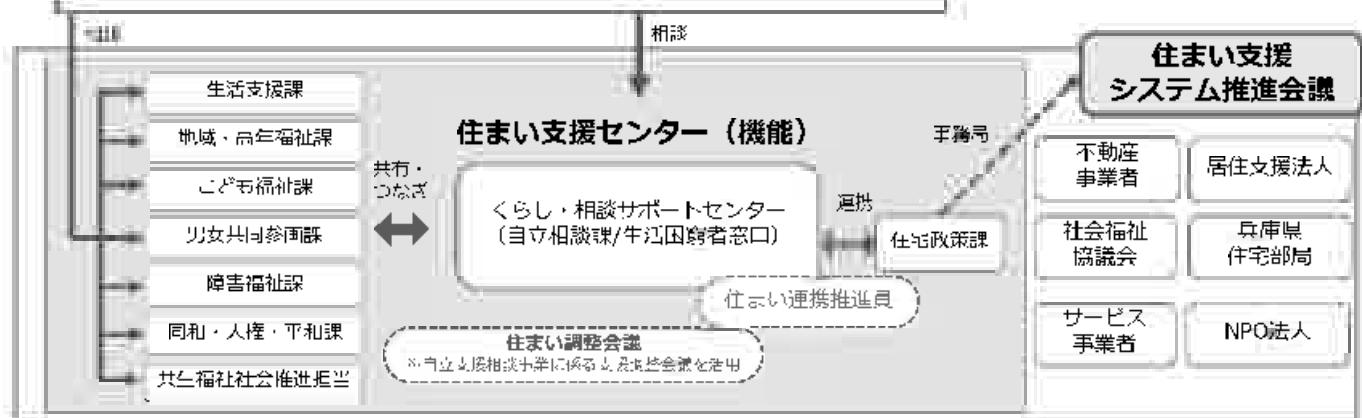


43

伊丹市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立制度の相談窓口である「くらし・相談サポートセンター」に住まい支援センターの機能を置いた行政直営モデル。
- 既存職員が住まい連携推進員としての役割を担い、府内各課の相談窓口で受けける相談内容のうち住まいに関する相談を集約し、関係機関との支援調整などに対応する。支援策については自立支援相談事業の支援調整会議を活用して検討する。
- 住宅政策課が連携し、不動産関係者と福祉関係者による官民の連携体制を構築するための住まい支援システム推進会議を実施し、お互いの立場の相互理解や、協力的な事業者探し可能な連携ツールの検討などを行う。

相談者（生活課題、住まい課題の相談等）



官民連携体制の構築

- ・住宅サイドと福祉サイドの立場、役割等の相互理解
- ・連携ツールの作成、沿用率の検討（ブックフィールド）など

44

伊丹市 支援事例

ひとり親・ 多子世帯

- 多子世帯がゆえに、家賃、広さ、間取り等が適当な物件が見つからないケース。
- 本人、子どもともに複数の課題を抱えており、世帯単位で課題が複合化している事例。
- リスクに備えたシェルター等による心理的安心感の確保と母子双方に対する支援により、母親の育児負担の軽減と就労意欲が高まったことがポイント。

状況	対応
相談受付	R5.8月 相談受付
面接予約(初回面接)	R5.9月 ショートステイの利用開始・就労支援
面接予約(2回目以降)	R5.9月 テナント登録
面接予約(3回目以降)	

■ 41歳、女性、ひとり親・多子世帯、生活保護受給中
 ■ 大のDVが原因で離婚。転出先を告げずに支援措置をかけて現住居（戸建賃貸）へ転居したが、前夫か子供の保護者等に居所を聞き込みしていることを知った。
 ■ 前夫の接近に恐怖を感じており、知らない遠方への転居を希望。
 ■ 婚姻と転居を繰り返したことでの親族との関係は疎遠。
 ■ 子どものうち、何人かは発達障害の診断を受けている。
 ■ 子の施設入所意向ではなく、自身での養育を希望している。

■ 本人から子ども福祉課に相談があり支援依頼があった。

■ 本人からの虐待が疑われる不適切な養育が慢性化している。子どもが物騒を起し、対応ができずにイライラが高じ、親子関係が悪化するという悪循環を断ち切れない状況。

(入居支援)
 ■ 物件紹介（居住支援法人の活用）
 ■ 前夫の接近リスクが高まればシェルターや円了生活支援施設への一時入所を提案する。

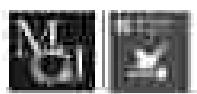
(居住継続支援)
 ■ 本人の養育負担の軽減（ショートステイの活用）
 ■ 就労（準備）支援

■ 多子世帯であるため、家賃、広さ、間取りが適切な物件が見つからない。
 ■ 危険があればシェルター等を利用できることで、心理的安心感につながっている。
 ■ 子どものショートステイを活用することで母親の情緒の安定が図られ、就労体験に参加。レジデンスの仕事を希望している。

【居住支援に関する話題提供】

刑余者支援・再犯防止について

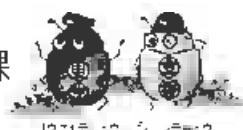
法務省 福岡矯正管区 更生支援企画課 課長 磯 浩太郎
大分保護觀察所 処遇部門 統括保護觀察官 岸 雅人



居住支援 九州サミット in べっぷ 説明資料

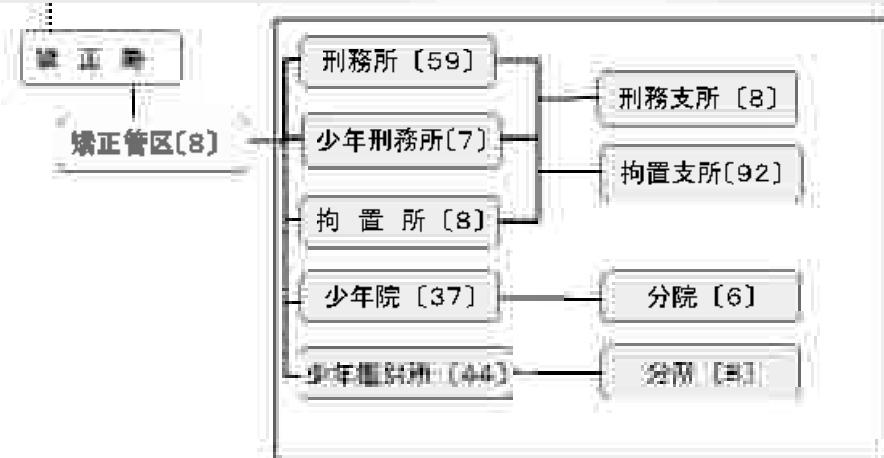
刑余者支援・再犯防止について ～刑余者の住居確保～

法務省矯正局 福岡矯正管区 更生支援企画課



「ウカテーク・ル・ドア」

矯正施設とは



矯正局

⇒刑務所や拘置所、少年院や少年鑑別所などの矯正施設における業務がよりよく運用されていくように、計画や提案をしたり、指導・監督を実施

福岡矯正管区

⇒矯正局の事務を分掌する地方支分部局であり、九州・沖縄地方に所在する矯正施設を所管

更生支援企画課

⇒再犯防止施策の推進のため、国と地方公共団体、民間団体等との連携を強化し、矯正施設の取組についての広報・啓発活動を実施

※ 法務省ホームページ「法務省の組織図(令和6年4月1日現在)」から一部抜粋

福岡管内矯正施設配置図

●刑事施設(11庁)

- ・刑務所9庁(うち女子1庁、医療1庁)
- ・少年刑務所1庁
- ・拘置所1庁
- ※その他、拘置支所18庁、刑務支所1庁
(配置図からは省略)

●少年院・分院(7庁)

うち女子2庁

●少年鑑別所・鑑別支所(9庁)

沖縄本島

那覇少年鑑別所
沖縄刑務所
沖縄少年院・沖縄女子学院

北九州医療刑務所 ● 小倉少年鑑別支所

筑紫少女苑 ● 福岡矯正管区
福岡拘置所 ● 福岡少年鑑別所 ● 福岡刑務所
福岡少年院 ●

中津少年学院

藍刑務所

佐賀少年鑑別所 ● 佐賀少年刑務所

大分少年管所

大分拘置所

大分少年院

長崎刑務所 ●

長崎少年鑑別所 ●

熊本少年鑑別所

熊本刑務所

人吉農業学院

鹿児島刑務所 ●

宮崎刑務所

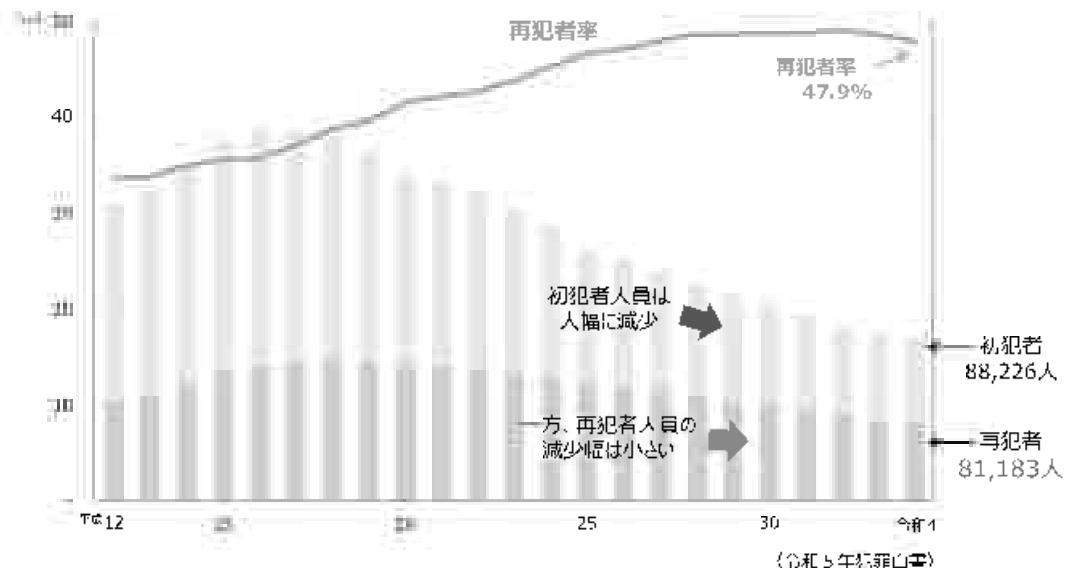
宮崎少年鑑別所

鹿児島少年鑑別所

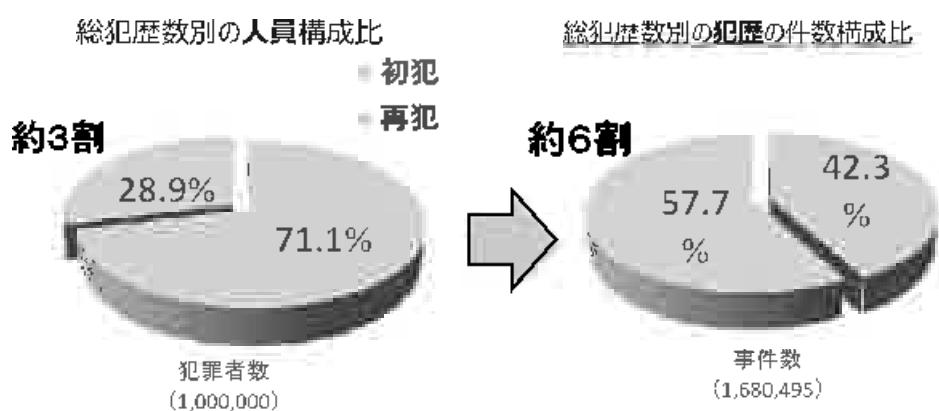
再犯者率は高止まり傾向にある

※ 接触人口に占める再犯者の割合

刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

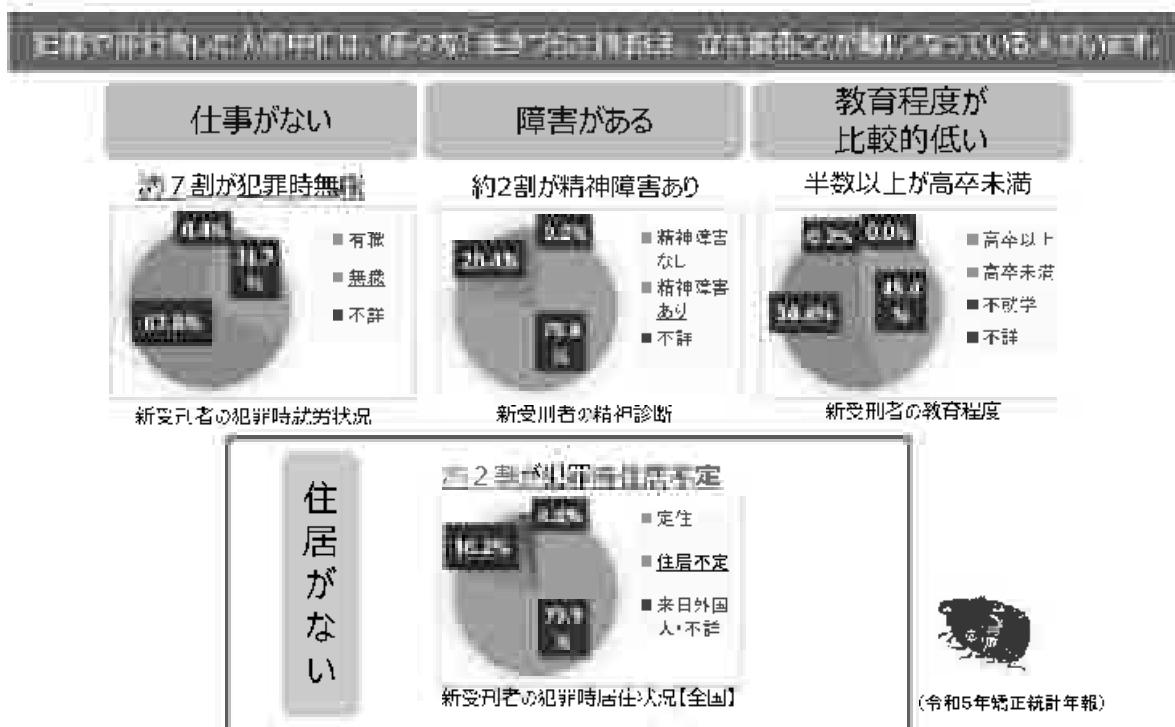


約3割の再犯者により、約6割の犯罪が行われている



昭和23年から平成18年に刑が確定した者のうち、100万人を無作為に抽出し、調査分析を行った結果(法務総合研究所の調査による。)

犯罪・非行に陥る背景～「生きづらさ」という問題～



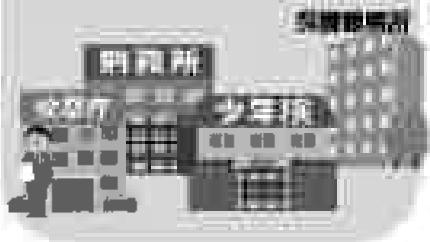
地域に戻っても…



刑事司法だけでは対応が難しい課題 ⇒ 地域社会での継続的な支援が必要

【刑務所等での指導・支援】

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援



再犯防止推進法制定以降の国の取組

- ▶平成28年「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
- ▶平成29年「第一次再犯防止推進計画」閣議決定（平成30年度～令和4年度）
- ▶令和5年「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（令和5年度～令和9年度）

第二次再犯防止推進計画

①就労・住居の確保

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

③学校等と連携した修学支援

④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施

⑤民間協力者の活動の促進

⑥地域による包摵の推進

⑦再犯防止に向けた基盤の整備

7つの重点課題のもと、96
の具体的な施策に取り組み、
安全で安心して暮らせる社会
の実現を目指す。

住宅セーフティネット制度においては、矯正施設退所者も住宅確保を配慮する



再犯防止施策の概観

再犯防止の取組は、次の2点に対応することを目的としています

①

懲役につながる事件の未然への対応

様々な「生きづらさ」

②

生活環境の改善

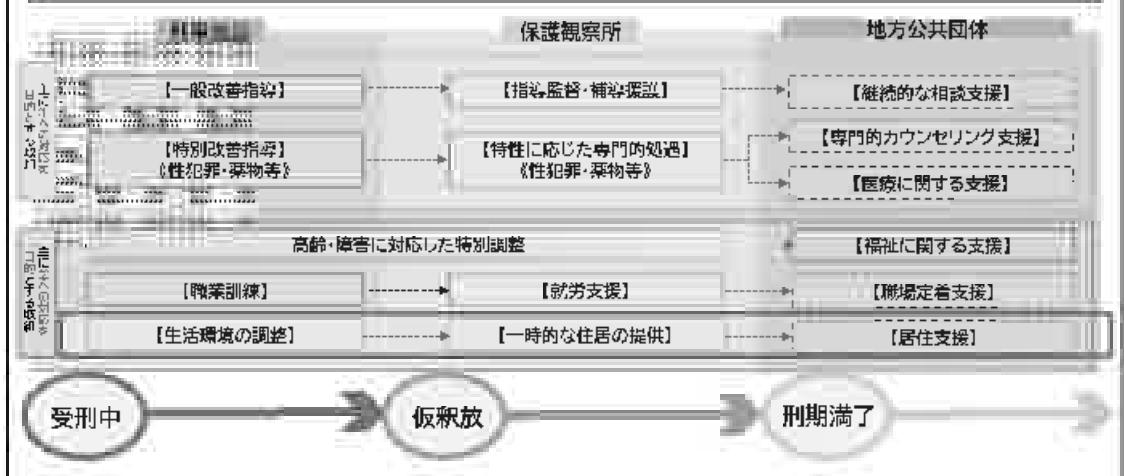
就業・就労

貢献・志向

主導的

自立意識

再犯防止に必要となる犯罪をした者等に対する標準的な社会復帰支援フロー



困ったときの相談機関について

相談機関: 法務少年支援センター(少年鑑別所)

未成年法執行・少年片出監査あんやこ連絡の方、学校の先生、親知らず支局を実施している方などからのお問い合わせに応じています。名称に「少年」と入っていませんが、「大人」の方の相談も受け付けています。

相談料: 無料

相談方法: 法務少年支援センターへの来所又は電話

相談可能内容: 非行、犯罪行為、親子関係、職場でのトラブル、交友関係など

相談への対応 ●お困りごとのアドバイス ●定期的なカウンセリング
●心理検査の実施 ●専門機関のご紹介

など

非行や問題行動でお困りの方へ

相談受付窓口

法務少年支援センター

相談ダイヤル 0570-085-085



法務少年支援センター

最後に

犯罪の繰り返しを防ぐためには
地域社会における「息の長い」支援が
必要です。

犯罪をした者等の
立ち直り・再犯防止について
ご理解・ご支援いただきますよう
お願いいたします。



再犯防止啓発ポスター

再犯防止啓発動画を公開しました。

繰れる人がいない、仕事に就かない、更迭した仲間がない……。
或るの悪かだけではなく、むずからい厳しい現実により、犯罪と繋がってしまう恐れがある等が一定数存在します。

そこで「再犯防止」というキーワードをもとに、当該者等の再犯防止啓発動画を作成していますが、再犯と防ぐために地域の方々が費やさない

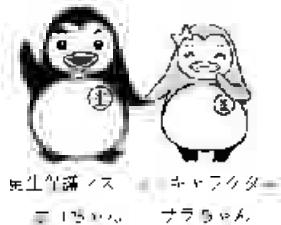
地域で出所者等支援への理解が頂まり、立派が広がるきっかけになればと、再犯防止啓発動画を作成しました。

動画はYouTube「松井Dchannel【渋谷監査チャンネル】」でご覧いただけます。
動画はYouTube「松井Dchannel【渋谷監査チャンネル】」でご覧いただけます。
動画はYouTube「松井Dchannel【渋谷監査チャンネル】」でご覧いただけます。

再犯防止啓発動画 URL: <https://www.youtube.com/channel/UCqyvWQfJQD1jz>



更生保護における居住支援について

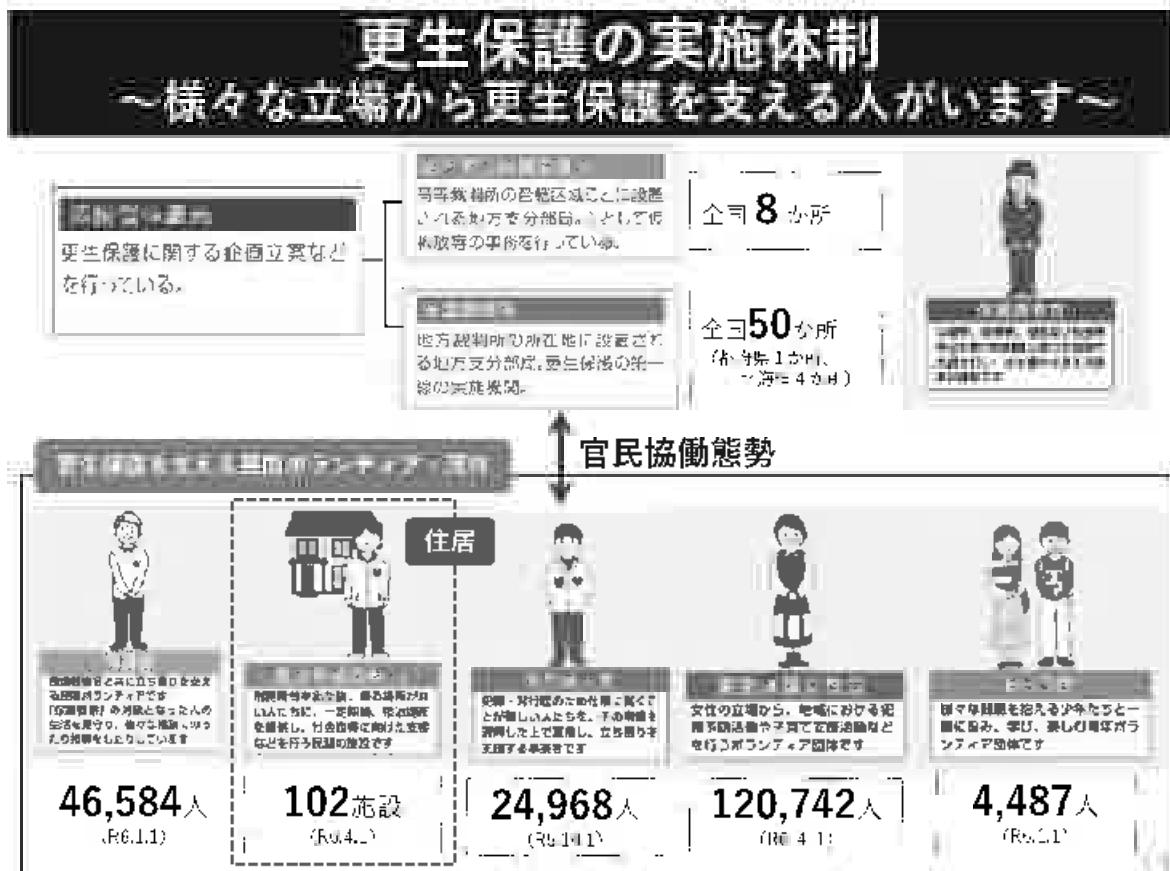


更生保護ノス
キャラクター
① さわらん
② プラちゃん

令和6年10月
法務省保護局



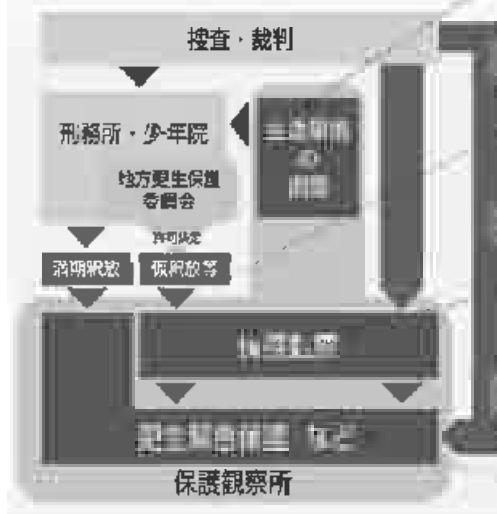
12



更生保護の役割等 ～刑事司法手続のアンカーを担います～

非執行監視の概要

刑務所・少年院に収容中の人にについて、保護観察所が、假放後の帰宅地の状況を調査し、適当な住居や仕事を確保するなど、假放後の生活環境を調整する制度です。



保護観察

地方更生保護委員会の許可により、刑務所や少年院に収容されている人を、定められた又空期間満了前に假に假放等する制度です。対象となった人は、保護観察になります。

保護観察

対象となった人について、保護観察官と弁護士が、本人の生活状況を把握し、必要な指導（例：就労のプログラム）や、支援（例：住居や仕事の確保など）を行う制度です。

生活援助

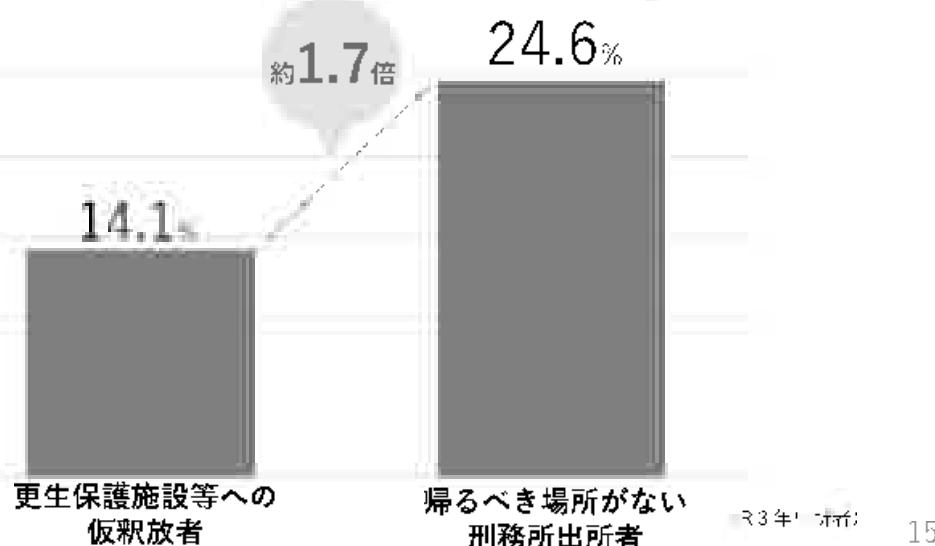
更生委員会が、本人からの申出に基づいて、生活上の相談に乗り、必要に応じて、生活面や職業の情報、就職の援助などをを行う制度です。
その他にも、地域住民・関係機関からの相談に応じ、情報の提供・助言その他の必要な援助を行う制度があります。

14

刑務所出所者等に対する居住支援の必要性①

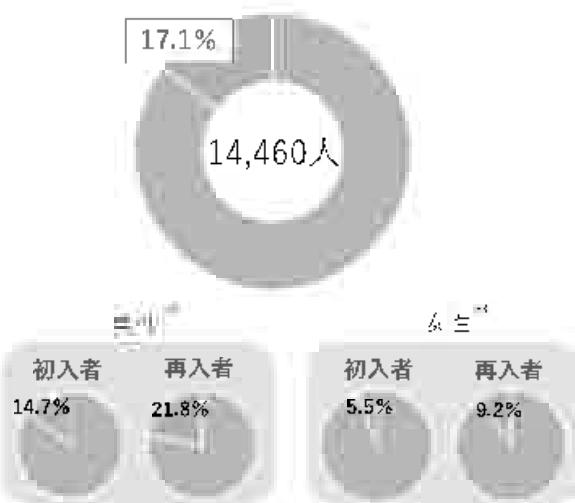
帰るべき場所がない刑務所出所者等は
仮釈放者と比較して再犯リスクが高い

広告の有無別の刑務所出所者等の2年以内再入率



刑務所出所者等に対する居住支援の必要性③

新受刑者のうち住居不定の者の割合（令和4年）



刑務所出所時に帰住先がない者の割合^{※2}



注：「満期释放者」は、
「刑務所出所時に帰住先がない者」と「65歳以上の満期释放者」を併せて算出した数値である。

- 新受刑者のうち、約17.1%は住居不定
- 初入者より再入者の方が、また、女性より男性の方が住居不定の割合が高い

- 出所者のうち、約15.6%が帰住先なし
- 満期释放者においては、約42.6%が帰住先なし

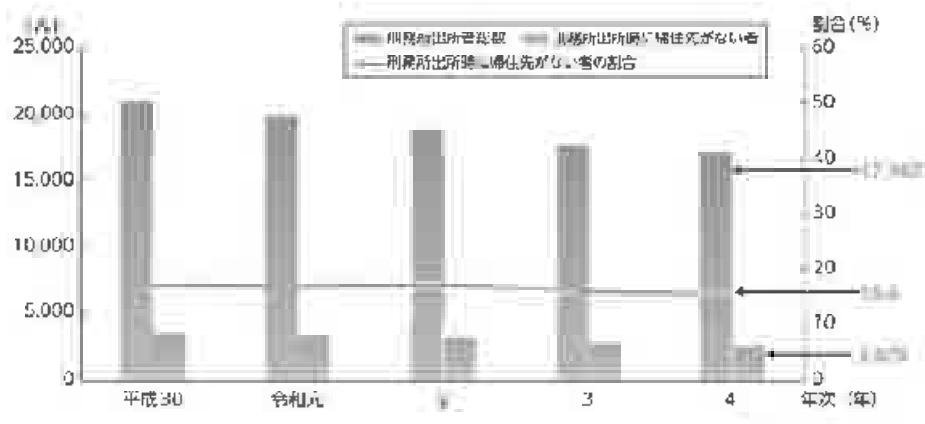
帰住先確保のための居住支援が重要

16

刑務所出所者等に対する居住支援の必要性③

刑務所出所時、

適切な帰住先がない者の割合は高止まり



年次	刑務所出所者数	刑務所出所時に帰住先がない者 の割合 (%)
平成30年	21,063	3.628 (17.2)
令和元年	19,993	3.380 (16.9)
2	18,931	3.256 (17.3)
3	17,809	2,844 (16.0)
4	17,142	2,678 (15.6)

17

再犯防止に向けた取組 ～第二次再犯防止推進計画～

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、**個々の特徴別の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“柔軟な”支援を実現すること。**
- ② **就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）開拓を構築すること。**
- ③ 人と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、**国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。**

7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保
- ② 地域社会におけるセーフティネットの充実
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

(具体的な施策) 地域社会における定住者の確保
ア 居住支援法人との連携の強化【前回計画が】
元厚生省は、国土交通省の力を借りて、被験者
対象者等の住居の確保のため、居住支援
法人との連携を強化し（略）、「なるべく
の方針を検討する。
また（略）住居確保要給付受給者に該当する者に
対して、負担住宅に対する寄附の提供及び助成
の実施を終めるとともに、（略）入店を手すない
寄附人の貢献・確保に努めろ。

18

住宅セーフティネット制度における 刑務所出所者等の位置づけ

出家で足の患者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育して
いる者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するもの
として国土交通省で定める者

国土交通省で定める者

- ・外国人
- (条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある
者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、
児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、
DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施
設在住者、生活困窮者など)
- ・東日本大震災の大規模な被災者
(災後3ヶ月以上)

住宅確保要給付受給者に対する賃貸住宅の供給 の促進に関する法律施行規則(第3条)

○ 生活保護法(平成11年法律第八十八)第四十八
条に規定する被験者若しくは亦眷防法(平成
11年法律第百八十九)第二十六条规定する
被験者に付されている者又は生保法第八十五
条、(元眷防法第三十一条の規定により読み替え
て適用する場合を含む。)に規定する**生保法被験者**
を受けている者

19

刑務所出所者等に対する居住支援①

～更生保護施設～

更生保護施設の役割

- ◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設（刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手）
- ◆ 仮释放者の約3割を収容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設

更生保護施設における処遇

- SST（社会生活技能訓練）、洒落・素害教育等、特性に応じた多様な指導や支援（特定補導）を実施するなど、入所者・退所者等の地域移行と再犯防止を併進
- 全国77施設に福祉スタッフを配置し、高齢・障害者を受け入れるための取組を実施（H21年度～）
(主に少年を受け入れる更生保護施設（3施設）にも福祉スタッフを配置（R4年度～）)
- 全国25施設に薬物専門スタッフを配置し、薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施（H25年度～）
- 全国19施設に訪問支援スタッフを配置し、更生保護施設退所者等に対して訪問により生活相談等を行う取組（訪問支援事業）を実施（R3年度～）

保護の概況

(R6.4.1現在)



各都道府県に1施設以上設置

◆施設数 102施設
◆定員 2,403人



筆 男子施設 * 女子施設 ■ 男女施設

体制

- ◆ 経営主体
 - 更生保護法人 99施設
 - 社会福祉法人 1施設
 - NPO法人 1施設
 - 一般社団法人 1施設
 - ・収入の8割以上が、国から支弁される更生保護委託費であり、財政基盤が脆弱な法人が多い。
- ◆ 職員体制
 - ・常勤職員 5名程度
 - ・非常勤職員（調理員、宿泊員等）を配置

刑務所出所者等に対する居住支援②

～自立準備ホーム～

自立準備ホーム

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行さ場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要

H23年度～

新たな仕組みが必要



21

刑務所出所者等に対する居住支援 ～更生保護施設等の課題～

- 更生保護施設等は一時的な住居であり、入所した出所者等は、自立のために必要な資金を確保するなどして、一定期間の経過後には退所していくことが求められる。
- 更生保護施設等に入所した出所者等の多くは、頼ることができる親族等がいないことから、自立先（施設退所後の住居）を調整・確保するに当たって様々な困難が生じやすい。
- 更生保護施設退所後、居所（住まい）不安定な生活を過ごす中で、再犯のリスクが高まる。



22

更生保護における居住支援法人との連携

住まい支援の複数化のための連携協議会

- 住まい支援の関係省庁（国土交通省、厚生労働省、法務省）及び財團法人で構成
- 牛込困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち牛込や住宅に転居を要する人々の住まいの安心や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図る。

居住支援協議会への参加

133件
(平成25年度)

- 保護観察所等が居住支援協議会に参加し、児童保護面を表明

居住支援法人と連携した事例

163件
(平成25年度)

- 更生保護施設入所者に対して、居住支援法人が施設退所後の住居確保（契約予約支援含む）と見守り支援を実施
- 受刑者について、保護観察所が生活保護窓口と事前調整を行い、居住支援法人が出所後の住宅確保、医療機関受診、生活支援等を実施
- 保護観察所、更生保護施設、社会福祉協議会、児童支援法人、対象者でクリース会議を実施
- 居住支援法人に対して、保護観察所が対象者の問題行動への対応方法等を助言
- 保護観察所が更生保護施設職員に対する研修に「居住支援法人職員」を講師として招聘

23

刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正① ～更生緊急保護の拡充、刑執行終了者等援助の創設～

刑事手続の入口から出口・地域までのシームレスな支援の推進

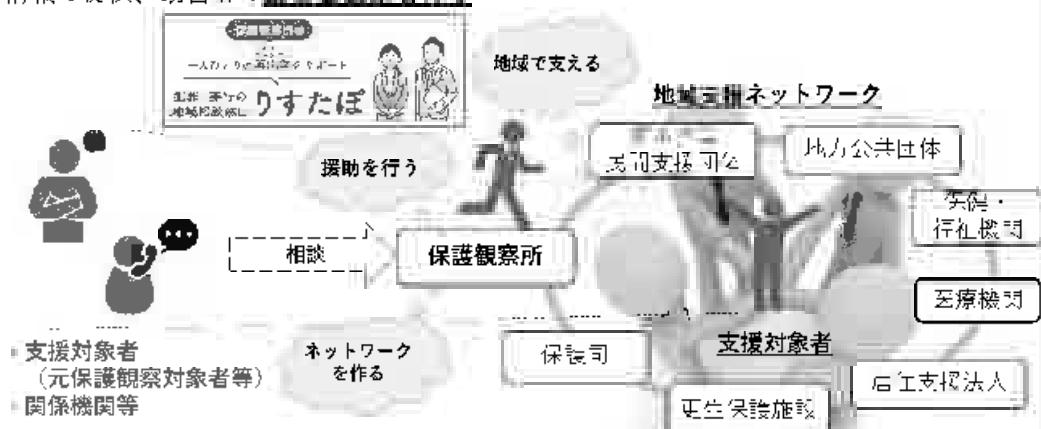


刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正② ～更生保護に関する地域援助～

「息の長い」社会復帰支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実態

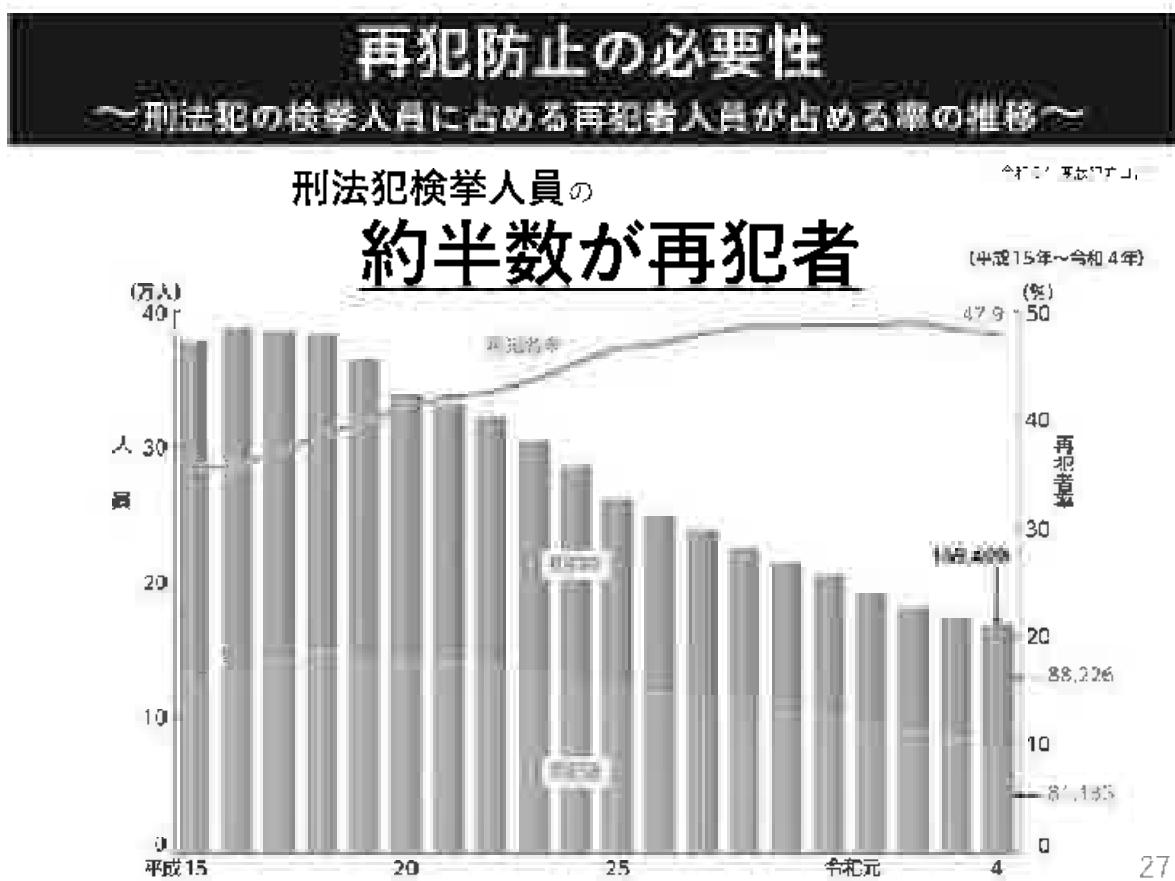
【更生保護に関する地域援助】

・諸窓口が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため
地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、
情報の提供、助言等の必要な援助を行う



參考資料

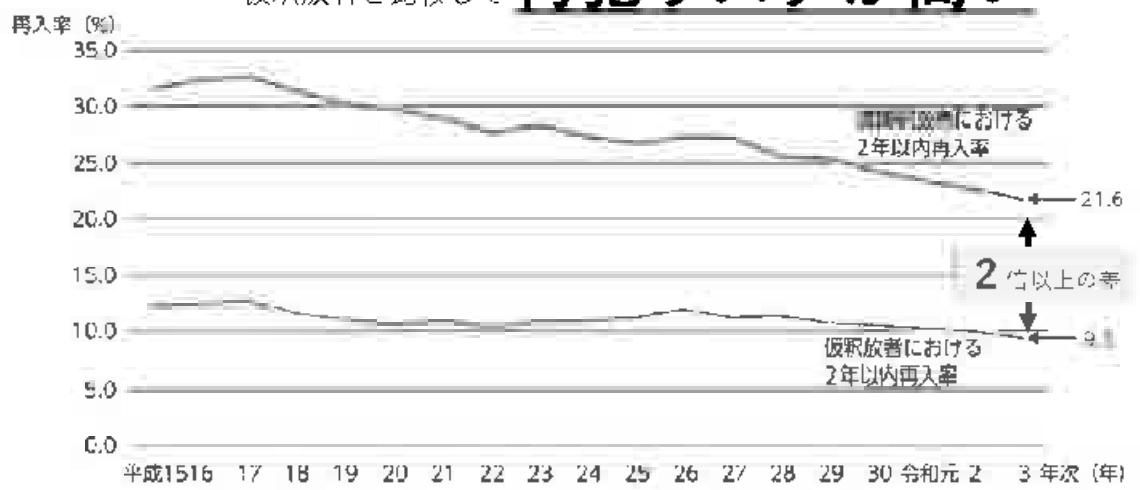
26



“息の長い”支援の必要性

～出所要刑者の2年以内再入率の推移（祝故事由別）～

満期釈放者は 再犯リスクが高い



仮釈放者（刑期満了の前に仮に釈放された人）
・残り期間は保護観察を受けなければならない

満期釈放者（刑の執行が終わった人）
・更々緊急保護を申しされれば支拂が受けられる。28

再犯防止に向けた取組 ～再犯防止推進法と再犯防止推進計画～

再犯防止推進法（平成28年12月施行）

再犯の防ぐ等に関する施策について、基本的立場を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたもの

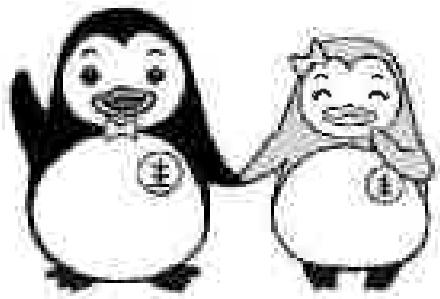
再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）

- 再犯防止推進法第7条に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政令が取り組むべき具体的な施策での基本事項を定めたもの
- 同法第7条第6項により少なくとも年ごとに見直すこととされ、第一次の再犯防止推進計画は、令和4年度末をもって計画期間が終了

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）

- 第一次計画の施策の実績状況や課題等を踏まえ、再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として策定されたもの
- 計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年

**住宅・福祉の関係機関と連携した
「刑務所出所者等（住宅確保要配慮者）」の居住支援**



共生伙伴スマス（ツ）キャラクター「東北ペンギンのホッちゃん・サフちゃん」

御清聴ありがとうございました。



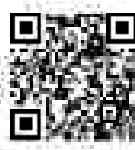
大分県内の居住支援協議会

竹田市居住支援協議会
豊後大野市居住支援協議会
日出町居住支援協議会
大分市居住支援協議会

竹田市居住支援協議会

産官学民が連携協議し、住宅確保要配慮者の円滑な入居促進や生活支援を通じて、福祉の向上と住みやすい地域づくりを目指します。

竹田市居住支援協議会ご相談専用窓口が開設いたしました。
まずはお気軽に何でもご相談ください。



協議会

大分県竹田市大字竹田275番地 0974-63-9017
新町ヴィズ1F 平日 9:00-17:00

協議会事務局 居住支援法人たけたねっと

成年後見受任 もしもに備える老いじたく

判断能力が十分でない方が自分らしい生活を送れるよう財産管理や契約などの生活に欠かせない手続きをサポートするための仕組みです。
見守り契約（定期面談）からはじめられます。



晴れる家

みんなの居場所

月・水・金 新町ヴィズ2F
フリースペース 無料開放

新町ヴィズ ウィズ農園

お試し入居受付中！

人生100年時代を支える
住まい環境整備モデル事業
女性専用のシェアハウス

農福連携

障がい者、高齢者、生活困窮者
子どもたちに居場所や働く機会
食糧のサポート

その他 居宅介護支援 竹田市スクールソーシャルワーカー委託業

(一般社団法人)
権利擁護支援センターたけたねっと
居住支援法人
竹田市居住支援協議会事務局

☎ 0974-63-2723

(受付時間 平日 9:00~17:00)



事務局

豊後大野市居住支援協議会

設立：2023年1月

事務局：豊後大野市建設課・社会福祉法人偕生会

事務局補助：大分県豊後大野土木事務所

相談窓口：0974-42-2270（養護老人ホーム常楽荘）



相談支援部会

2023年度：相談対応（随時）

2024年度：事例検討会を中心定期開催

広報部会

2023年度：HP・パンフレット制作

2024年度：地域資源マップ制作



地域づくり部会

大学・市民団体・社会福祉法人と連携し
空き空間活用等を通じた地域づくりを行う。

日本文理大学
工学部建築学科



鷹川町支元会いの
まちづくり仕掛け人会



社会福祉法人
偕生会



民生委員等との意見交換会



座談会
「みんなで話そう
居住支援」



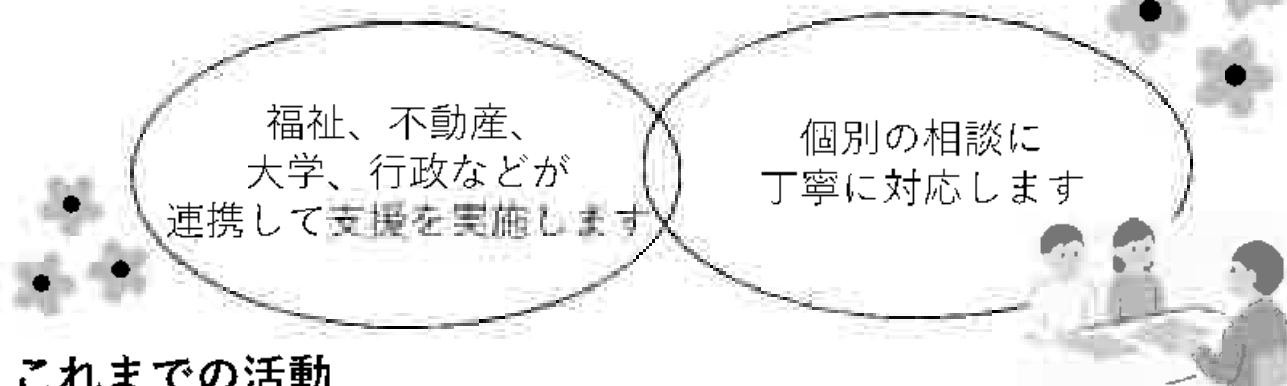
情報交換会
「保護司さんと話す刑余者の住まいと社会復帰」



日出町居住支援協議会 取組紹介

取組内容

日出町役場、陽谷福祉会との合同事務局



これまでの活動

令和6年3月22日（金）日出町居住支援協議会発足



令和6年8月9日（金）居住支援セミナー開催



令和6年9月19日（木）立命館アジア太平洋大学（APU）サスティナビリティ環境光学部と
日出町居住支援協議会パンソレット作成に向けての「日出町内視察」



今後の予定

- ・協議会用パンソレット、ホームページの作成
- ・厚生労働省伴走支援事業にて伴走していただき、
協議会活動を進めていく予定



お問い合わせ

社会福祉法人 暁谷福祉会
TEL : 0977-72-8336
mail : info@youkoku.or.jp

日出町役場 介護福祉課
TEL : 0977-73-3121

2024年6月7日 「大分市居住支援協議会」設立

大分市民 約47万人が
安心して生活できる
居住環境を実現、維持
するために・・・



行政・不動産・福祉・
大学・居住支援法人等で
連携してできることを
構築します



広報部会



住居に関するワンストップ
窓口ができたことを市民の
皆様にお知らせします

* HP、パンフレット、市報
など



相談部会

ご相談の解決にむけて
官民協働で確実かつ
スピーディーに対応
できる体制作りを行います

相談会を開催します

調査部会

地域づくり、居住空間
の創生などを目指した
空き家調査、活用の模索
市場調査計画

大分大学、日本文理大学
の調査研究支援

【お問合せ】 大分市居住支援協議会 事務局

TEL 070-1383-1775

Mail oita.city.kyojushien@gmail.com

■ 開催主旨

近年、低額所得者、高齢者、障がい者などが家賃滞納、孤独死、近隣トラブル等への懸念から貸貸する際に大家や不動産事業者から入居を拒まれるケースが見受けられます。

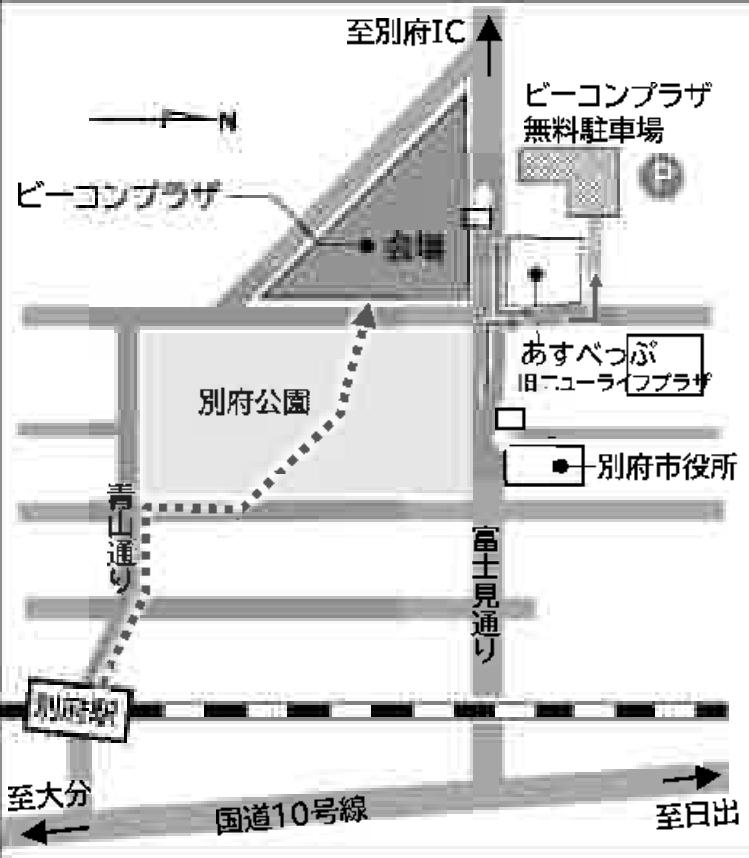
一方、人口減少やライフスタイルの多様化に伴い、空き家は増加傾向にあり、住環境に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした住まいや暮らしに関わる様々な課題を解決するために、「居住支援」という概念のもと社会全体で支え合うことが重要となります。

本サミットは、こうした背景から地域共生社会の実現に向けた「居住支援」の考え方の浸透と居住支援施策に積極的に取り組む九州エリアを中心とした居住支援協議会や居住支援法人における取組の普及・促進を目的として開催します。



■ 交通アクセス



・徒歩 (JR別府駅から約20分)

・自家用車 (ビーコンプラザ無料駐車場をご利用ください)
※会場まで徒歩2分

その他の交通アクセスは、ビーコンプラザのホームページをご覧ください。<https://www.b-conplaza.jp/access/>

MEMO